昭和49年度～

消防秋田
定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂吉之助
印刷所　能代市大町7の8
㈱　北羽新報社
電話　②代5333

昭和48年度 消防功労者表彰伝達式

三月二十日（水）午後一時から県庁において、昭和48年度消防功労者表彰並びに伝達式を挙行した。

式次第

1、開式のことば
2、『君が代』斉唱
3、消防庁長官表彰伝達
4、知事表彰
(1)永年勤続功労章
(1)昭和48年度優良消防機関（表彰旗）
(2)昭和48年度優良消防機関（竿頭綬）
(3)昭和48年度無火災町村
5、日本消防協会長表彰伝達
(1)功績章
(2)精績章
(3)竿頭綬
(4)表彰状
6、秋田県消防協会長感謝状贈呈
(1)昭和48年無火災町村
7、永年勤続功労章、功績章、精績章の着用
8、知事式辞
9、秋田県消防協会長あいさつ
10、来賓祝辞
11、祝電披露
12、被表彰者代表謝辞
13、『秋田県消防の歌』斉唱
14、閉式のことば

整列

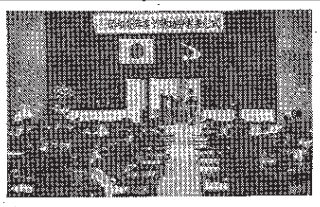
竿頭綬

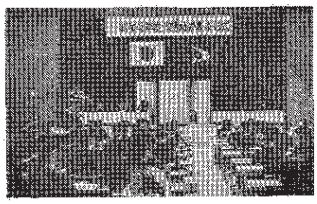

永年勤続功労章

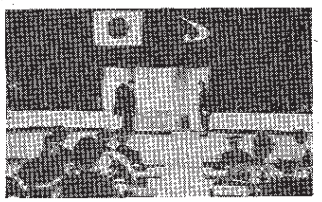
日消功績章

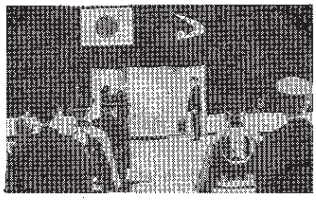

知事表彰

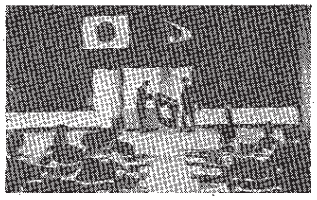
日消竿頭綬

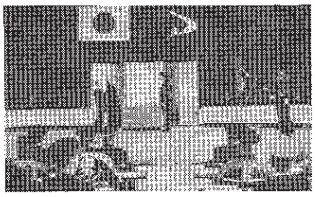

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

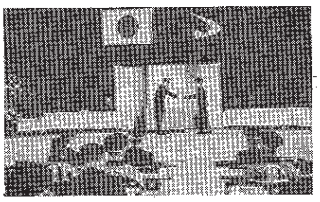
婦人消防隊

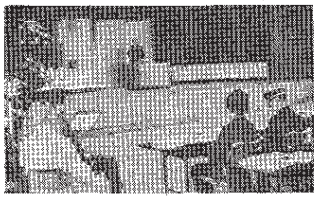
知事式辞

標語
つけたら消そう
消したら確認

消防庁だより

◎昭和四十九年度
消防庁重点施策

昭和四十九年度の消防行政においては、国民生活の安全管理者としての消防の責務の完遂を期し、防災に関する住民意識の高揚につとめつつ、次のような諸施策を重点として推進するものとする。

1、高層建築物、地下街、複合用途建築物、百貨店、病院等の査察及び防火管理の徹底、消防用設備等に係る法的規制の強化、危険物の保安規制の改善等予防行政の充実を図る。
2、大地震による被害の防止を図るため、予防思想の啓発、情報伝達施設の整備、初期消火及び延焼拡大防止用資機材の整備、空中消火技術の開発等大震火災対策を強力に推進する。
3、石油コンビナート火災、林野火災等の特殊災害及び風水害等の大規模災害に備え、石油コンビナート地帯の防火診断、空中消火資機材その他の防災資機材の備蓄及び防災無線通信網の整備等の広域防災行政を推進する。
4、消防の常備化、広域化を引き続き推進するとともに、消防の近代化、科学化を更に促進するため、科学消防施設の整備、人口急増地域における消防施設の整備等地域の実情に応じた消防施設の強化拡充を図る。
5、高速自動車国道における救急体制の確立、都市災害に対応する救急活動の充実等救急救助体制の拡充を図る。
6、消防職員及び消防団員の処遇の改善並びに教育訓練の拡充強化を図る。
7、消防に関する科学技術の研究開発を積極的にすすめ、その成果の活用を図る。

地震に備えてより抜萃

◎地震の心得十ヵ条
①すばやく火の始末。
②あわてて戸外に飛び出さず、まず大切な家具などに身を寄せる。
③一分過ぎたらまず安心。
④火が出たらまず消火。
⑤避難は徒歩で、持物最少限に。
⑥狭い路地、へいぎわ、がけや、川べりに近づくな。
⑦山津波、がけ崩れに注意。
⑧海岸では津波、低地では浸水に注意。
⑨余震を恐れずデマに迷うな。
⑩秩序を守り、衛生に注意。

◎平素の心得
①ストーブ、コンロなど火を使う器具、周辺の整理整とんをする。
②灯油、ベンジンなど可燃性危険物品などの保管場所を点検整備する。
③ストーブ、プロパンガス容器など、火を使う器具を点検整備する。
④消火器、消防用水など消火用資材を整備する。
⑤消火の知識、技術を習得し、消火訓練をしておく。
⑥隣近所がお互いに協力して消火活動などを行うための体制をつくっておく。
⑦危険な木造建物について専門家の点検を受けて改修しておく。

◎地震発生時避難の心得
①避難は徒歩で行い、持物は非常持出袋など必要最少限のものだけにする。
②狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに近寄らない。
③山津波、がけ崩れ地すべりに注意し、完全な場所に避難する。
④海岸では津波、低地では浸水に注意する。
⑤余震は一般に本震よりかなり小さいので、恐れずデマに迷わされない。
⑥伝染病が発生して、まん延するおそれもあるので、飲料水など衛生に注意する。地震が起こると同時に多数の人を救助することが必要になる場合もあるので応急救護の方法等について習得しておく。

◎自主防災組織の規模
(1)自主防災組織の規模としては、地域の実情により各種のものが考えられますが、一般的には
①住民が防災活動を行う場合に、みんなが協力して自分達を守るという連帯感がわく程度の規模の地域であること。
②住民の日常生活において基礎的な地域として一体性を有する地域であることなど考えられます。具体的には町内会、自治会程度の規模が適当であると思われます。
(2)防災計画の作成
大地震の発生時等に迅速かつ能率的に防災活動が行えるよう、あらかじめ防災計画を作成しておくことが必要です。
計画事項としては、
①防災組織の編成および任務分担。
②防災知識の普及。
③防災訓練の実施。
④情報の収集、伝達。
⑤出火防止、初期消火。
⑥救出救護。
⑦避難対策
⑧給食、給水
などがありますが、組織の規模ならびに人員構成等地域の実情によって必要事項を実行可能な範囲で計画しておくことが必要と思われます。
(3)平常時の活動
平常時においては、防災計画に基づき大地震発生に備えて次のような活動を計画的に行うことが必要です。
①防災に関する知識の普及。
②防災訓練の実施。
③火気使用設備器具、危険物品および木造建物等の点検。
④消火用資機材、応急手当用医薬品および救助工作用資機材の備蓄。
(4)災害時の活動
災害時においては、防災計画に基づき、次のような活動を迅速、正確、安全に行うことが必要です。
①情報の収集、伝達。
②救出救護および避難誘導。
③出火防止、初期消火。

日本消防から

◎初期消火は
あなたの義務

『五分間くると思うな消防車』

一一九番を廻したからといってアットいう間に消防車はやってきません。

現在の交通状態では火元に消防車が到着するには、数分間かかります。

この数分間があなたと火災の『戦い』です。

つまり初期消火の時間です。

◎気にしないのが気になる

男性ばかりでなく、女性にもよくあるタイプです。

だらしない無頓着な性格の人は、火災が一番好むタイプ。石油がもれても、また、その周囲がちらかっていても平気、炊事場のまわりが乱雑になっていても全然気にしない。

これではどうぞ火災になって下さいといわんばかり、何時でも、きめ細かな女性らしい心づかいが肝要です。

◎初期消火のポイントは

初期消火のポイントは、あの吹きあげる真赤な炎にまどわされないことです。

たとえば、石油ストーブが倒れ、炎が高くあがれば誰だって動転しますが、ビックリしてはいけません。

天井に火がつかなければいくら炎が天井をはっていても、あわてずに消火すると。思ったよりたいしたことなく消えてしまうものです。

炎はとにかくハデでも案外見かけだおし。

消してしまえば、意外に焼けこげの小さいのにおどろくはずです。

『あなたには、はじめは消せる小さな火』

家財などに火がついて、天井に炎が達するのは、普通三～五分。この間にあなたが初期消火するか、どうかによって、家屋の運命はきまります。

◎電気事故の防止

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を

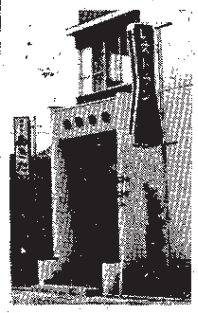

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）¥1,800（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）　¥3,400（税・サービス料込み）
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）¥1,500（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）　¥2,700（税・サービス料込み）
全館冷暖房完備、各室テレビ、電話あり

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

中田建設株式会社
取締役社長　山崎　寛
専務取締役　中田栄喜
本社　秋田県能代市万町4の20　TEL（01855）2―5335代表
出張所　秋田市山王新町1の1　TEL（0188）24―3241代表
東京、仙台、岩手

電気事故の防止をはかるため、家庭や職場では、この機会に電気器具などを点検し、整備し、電気器具から火災を防ぎましょう。

家庭

電気器具を使ったら、コードをぬく習慣をつけましょう。

◇アイロン、ヘアドライヤー、電気こんろなどの電熱器具類は使い終ったらスイッチをきるだけでなく、必ずコンセントからコードをぬく。また、外出するときは必ず点検する。

◇安全器のヒューズは正しいワット付ヒューズを使用し、ヒューズの代用として針金など使わない。また、しろうとの電気工事はやめる。

◇電気器具はコンセントから使い、キーソケットやテーブルタップなどに、いちどにたくさんの器具を接続して、電気を使うようなことはやめる。

◇コードとプラグは完全に接続し、いたんだコードは早めにとりかえる。

職場

電気設備の手入れと点検をしましょう。

◇つねに電気設備の保守点検を行い、災害の防止につとめる。とくに消防設備等の非常電源については十分な保守管理につとめる。

◇危険物等のある場所、粉じんの多い場所、また、湿気や水気のある場所に設けられている防爆型や防水、防湿型の器具は常に点検し、破損しているものはすぐ修理する。

◇コードは、配線のかわりに長く使用しない。また、ビニールコードを白熱電灯のつり下げ線（電球線）や電熱器具などに使用しない。

◇変電室等の屋根、壁体、出入口等が破損し、雨水の浸入による事故を防止する。

◇停電や地震などのときは、すべての電気機器のスイッチをきり、停電解除後の災害を防止する。

◇屋外配線は樹木やトタン屋根などに触れないようにする。

◎火災から命を守る心がけ

①身体の不自由な人や老人、幼児などを一人残して外出しない。

②酒に酔っているときは、寝タバコは絶対にしない。

③火災になったら、着替えなどに、こだわらずそのままで逃げる。

④煙の中を逃げるときは、姿勢を低くし、ぬれ手拭などで口を覆う。

⑤いったん逃げたら、また、物を取るにもどらない。もし逃げ遅れがあったら消防隊に早く知らせる。

◎知恵袋、入浴のしかた

①湯ぶねに入る前に、湯をかぶって汗その他の汚れをよく洗う。

②朝の入浴で気分を新たにするには、少し熱めの湯に短時間入る。

③美容上最も効果のあるのは午前中の入浴。

④乳児等は昼間入浴させると風邪を引かないことが多い。

⑤疲れをとるには、ぬるめの湯にゆっくり入る。あまり長湯（30分以上）はよくない。

⑥汗が出始めるまでは湯から出ない方がよい。

⑦手拭を湯ぶねに入れないようにすると湯のよごれが少ない。

⑧体を洗う順序は足、手、胴、胸、頭の順にすると血の流れがよい。

⑨手拭で上下にこすらず、逆にこすり上げるようにして洗う。

⑩浴槽の中で全身をマッサージすると皮膚のためにもよい。

⑪風呂から上るときは、上り湯で全身を洗い流す。

⑫膝から下に冷水を五―六杯かけて、血管を引きしめること。風邪の予防になる。

⑬水で冷した手拭をよくしぼって体をふく。

⑭乾いたタオルで充分に水分をふきとる（ぬれたままで外に出ない）

⑮汗がおさまってから着物を着る。

⑯入浴後は休息をとると、湯ざめしない。

⑰入浴していけない時、ひどい空腹時、食事の直後、飲酒のあと、熱やセキがある時、急性の病気の時。

⑱入浴に特別注意する人、心臓病や動脈硬化のある人、血圧の高い人等は医師と相談して、その指示に従う。

消防放談（76）

放水生

◎豪雪哀話

一月七日から降り出した雪は二月九日秋田市の積雪一・一五㍍と発表された。

この豪雪は六〇年来の大雪とさわがれ、住民はそれぞれつらい思いや、いやな思いをした。

まず新興住宅街各家は、豪雪の経験がないため、除雪道具というものが備えつけてない。これは大変とばかりに商店にかけ込むと品切れという。スノーダンプ、雪投げベラ、スコップの姿は商店から消えた。

また、交通機関は麻痺し、国鉄ダイヤ、バス等は運休となる。

こうなると、バス通勤は当てにはならない。親からいただいた二本足をたよりに通勤、退庁の徒歩の毎日となる。

町内では隣家同志で雪のトラブルが起きるやら、住宅街の中で自分の家の前の除雪を全然行わない非協力者が出たり、また、自分の班は協同で除雪するという心掛けの人達もいる。

あれやこれやの毎日、すでに一月も過ぎ、二月に入ってくると一番困る事が発生した。衛生車が町内に入れない。週二回の清掃車も入れない。塵芥はなんとかして本通りまで運んで清掃車で運ぶことになったが、糞尿の処理だけはなんともならない。これだけはいつこも同じ満杯である。

せに腹はかえられずと、ある家では一斗缶を利用して用を達するという。また、ある家では庭の中を除雪して穴を掘ってしのぶという緊急手段をとった。

遂に婦人連が毎日なんとかしてくれの陳情である。

県でも市でも豪雪対策本部を設置して昼夜兼行の除雪作業を開始したが、到底町内の小路までは手がとどかない。

一方、国鉄に例をとると、二月十二日能代市に新聞の校正に出張した。行くときは秋田発午前六時二十二分大館行き普通列車が二十分遅れて発車したが、帰りは青森と大館方面の大雪で、上り列車はのきなみ遅れ、特急で三時間、もしくは運休、鈍行列車も一八〇分遅れと発表され、東能代駅待合室は超満員で、とても三時間立ち通しは無理と駅前通りの食堂に入って熱燗で馬肉鍋をつついて時間を待ち、ようやく乗車した秋田着は夕刻、それから徒歩四十分で家にたどりつく。疲れはてた身をとめて、空を見上げて愚痴をこぼして見たってはじまらない。この豪雪がうらめしい。

町内では二月二十三日（土）午後二時からと二十四日（日）十時から、町内総動員して道路の雪割りすることになった。幸い町内に協力者がいて、シャベルカーとダンプカーが導入され、町内道路除雪は無事完了したのである。さて、今まで我慢していた人々は衛生車に毎日の如くさいそくしたが、今週一杯は手が廻らないという。ある人は市役所清掃課に地域割り当ての不合理を談じ込むもの、ある人は有力者を通じて談じ込ろうと考すること二十七日町内に衛生車が来た。われ先の引張凧である。翌日から順番制をとって実施してもらう事にした。大体一週間で処理が出来たのである。その間トラブルばいくつかあったが、火災やその他事故もなかった事は幸いであったといえよう。

一日一日と暖けなり、消雪も目に見えるようになった矢先、三月一日突如として鳥海山噴火というニュースが伝わる。一五三年ぶりの噴火とかで県民ひとしく驚いた。

昨年来、物価はぐんぐん上昇、そして石油危機は叫ばれ、なんとなく沈みかけて行くとき豪雪に見舞われ、やれやれという矢先に鳥海山噴火、これはわれわれ住民に反省を促す一大警告でもあるようだ。

◎火災予防のポスターと標語から

昔から現代まで火災予防といえば『火の用心』を叫ばれているが、その効果は挙らない。

何故だろうか？

日本消防一月号十一頁に慣れ、なれ!!なくなれ、同じことを繰り返すうちち、次第に『慣れ』という危険がやってきます。はじめのうちは細かい注意をはらっていた人が、その注意によって長い間火災を起こさないでいると、惰性的になり、危険に対する警戒心がマヒして、いつか注意もおこたり勝ちになるのが人の常です。危険に対する不感症は危険ですの記事がのっています。

たしかにその通りです。

さて、昨年秋の火災予防運動の行事に募集した標語の第一位は、森吉町立浦田小学校の山口美佐子さんの作

『ねるまえに火の見まわり　をもう一度』

第二位田沢湖町立神代小学校荒沢択学さんの作

『火の用心昔も今も心がけ』

これを毎晩実行してゆけば効果があるが、しかし、これでも初めは細かい注意をして行うが、これを繰り返しているうちち、惰性的になってくる。これが危険である わけです。ポスター第一位は、能代市立東雲中学校藤井広子さんのポスターで、

『忘れるな！火の後始末』

という標語入りで書いてある。まことにその通りである。さて、次に山野に行楽や山菜採りの季節となりました。秋田県は林野火災の発生も多く、この原因は煙草の投げ捨て、焚火、弄火があげられている。

小坂町立小坂小学校菅原進さんの作は、

『山火事も、もとはあなたのたばこの火』

と大人の山野入りの注意を叫んでいる。

◎火災原因の一位は煙草

消防防災課で発表した昭和48年火災原因調べを見ると、第一位煙草82件、第二位火あそび55件、第三位暖房器具（油）51件、第四位焚火49件の順になっている。

第一位の煙草が原因で発生した月別を見ると、五月26件、七月20件、四月13件、八月6件、十月4件が上位を占め、これを月別の火災状況と照合して見ると、煙草が原因の林野火災は五月は三二・六二四㌫、四月は六・三七三㌫、七月は三・五九四㌫、八月は二七七㌫の順で燃えています。

山野に入る季節こそ、煙草の投げ捨ては充分な注意が必要である。ところで日本消防二月号六〇頁に、タバコ、煙草、たばこの標題で、次のように記されている。

三人に一人はタバコの愛煙家、つまり三人に一人の割り合いで火災を起こす危険性を持っているという計算になります。

『時』『所』もかまわず発生するタバコからの火災、その経過を見ると『投げ捨て』『火を落した』『おき忘れ』など、一見なんでもないことから、こと十年間火災原因のトップの座を守り続けているのです。

タバコによる火災をなくすポイントは

○必ず灰皿のあるところで吸う。

○灰皿は、しっかりした大きめのものを置いておく。

○灰皿のなかには、必ず水を入れておく習慣をつける。

○寝タバコ、歩行中のタバコは絶対にやめる。

○ちょっとの用事でも、その場をはなれるときは、必ず完全にもみ消す。

○灰皿の後しまつは、水をかけて完全に消えたのを確かめてから捨てるようにする。

と発表している。正にその通りである。

さて、六十年ぶりの豪雪も消え始め、暑さ寒さも彼岸まで、いよいよ春四月となり、これから山野は行楽や山菜採りの季節がやってくる。

『山火事ももとはあなたのたばこから』

の標語のとおり山野入りの際は、お互いに警告を忘れずに

『忘れるな山のこころ火の始末』

くれぐれもご注意を!!

標語

寝る前に　栓しめ

火を消し

スイッチ切れ

地方交付税単位費用改正

昭和四十九年度の単位費用の改正を織り込んだ地方交付税法の一部を改正する法律案は、去る二月八日閣議決定を経て、国会へ提案され、現在審議中であるが、その中で消防団員の処遇改善は、次のとおりである。

①消防団員の報酬を団長二七、〇〇〇円、副団長二二、〇〇〇円、分団長一四、〇〇〇円、副分団長一二、〇〇〇円、部長、班長八、〇〇〇円及び団員七、〇〇〇円に、出動手当の額を一人一回一、五〇〇円に引き上げる。

②消防団運営の円滑化を推進するために要する経費として、前年度九万円を三〇万円に大幅に引き上げたところであるが、なお一層の推進を図るため、四〇万円に増額する。

③制服の引き上げ（四、〇〇〇円を五、〇〇〇円に）

総合建設業

株式会社　伊藤組

取締役社長　伊藤儀助
専務取締役　伊藤菊男
常務取締役　越前喜代治

本社　大館市字水門前78－2　TEL 大館(2)1111代
営業所　秋田市・鹿角市・酒田市・仙台市・盛岡市・青森市

◇ラビットポンプ　◇桜ゴム引ホース
◇森田ポンプ　◇桜ソフト吸管
◇消防服装一式　◇消火器各種
◇給排水，衛生，冷暖房設備工事

能代市栄町12の3
株式会社　協立製作所
〒016　TEL能代(2)6361－3番

秋田県能代市下悪戸一二〇番地
幸坂建設株式会社
取締役社長　幸坂勝雄
電話2－3171

秋田県能代市字若田2番地の1
幸坂生コン株式会社
取締役社長　後藤隆
電話 鶴形局7又は11

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂吉之助
印刷所　能代市大手町7の8
㈱北羽新報社
電話　②代5353

消防庁だより

◎昭和四十九年度消防庁広報テーマについて

昭和四十九年度における消防庁の広報テーマがこのほどまとまり、各都道府県消防災主管部長あて通知された。

○広報事項

○火災による死者をなくそう。

○広報時期　年間

○要旨

火災による死者の発生状況は年々増加の傾向にあり、昭和四十八年は最悪の記録となった。

このため、年間を通じ、あらゆる機会をとらえて火災による死者の発生の防止を呼びかける。

特に出火原因の一位である『たばこ』の不注意な喫煙による出火防止を呼びかける。

○春の行楽期の火災予防

○広報時期　四月

春は行楽等で観光地へ出かける機会が多くなるので宿泊施設を利用するときの心得と、旅館、ホテル等の防火管理について万全を期するよう呼びかける。また、新学期、行楽、あるいは農作業などで外出するときには、十分火の元に注意するよう呼びかける。

○林野火災を防ごう

○広報時期　四月

三、四、五月は林野火災の多発期であるので、林野火災の実態を周知させるとともにその予防を呼びかける。

○こどもを火災から守ろう

○広報時期　五月

こどもの火災による死亡は、昭和四十七年中二一六人（一〇歳以下）で、その中には保護者の不在中におきた事故もかなりあり、おとなの注意が強く望まれる。

『こどもの日』及び児童福祉週間にちなみ、こどもを火災から守るための安全対策を呼びかける。

○ビル火災と避難

○広報時期　五月

ビル火災における煙のおそろしさはいうまでもないが、災害事例をもとにその教訓を考え、避難について対策を呼びかける。

○風水害に備えて

○広報時期　六月

梅雨期にあたり、全部の家庭に風水害に対する心構えを周知させるとともに、地方公共団体の防災組織、防災計画、消防防災訓練の役割などについて解説する。

○花火による火災を防ごう

○広報時期　七月

夏は花火のシーズンであるが、取り扱い上の不注意から火災などの事故が、毎年多くおきているので、この時期に、正しい花火の取り扱いについて呼びかける。

○ガソリン等の危険物の安全な取り扱い

○広報時期　八月

日常生活が多様化しており、ガソリン、シンナー等発火性又は引火性の物品が多く出まわっているので、その危険性の性状について説明し、安全な取り扱いについて呼びかける。

○台風に備えて

○広報時期　八、九月

八、九月の台風シーズンには、毎年各地で大きな被害がでている。台風による被害をできるだけ少なくするよう各家庭での台風に対する対策を呼びかける。

○地震に対する正しい知識と事前の対策

○広報時期　八月

大地震の発生危険と予想される被害等正しい地震の知識を周知させ、防災意識の高揚を図るとともに、大震火災の発生を防止するため、火気使用設備、器具の出火危険のあるものに対する点検整備、消火器、消火バケツ等の設置及び自主防災組織の設置促進を呼びかける。

○地震発生時の正しい活動要領の普及と震災訓練の実施

○広報時期　九月

九月一日は防災の日であり、大地震が発生した場合の初期消火、救急救護、安全避難等の周知徹底と震災訓練の実施を呼びかける。

○老人を火災から守ろう

○広報時期　九月

火災による死者のうち、高齢者が占める割合は非常に高い。そこで『敬老の日』及び老人福祉週間にちなみ、火災から老人を守るための安全対策について呼びかける。

○団地マンションの防火対策

○広報時期　九月

耐火建物の団地住宅やマンションに住んでいる人の中には、自分の家からは火災はおきないと思っている人もいる。しかし、建物内部は木造建物の場合と何ら違うところがなく、むしろ出火した場合は煙が充満し、人命危険の大きいこともある。そこで、これらの住宅での防火と避難の心得について呼びかける。

◎広報事項

○LPガスの安全な取り扱い

○広報時期　十月

LPガスを使用する家庭は全国におよび、都市ガスの使用世帯数を上回っている現状であり、この時期から冬にかけて使用が多くなるので、LPガスを使用する各家庭に対して、その取り扱いについて注意を呼びかける。

◎広報事項

○たばこによる火災をなくそう

○広報時期　十月

たばこは、火災原因の第一位、とくに投げ捨てや、置き忘れなど喫煙者の不注意によるものが多い。そこで都市美化運動ともあわせて、たばこの投げ捨て防止、寝たばこなどによる出火防止を呼びかける。

◎広報事項

○電気器具は正しく使いましょう

○広報時期　十月

テレビ、電気冷蔵庫、アイロン等電気器具はいまや生活必需品となっているが出火件数は、これら各種電化製品の普及に比例して増加の傾向を示している。その原因をみると、電気器具の性能を理解せず、また、正しい使用方法をマスターしないまま使用することから起っていることが多い。そこで電気器具等の正しい安全な取り扱い方を呼びかける。

◎広報事項

○秋の全国火災予防運動

○広報時期　十一月

火気が多く使用される時期に向って、秋の全国火災予防運動を展開し、火災予防思想の普及、避難方法の確認などについて呼びかける。

◎広報事項

○年末年始の火災予防

○広報時期　十二月

年末年始の多忙期での出火防止と安全避難を呼びかける。

◎広報事項

○暖房器具の火災予防

○広報時期　十二月

暖房器具からの出火はそのほとんどが取り扱い上の不注意によるものである。

特に使いはじめの十二月は器具の整備の不充分や取り扱いの不慣れにより、ストーブなどによる火災が急に増えてくる。そこで、暖房器具の正しい使い方を呼びかける。

◎広報事項

○救急車の正しい利用

○広報時期　十二月

急病、交通事故などで救急需要は年々増加している。そこで、救急業務の現状の紹介と、その正しい利用について呼びかける。

◎広報事項

○文化財の防火

○広報時期　一月

一月二十六日は文化財防火デー。文化庁と協力して文化財に対する防火思想の普及をはかる。

◎火あそびによる火災をなくそう

○広報時期　一月

火あそびは火災原因の二番目に多い。火あそびの多くはマッチからによるものであるが、火あそびをなくすうえで最も大切なことはおとなの注意である。そこで、全国の家庭に対して、こどもの火あそびの防止を呼びかける。

◎広報事項

○消火器の正しい使い方

消火器を選ぶときのコツ、設置するときの注意及び使い方について解説する。

◎広報事項

○春の全国火災予防運動

○広報時期　三月

春先は火災が多く発生し、気象条件によっては大火になりやすい時期である。全国いっせいに火災予防運動を展開し、火災予防思想の普及をはかり、火災による死傷者の発生を防止するよう呼びかける。

◎広報事項

○たき火による火災をなくそう

○広報時期　三月

たき火は火災原因の三番目に多い。この時期はたき火により、枯草や林野の火災が増える。そこで、たき火からの出火防止を呼びかける。

◎広報事項

○少年消防クラブ活動

○広報時期　三月

少年消防クラブの役割と活動状況を紹介し、少年消防クラブが健全に発展するよう呼びかける。

◎広報事項

○消防器具の点検

○広報時期　三月

変化する情勢に応じ、思想判断をあやまらず、それに対処することにおいて災害の軽減を図り、消防業務の完遂を期することができるのである。したがって、訓練は隊員を諸制式に熟練させ、団体活動を確実なものとし、厳正な規律を身につけさせ、体力気力を鍛練し、併せて消防精神の練成を図り、人的消防力を充実し、消防諸般の要求に適応させる基礎を作るものである」とあり、「消防精神」という言葉を使っている。消防関係の著書や責任ある場の方々の訓示、名士の講話には殆んど使用されているといっても過言でない。

そこで消防訓練礼式の準則にあった重要な言葉を何故に消防訓練礼式の基準の条文から除外したかということを不思議に思うものである。

「消防精神」という言葉は数多く見たり聞いたりするけれども、その解説はあまり聞かない。しかしながら、昭和四十年一月雑誌『消防研修』の創刊号に、当時の消防大学校主幹福垣太郎先生が、消防精神とは、消防組織法第一条に規定するその職業意識に徹することであると示されているので、私は部下団員の教養には『消防精神』とは、消防にたずさわる者として、災害から住民の生命、身体、財産を守るという重大な任務を完遂しようとする止むに止まれない郷土愛の心持から生れる幸公の堅い堅い心構えである。いいかえれば、やらなければ止まれない根性であると説いている。

二、礼式について

消防訓練礼式の基準第百四十四条（各個の敬礼）及び第百六十一条（部隊の敬礼）の規定によって、特に定めがあるもののほか、上長に対して敬礼を行うことになっており、上長とは第十条第七号に規定され、消防庁教養課編の解説には、上級階級にある者（広義には消防関業務に従事するすべての上級者を指すが、通常は、自己の所属する本部長、団の上級者を指す、指揮監督の職権をもつ者（自己が消防職務上、指揮をうける上級者をいう）現に指揮又は監督の任務を行う者（同級者でも、それらの行動について上長から指揮監督の任務を委任されている者を含む）と示している。

市町村長は、消防組織法第七条の規定により、市町村の消防を管理する権限者で、上長であるが、出初式、表彰式等に来賓として臨席される自己の市町村の議会議長、消防協会長、警察署長等が祝辞を述べられる際に、これらの方々は上長ではなし、また、特に定めがあるわけでもないので、消防部隊は、何を根拠に如何なる敬礼を行うべきか、私の団では実際には上長に対すると同様に部下の敬礼を行っているけれども疑問を持つものである。

参考までに、陸上自衛隊の礼式に関する達第三十九条（臨時に上級者の指揮下にはいる場合等の敬礼）を見ると、『隊は教育、訓練若しくは作業等のため、臨時に他の上級者の指揮下にはいる場合若しくは指揮下を離れる場合又は教育若しくは講話を受ける場合は、当該指揮者又は教官若しくは講演者に対して、隊員の姿勢を正して指揮者のみの敬礼を行う』と規定している。

私は消防訓練礼式の基準にもこの種のはっきりした規定があって然るべきものではないかと思う。

実は私、昭和四十四年度に消防大学校の団長科を卒業した第十一期生で、在学中に以上二問題について教務部長に質問したのであるが、納得させてもらうような説明を受けられなかったのである。

消防訓練礼式に関して不思議に思うこと

大内町消防団　団長　三浦　精一

一、消防精神について

昭和二十七年十二月二十九日国家公安委員会告示第十五号、消防訓練礼式の準則、第二条（訓練の目的）に『隊員の訓練は、諸制式になれさせるとともに、旺盛な消防精神を練成し、体力気力を鍛え及び規律厳正な消防力を養い、もって団体行動を敏活適正にし、消防諸般の要求に適応させることを目的とする』とあり、「消防精神」という言葉を使っているが、昭和四十年七月三十一日消防庁告示第一号、消防訓練礼式の基準が告示され、昭和四十年九月一日から施行となり、消防訓練礼式の準則は廃止された。この消防訓練礼式の基準第二条（訓練の目的）には『訓練の目的は、隊員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身につけさせる基礎を作ることにある』と規定され、消防精神という言葉は、この条のみならず、いずれの条文にも全然使用されていない。

しかしながら消防庁教養課編の消防訓練礼式の基準と、その解説の第二条（訓練の目的）の解説には『消防の活動は、災害の発生とともに寸時の猶予を許さず、消防隊の敏活適正で統制あるる団体行動によって刻々と変化する情勢に応じ、思想判断をあやまらず、それに対処することにおいて災害の軽減を図り、消防業務の完遂を期することができるのである。したがって、訓練は隊員を諸制式に熟練させ、団体活動を確実なものとし、厳正な規律を身につけさせ、体力気力を鍛練し、併せて消防精神の練成を図り、人的消防力を充実し、消防諸般の要求に適応させる基礎を作るものである』とあり、「消防精神」という言葉を使っている。消防関係の著書や責任ある場の方々の訓示、名士の講話には殆んど使用されていないといっても過言でない。

そこで消防訓練礼式の準則にあった重要な言葉を何故に消防訓練礼式の基準の条文から除外したかということを不思議に思うものである。

「消防精神」という言葉は数多く見たり聞いたりするけれども、その解説はあまり聞かない。しかしながら、昭和四十年一月雑誌『消防研修』の創刊号に、当時の消防大学校主幹福垣太郎先生が、消防精神とは、消防組織法第一条に規定するその職業意識に徹することであると示されているので、私は部下団員の教養には『消防精神』とは、消防にたずさわる者として、災害から住民の生命、身体、財産を守るという重大な任務を完遂しようとする止むに止まれない郷土愛の心持から生れる幸公の堅い堅い心構えである。いいかえれば、やらなければ止まれない根性であると説いている。

二、礼式について

消防訓練礼式の基準第百四十四条（各個の敬礼）及び第百六十一条（部隊の敬礼）の規定によって、特に定めがあるもののほか、上長に対して敬礼を行うことになっており、上長とは第十条第七号に規定され、消防庁教養課編の解説には、上級階級にある者（広義には消防関業務に従事するすべての上級者を指すが、通常は、自己の所属する本部

標語

つけたら消そう
消したら確認

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

県庁人事

四月一日付

民生部次長　小玉　秀雄
教育次長に
総務部地方課主席参事　岸　金作
民生部次長兼民生部福祉課長に
消防防災課参事（非常勤嘱託）　田口長太郎
消防防災課課長補佐　杉館定二郎
消防防災課参事兼課長補佐　森田高次
消防防災課参事
警察本部警備第二課　警視　二田晃四郎
消防防災課参事に併任
消防防災課消防係長　相沢　雄幸
消防学校長補佐に
消防防災課危険物検査係長　佐藤　正友
千秋寮園長補佐に
消防学校教務係長　宮嶋長一郎
消防防災課主事に
消防防災課主事　田中英生
仙北福祉事務所に
仙北福祉事務所　吉田　優
消防防災課に
新規採用
消防防災課に
消防防災課防災係長　小松　二郎
消防防災課主査に
森林土木課庶務係長　加賀谷悦郎
消防防災課庶務係長に
消防防災課主任　片村清悦
消防防災課防災係長に
消防防災課主任　井上和吉
消防防災課消防係長に
鉱務課保安係長　吉田直弥
消防防災課危険物検査係長に
消防学校主任　大石　正則
消防学校教務係長に
消防防災課主任　佐渡克己
総務部人事課に
消防防災課主任　成田良美
中央児童相談所に
身障指導所　井上千治
消防防災課に
消防防災課主事　田中英生
仙北福祉事務所に
仙北福祉事務所　吉田　優
消防防災課に
消防防災課　清水正幸

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を

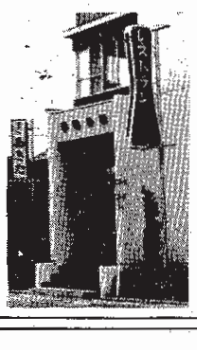

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）¥2,000（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）¥3,600（税・サービス料込み）
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）¥1,700（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）¥2,900（税・サービス料込み）
全館冷暖房完備、各室テレビ、電話あり

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

整理整頓防火の一歩

火災には燃え広がる順序があります。

この道案内役をばいかい物が買って出ます。新聞紙に雑誌、衣類、オモチャなどは、火にとって絶好のばいかい物となります。

アイロンの切り忘れから火災となった例をあげてみましょう。火元の近くにあるワイシャツやブラウスに着火し、それが新聞紙や雑誌に燃え移り、徐々に燃えひろがり、ついに火はカーテンやふすまなどの立ち上り材に達します。こうなると天井に燃えあがるのには一分とはかかりません。

火元が石油ストーブやガスコンロになると、もっとスピードアップされます。

このように火は、ばいかい物のある方へ、ある方へと合理的に走る頭のいい短距離ランナーなのです。

普段からの整理整頓さえゆきとどいていたら、たとえ火たねを落したとしても、火の拡大防止にもなり、十分に初期消火は可能なのです。アイロンが畳に焼けコゲをつくったとしても、ばいかい物さえなければ、そう短時間で燃えひろがることはありません。

◎火を使う場所を燃えにくくする

台所、浴室などの壁、天井は石綿スレート、または木毛セメント板、石こうボードなどを使いましょう。

○コンロは壁体など周囲の可燃物から二〇㌢以上はなす。

○コンロ上部のたなは一㍍以上はなす。

○コンロは不燃性の台上で使う。

○ステンレスなどをはるときは、裏側に石綿板などをはさみこむ。

○風呂場等の煙突が壁をぬける部分には、めがね石を入れる。

（日本消防より）

国民安全報より 避難と家庭防火

◎火事の際の避難方法は壁にそい身体を低く

建物の気密性が高くなっていると同時に、室内に石油製品などが増えています。このことから、最近の火災は『炎』から『煙』へと変わってきました。火災が小さくても煙がたくさん出て、この煙が多くの人命を奪っています。

火災を発見したとき、煙が床面まで立ちこめていたら、その中へ飛び込むことは危険です。

財産を守ることにのみ気をうばわれ、煙のおそろしさを忘れてしまったため、煙にまかれて死亡するという例があとをたちません。

一粒の宝石とあなたの生命とどちらが大切ですか。

命あってのものだねです。

消火するということも勇気がいることですが、それにまして『逃げる』ということも勇気のいることなのです。

◎逃げるコツ

○幼児、老人を真っさきに。

○煙の充満した建物では、壁にそって、体をひくくして避難する。できれば、口、鼻をタオルや手ぬぐいでおおう。タオルや手ぬぐいに水をふくませればなおいい。

○備えつけの避難器具を活用する。

○寝ていたときには、着換えなどに気をとられわれず、そのまま逃げる。

○このほか団地、マンションなどでは、

○階段が煙に包まれない間なら、比較的容易に避難できる。

○出火した階より上にいる人は、窓やドアを閉めて下へ逃げる。

○出入口が使えなかったら、ベランダ伝いに横に逃げる。

公団住宅は、ベランダの境のしゃてい物を強くたたくと、はずれるようになっているところがあるので確めておく。

○煙でどうしても下に逃げられないときは、屋上に出て消防隊の助けを求める。なるべく風上の煙の少ないところを選ぶこと。

○エレベーターは煙の通路になりやすいので避難にエレベーターは絶対に使用しないこと。

◎二階ぐらいのところで避難器具がなかったら

○飛びおりる以外に方法がなかったら、先にフトンやマットレスなどを投げおろして、その上に飛びおりるように。

○シーツをつなぎあわせて避難ロープの代りにするのも一つの方法です。シーツだけでなく、とそやオビもロープ代りになります。

○赤ちゃんは、毛布にくるんでロープやオビでつり下げ、下にいる人に受けてもらいます。ポリバケツ、カゴなどもゴンドラ代りにつかえます。

○物干きおも、まっすぐ立ててスベリ棒としてつかえます。

◎火災から尊い生命を守るために、ふだんから次のことを守りましょう。

○木造三階や小屋裏に寝室は設けない。

○老人、子供、病人は、つとめて二階以上に寝かせない。

○工場、作業場、危険物倉庫などの真上部に寝室をつくることは危険です。

○寝室が二階以上にある建物では、火災の発生を自動的に知らせる設備や、はしご、ロープなどを用意しておきましょう。

○避難口は少なくとも二カ所は設け、出入口、階段などは非常のさい、いつでも通れるように整とんしておくこと。

◎このほか

○寝る前にかならず火の元をしらべる。

○身体の不自由な人や子供など一人残して外出しない。

○寝タバコは、やめること。

○とくに飲酒時は絶対にやめる。

○階段下付近で火気を使わない。

○旅行先で宿泊するときやデパートや劇場へ行ったときは、火災のとき逃げ場を失うことのないよう、非常口、避難階段のある場所をよくたしかめておく。

◎非常口、避難時の避難について大切なこと

つとめて冷静に、そして一度外へ出たら、絶対にもとにもどらないようにしましょう。

◎参考までに

預金通帳が燃えてしまっても、罹災証明があれば一カ月位あとに取引銀行で、預金通帳を再発行してくれます。

また、お札が焼けて灰になった場合、日銀が鑑定して三分の二以上と認められた場合は全額、半額三分の二の場合は、日銀の『損傷保』まで直接持っていかなくてはなりません。（平日は九時～十五時、土曜日は九時～十二時）取引銀行なり、日銀へ持って行くときは、形をくずさず焼けたままの状態で持って行かなくてはなりません。

◎家庭の中の火災原因と防火にあたってのポイント

私たちの身のまわりをながめてみましょう。電気器具、ガス器具、石油燃焼器具など、この他、文化生活のできないものがたくさんあります。しかし、ちょっとした不注意で、たちまちこれらの器具は悪魔となり、私たちの幸せな生活をおびやかします。

平和な幸せな家庭をこわさないためにも、防火に対する知識が必要です。とりあえず家の中から火災の原因となりやすいものに眼を注ぎ『防火対策』の第一歩を踏み出しましょう。

◎タバコ

三人に一人はタバコの愛煙家、つまり三人に一人の割合で火災を起す危険性を持ってきる計算になります。

発生するタバコからの火災、その結末を見ると『投げ捨て』『火を落した』『おきわすれ』など一見なんでもないことから、こと十年間、火災の原因のトップの座を続けているわけです。

◎タバコによる火災をなくすポイント

○必ず灰皿のあるところで吸う。

○灰皿はしっかりした大きめのものを置いておく。

○灰皿のなかには必ず水を入れておく習慣をつける。

○寝タバコ、歩行中のタバコは絶対にやめる。

○ちょっとの用事でも、その場をはなれるときは必ず完全にもみ消す。

○灰皿のあとしまつは、水をかけて完全に消えたのを確めてから捨てるようにする。

◎子供の火遊び

子どもの火遊びによる出火原因は意外に多く『タバコの火の不始末』と『たき火』とならんで、いつも上位を占めています。

火は子どもをスリルと興奮をもって誘惑します。心理学的に見ると、子どもが火遊びをするのは日頃の精神的なうっぷんをはらすためだといわれており、親の愛情に飢えた子、友達のない引っ込み思案な子に、笑いをプレゼントするのも火災を防ぐわれわれ大人の使命でしょう。

○ポイント

○マッチやライターなどは子どもの手のとどかないところへ置く。

○アイロン、ヘアードライヤーなどは子どもが、いたずらしないような場所に保管する。

○子どもが火に興味を示したら、火の正しい取り扱い方と恐ろしさをよく教える。

○子どもだけではたき火をさせない。

○幼児だけ置いて外出しない。

○花火遊びをするときは、水の入ったバケツを用意して必ず大人がつきそう。

○よその子どもでも、火遊びしている現場を見たら、ひとこと注意してやめさせる。

これと関係のあることですが、空地の枯草は、たき火や子どもの火遊び、タバコの投げ捨てなどから火災を起します。協力して除草しましょう。

消防放談 (77)

放水生

◎火災予防へ今一歩

人が一人住み二人住み、やがて、だんだん住宅の数が増して一つの団地が出来た。農道が道路となり、狭い用水路が自然に下水道がわりとなり、その数五〇世帯を数えるように発展した。

少数の住人のうちは悩みはなかったのに、多数住むようになって、いろいろ問題が出始めてきた。

道路の問題、排水の問題、防犯の問題等々と矢継ぎ早やに起きてくる。

町内の代表者が集り、いろいろ相談の結果、町内会の組織をつくり、この組織の力を一つに結集しようということに話がまとまり、旬日後、住民が一堂に会し、町内会が誕生した。さて、その総会の席上で、それぞれ陳情ということになった。

その陳情の一つをあげて見ると、今や世帯五〇となったので心配になることは火災である。そこで第一番に消防本部へ陳情ということになった。

消火栓または貯水槽のいづれかを設置してくれという陳情である。消防本部では調査の結果、先づ道路は農道であるため、消防車の進入不可能である。水道管の埋設は飲用水専用の細管で消火栓設置不能ということで、なかなか実施まで踏み切れない。それではと、いろいろ協議して道路拡張、下水道の設置で市に陳情ということになったが、私道ということでこれも簡単に着手不可能。

ほとほと参った町内は、全戸に消火器の設備をして万一の時に備えようということになった。問題はことに住む住民の心構えである。

消火器を取り付けたから大丈夫、わが町内には火災が発生しないという安心感があれば、これは大変な過ちである。

火災は住民一人一人の心がけ次第で、発生するかしないかである。若し万一発生した時、消火器の使用を知らなければ、これは水泡に期するとになる。消火器は万一の場合に使用するもの。これを使用しないようにすることこそ心掛けの第一である。たしか全戸消火器を取り付けようという心掛けは見上げたものだが全戸設備には、まだ時間を要するようである。隣の団地は公営住宅、供給公社で造成し分譲した団地である。

道路幅員六㍍、下水道は完備、水道管一〇〇㍉が、要所に消火栓が取り付けられ、ガス管は埋没され、整然と住宅が建ならび、一〇〇世帯の団地である。ここにもやはり悩みが出てきた。この悩みを解決するため、代表者が集り協議が始まり、結局町内会をつくり大同団結するのが先決ということで町内会が生れた。第一番に道路の市道編入の陳情をすることになり、その結果、市議会で採択になり、市長宛送付され、近く決定になる見通しがついた。

次は消毒の問題、防犯の問題も解決した。それは火災である。そこでわが家の防備のため、各家に最低一本の消火器を備え付けるということで頑張っているが全戸完備まで程遠い。

さて、この二つの町内は、それぞれ悩みを一歩一歩解決に向って前進しているが、火災予防については、あらゆる機会に消防機関の指導よろしきを得たら、万全を期することが出来ると考えられる。

◎集まらない防火座談会

昔から消防で行う防火座談会には住民が集まらない。結局は、いつも消防の一人角力に終ってしまう。

昨年秋の火災予防運動の一環として火災予防組合が音頭をとって、防火座談会を開いた。先づ六日から始まった火災予防運動週間の二日前の四日夜、牛島地区火災予防組合では、各町内会長と代議員を召集して総会を開いた。そして十日（土）午後六時から南部公民館で、牛島全地域の防火座談会を開き、消防署から講師を招き、講演と防火映画を行うことに決定し、各町内会はそれぞれの町内に呼びかけ、組合長は消防署と公民館借用の交渉ということに決定したのである。さて、防火座談会当日は午前中から降雨となり、開会時刻になっても止みそうもない。これでは集合率はがた落ちだと心配して出席した定知午後六時集した者は、火災予防組合長以下五名というまことに寒心に堪えない状況である。開会を三十分繰り延べて待った。雨は止みそうもない。それでも六時三十分まで参集した住民は男子十五名である。

これでは折角招いた講師もさぞかし張り合いがなかったことと思う。

座談会は人が集まらなければその効果が挙らない。殊に火を取り扱う主婦連の出席が必要である。今日は降雨のため、参集人は少ないと考えられたが、どうもこれではどうにもならない。大体『火災予防は皆知って忘れている』

これは全く消防の一人角力である。なんとか老若男女の住民が多数集まって膝をつきあわせて真剣な火災予防の座談を展開しなければ効果があがらない。

それには、いかにして参集人員を多くするかが第一条件になってくる。参集人員の少ないということは、火災予防にあまり関心がないということになる。

関心がないということは火災発生率が多いということになる問題である。

なんとか今一歩というところまで盛りあがる必要があるし、また、参集する日時、場所等開催地の実情に即した方法を考えるべきである。

トーハツ消防ポンプ

V50BS
38馬力

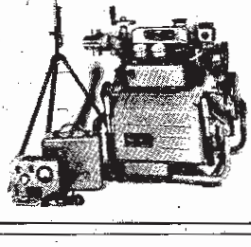

4馬力 空冷式
10馬力 空冷式 C1級
12馬力 空冷式 C1級
25馬力 水冷式 B3級
30馬力 水冷式 B3級
38馬力 水冷式 B3級
45馬力 水冷式 B2級
55馬力 水冷式 B2級

各種土建用ポンプ
お買上げは技術とアフターサービスの完璧な販売店へ

避難・警報器
防災設備施工
全般

オールテトロン ジエットホース（消防用・消火栓用）

森田・初田（賠償責任保険付） A・B・C粉末消火器
イシワタ式救助袋・設計施工

森田式自動車ポンプ
総代理店 株式会社 高義商会
TEL湯沢③2588③2932 稲川 ②2125 (0184) ②2126
日本機械自動車ポンプ
高義商事株式会社
TEL横手②3880・③3881

田仲工業所 TEL天王53
工藤染物商店 TEL 秋田⑫3178
工藤米治商店 TEL 大館③2121
鹿角自動車整備KK TEL 花輪③2074

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂吉之助
印刷所　能代市大手町7の8
㈱　北羽新報社
電話　(2)代5353

昭和49年度 消防関係生存者叙勲

春の本県消防関係生存者叙勲は次のとおりである。

勲六等単光旭日章

仙北郡角館町
副団長　石垣良之助

南秋田郡井川町
元団長　板垣連太郎

平鹿郡平鹿町
副団長　泉　益次郎

北秋田郡鷹巣町
副団長　小家　武雄

河辺郡河辺町
元部長小野寺金一郎

本荘市
元副分団長　大庭円右工門

鹿角市
元分団長金沢重太郎

北秋田郡比内町
元副団長　高橋一実

大曲市
分団長　千葉力之助
班　長　戸島　操

南秋田郡八郎潟町
元副団長佐々木計助

由利郡金浦町
元副団長　佐藤要助

雄勝郡雄勝町
分団長　本間　三郎
分団長　渡部　菊治

仙北郡六郷町
元分団長最上惣治郎

勲七等青色桐葉章

平鹿郡十文字町
元分団長柴田源一郎

消防庁だより

消防表彰規程の一部改正

消防表彰規程の一部を改正する告示が、消防庁告示第一号をもって昭和四十九年四月一日から適用されることとなった。

今回の規程の改正の主たる内容は、多年消防関係者から要望の強かった賞じゅつ金の額を大幅に引き上げたことである。

即ち、消防吏員又は、消防団員が災害に際し、一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行したことにより傷害を受け、そのために死亡し、又は、廃疾となった場合に支給される賞じゅつ金の額を、最近における経済情勢の推移等にかんがみ、殉職者賞じゅつ金にあっては二五〇万円以上、一、〇〇〇万円までに、障害者賞じゅつ金にあっては一〇〇万円以上八五〇万円までに改め、現行支給額の二・四倍ないし三・三倍に引き上げるとともに、引き上げ幅、賞じゅつ金の性格等を勘案し、扶養親族の状況による増額の制度を廃止したものである。この改正の内容は、その職務の遂行に危険を伴う点で消防吏員、団員と共通する警察官、刑務官、自衛官等と同様である。

また、この賞じゅつ金の額の改正に伴い、市町村が当該市町村の消防吏員又は消防団員に対して支給する賞じゅつ金について定める消防賞じゅつ金条例についての条例準則の一部を改正する通達は昭和四十九年四月十一日付消防総第二七二号をもって、消防庁次長名で発せられた。

これは消防表彰規程の一部を改正する告示による改正後の国の賞じゅつ金の額に準じて、

(1)殉職者賞じゅつ金の額を二五〇万円以上一、〇〇〇万円以下としたこと。

(2)障害者賞じゅつ金の額を一〇〇万円以上八五〇万円以下としたこと。及び、

(3)扶養親族による加算を行わないこととしたことである。

賞じゅつ金は、前述のとおり、消防吏員又は、消防団員がその職務に従事するに当たって、当然災危を被ることを予断できるにも拘らず、これを顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて、災害を受け、そのために不具廃疾となり、又は、死亡した場合、これに対して、その功を賞し、その労に報いるとともに、その職員等及び家族の事後の生活の安定を図り、もって後顧の憂なく、その職務を遂行できるよう、その遺族等に支給されるものであり、従来から、その額の増額についてこの消防関係者からの強い要望があったこと、その他最近の経済情勢の推移等にかんがみ、昭和四十九年度の予算要求に当たって、大幅な増額要求をしたものであり、前述のような額の改正が図られたものである。

この額の改正に伴って、今後、国においては、公務災害補償制度との関連及び警察官等その他の公務員に対する賞じゅつ金制度の実態との均衡にも意を用いつつ、賞じゅつ金制度の一層公正な運用を図るよう努めるものである。

また、市町村においても賞じゅつ金を支給するに当たっては、国が決定する表彰の種類、あるいは他の市町村における運用の実態等を参考としつつ、功労の程度に応ずる公正妥当な額を決定するように努められることが望まれる。

韓国旅行の印象

秋田消防署
消防司令　中山富治

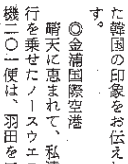

何十年振りの豪雪対策も一段落した時期の、三月二十五日から二十七日までの三日間、韓国旅行の機会を得ましたので、この目で見た韓国の印象をお伝えします。

◎金浦国際空港

晴天に恵まれて、私達一行を乗せたノースウエスト機二〇二便は、羽田を二十五日午前十時三十分に出発し、昭和四十五年四月、全日空ヨド号ハイジャック事件で有名になった金浦国際空港に午後一時三十分すべり込むように滑走路に到着した。荷物を持ちタラップを降りた一行は、初めて見る外国の様子を写真に撮ろうと、さっそくカメラを取り出したところ、旅行会社の案内人から『この空港は軍事上、撮影禁止』と伝えられ、仕方なくカメラを納め所定の入国手続きを済ませると、駐車場に待機している旅行会社の専用バスに案内された。

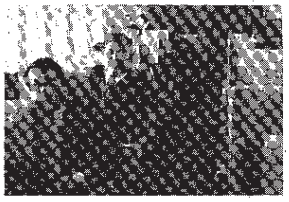

専用バス

バスガイドは自己紹介のち、最初にいわれた言葉は、『あなたがたは韓国の実情を一応知っておると思うし、観光に来たのであるから、政治的な言葉は慎んだ方がいい』という意味の説明があったので、直感的に一つの朝鮮が北と南に二分され、未だに和解、統一されず、しかも現在韓国内の実情がわかるような気がした。

それ以来一行は、三日間韓国に滞在中、誰一人としてこのことについては発言しなかった。

◎ソウル市の交通事情

一行を乗せたバスは、金浦国際空港を出発し、一路韓国の首都ソウルに向かった。

車窓から見る交通事情は、車は右側通行、自動車は日本から輸出されたものが多く、左ハンドルである。道路標識、信号機は、メインストリート以外は整備されておらないせいか、交通が渋滞する。街角には交通取締警官が整理に懸命の頑張りである。

また、観光バスは交通規制の一部は緩和され、運転に支障のない道路には、自由に進入することが出来るのが印象にのこった。

◎市民生活

社会福祉制度が充実されていないせいか、生活困窮者は、病気になってもその治療費の支払い保障がなければ安心して治療することも出来ず、各家庭では生活費用確保のため懸命で、その一部の家庭では、小、中学生でも家の生計を援助するため、日中働き、夜間勉学のため、学校に通学する人も教多いと聞いて以外であった。

◎景福宮

今から約千六百年前、王朝時代に国の政治の源として建設されたもので、特に勤政殿は王が執務する律物で、左側廊下には純金製の香炉が置かれ、執務時間内は香炉に点火されていたと伝えられ、また、建物前面広場には、文武諮官が王に拝謁時、位置した場所には石碑を建て、共に国宝として貴重に保存されている。

◎国立中央博物館

今から数年前、六年の歳月と十二億円という巨額を費して建設された鉄筋コンクリート造りの近代的建築物で、館内には、今から千六百年前からの壁画、陶器等の遺品が国宝として年代別に区分陳列されている。

景福宮と国立中央博物館は、同一敷地内で、建物周囲には広場、散歩道があり、塵一つないほどきれいに清掃されている。

◎ウオーカーヒル

右に山、左に川という眺望のよい小高い丘で、米軍が韓国に駐留していた当時、高官の宿舎が建設された場所で、その建物名称も当時の駐留軍指揮官の名前（ジョンソン等）をとっている。米軍が撤退後、民間会社が買いとり、内部を改造してホテルを経営している。

また、丘の一部はカジノ（賭場）を併用した豪華なナイトクラブがあり、中に入って一見すると高級紳士淑女達がルーレット、トランプ等のゲームに興じており、案内人の話によると一回の勝負（遊興費）は相当額であると聞かされ、所せんわれわれ庶民と余り縁のないものと感じた。

◎消防事情

ソウル中部消防署を見学する。消防課長の李大潤氏からソウル消防についていろいろ説明を受けた。

ソウル中部消防署

ソウルは人口一二五万人、四階以上の防火対象物数二六三棟の都市で、消防組織は一署九出張所、署員、署長以下二四七名で、機械装備は梯子車（42㍍）、32㍍）各一台、スノーケル車一台、排煙車一台、ポンプ車二六台（遠消車一四台）、化学車一台という自治体消防であるが、係長以上の給料は、国から支払われており、実情である。

法規制は日本の法規と類似しており、勤務体制も私達の勤務と余り変わらない。

対象物台帳の整備状況、防御計画等について説明を聞いた範囲においては、日本消防が相当進歩していると感じた。

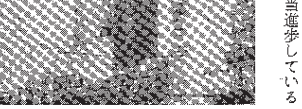

改装なった大然閣

ソウルから西に約一時間走った。境界に近づくにつれて、通路の要所に武器、弾薬を貯蔵するコンクリートで造った要塞がある。

また、途中、以前朝鮮から満州に通ずる陸の重要交通機関である、旧満州鉄道の線路も切断され、はるか山頂には、いたるところに監視舎が見え、時々軍隊の演習と思われる大砲の音が耳に入る。

境界付近を流れる河、これが過年苦難者達が歌った話題のフォークソング『イムジン河』である。

イムジン河水清く
とうとう流れる
水鳥自由に群がり
飛かうよ
我が祖国、南の地
思いはるか
イムジン河
水清くとうとう流れる
北の大地から南の空へ
飛びゆく鳥よ
自由の使者よ誰が
祖国を二つに分けて
しまったの
誰が祖国を二つに
分けてしまったの

という歌詩が忍び出される。

河の手前にあるレストハウス前で車を降りると、戦車が二台北方に砲口を向け待機している。

ガイドに連れられイムジン河を渡ろうと鉄橋に向って進もうとしたら、検問所の兵隊が大声で渡橋禁止を叫んでいるので引き返す。

写真を撮ろうとしたが、北に向けての撮影は禁止されている。北朝鮮に旅行すればこれとは反対の事が言われるであろう。

その間、軍用トラックが荷物を積載し、間断なく鉄橋を走っている。

大然閣火災

……昭和四十六年十二月、百六十二名という焼死者を出した大然閣ホテルを見学しようと行ったが、建物は解体されないまま、外観はきれいに改装され、これがあの大惨事を起したホテルとは思われない。

内部は現在工事中とのことで、建物内に入ることが許されなかった。

◎イムジン河

南北朝鮮の境界付近を目見ようと、ソウルからバスで西に約一時間走った。

境界付近で、ソウルから北朝鮮に旅行すれば、百六十二名という焼死者を出した大然閣ホテルを見学しようと行ったが、建物は解体されないまま、外観はきれいに改装され、これがあの大惨事を起したホテルとは思われない。

内部は現在工事中とのことで、建物内に入ることが許されなかった。

◎イムジン河

南北朝鮮の境界付近を目見ようと、ソウルからバスで西に約一時間走った。

境界付近で、ソウルから北朝鮮に旅行すれば、百六十二名という焼死者を出した大然閣ホテルを見学しようと行ったが、建物は解体されないまま、外観はきれいに改装され、これがあの大惨事を起したホテルとは思われない。

内部は現在工事中とのことで、建物内に入ることが許されなかった。

その間、軍用トラックが荷物を積載し、間断なく鉄橋を走っている。

閉を北と南に二分し、同胞がとの河を流れるとうとうしている美情を見るとき、どのような理由があろうと、どうして和解統一出来ないものかと痛感するのである。

◎放談

1、立ちひざ

日本では、古今座敷において、男女とも立ちひざを飲食をすることは、もってのほかであると頭に入っておる。さて、座敷での宴会の席でホステスが酌をするため座る、どうも右か左か片方のひざが高く見えるので、これは立ちひざのまま酌をしていると思い、失礼やつだと内心腹たちまぎれにマスターに聞いたところ、韓国の女性は盛装して座るとき、一方のひざを立てて座るのがエチケットであると聞いたとき、所変われば品変わる!!と言う諺があるが、国が変われば座り方も変わるものだと隣りの席の人と苦笑した。

2、妓生（キーセン）パーティ

パーティに招待され、座敷に案内されたとたん驚じたのは、私達が座る座椅子のとなりに赤い座ぶとんが一枚づつ置いてあるので、この座席に誰が座るかと考えながら席につくと、マスターが来て、これからキーセンパーティを開きます。

これを聞いた隣りのおじさんが、キーセンをキンセンと聞いたのか、キンセンパーティだから飲んだり食ったりすると、すぐに金を取られるのではないかと私に聞いたが、私も知らないので黙っていたら、マスターが、皆さん下足札の番号を言われたら右手をあげてください。そこの座ぶとんに可愛いいホステスが座ります。

このホステスが今晩あなたを何にかにつけて世話をしますので、この女性以外のホステスにはものを頼まないようにと申したとたん、おじさんが大声で『何かにつけても世話するのが嬉だけだと思っていたら、ここにも嬉がいる』といったので一同腹をかかえて笑った。

このパーティの詳報は、後日あらためて発表する。

◎終りに

晴天に恵まれ、三日間の韓国旅行を無事に終え、二十八日午後二時三十分、ノースウエスト機〇二二便で金浦国際空港を発ち、午後四時三十分、羽田国際空港に到着、荷物の検閲を受け、浜松町からモノレールに乗ったとき、誰ともなく『日本はいいな』と、もらした言葉が本当の気持ちであったと思われてならなかった。

消防学校便り

一、初任科第二十一期生

入校

四月八日消防学校において初任教習生四十八名の入校式が、富樫民生部長、保坂消防協会事務局長、越後谷秋田市消防本部次長の来賓臨席のもとに挙行された。

全県十四消防署からの入校で、平均年齢二十一歳半、平均経験年数一年二カ月という若い教習生であり、三カ月間にわたる教習に精を出している。

二、昭和四十八年度教習実施状況

◎初任教育教習科

4月2日～6月23日　消防職員級第13期　47名

7月2日～8月22日　消防職員級第19期　48名

10月1日～12月22日　消防職員級第20期　48名

3月26日～3月29日　消防団員級第23期　15名

◎専科教育

○予防科

2月5日～2月8日　消防職員級第9期　32名

○原因調査科

1月21日～1月26日　消防職員級第5期　25名

○機関科（自動車ポンプ）

2月26日～3月1日　消防職員級第13期　24名

3月13日～3月16日　消防団員級第37期　17名

（二頁へつづく）

（一頁よりつづく）

○機関科（小型ポンプ）
3月19日～3月22日
消防団員級第38期　33名
○救急科
2月12日～2月15日
消防職員級第5期　20名
○無線科
3月4日～3月11日
特殊無線　48名
○団員指導研修
2月19日～2月21日
消防団員級　31名
◎幹部教育幹部科
1月29日～2月1日
消防団員級第17期　21名
◎別科教育
6月25日～6月26日
団員（秋田市幹部）　26名
団員（秋田市機関員）　25名
9月19日～9月22日
自衛消防団員（日鉱）　9名
9月27日～9月28日
自衛消防団員（日鉱）　10名
11月13日
団員（河辺雄和幹部）　48名
計18回　303日　527名
◎移動消防学校
8月27日
消防団員（六郷）　25名
8月28日
消防団幹部（六郷）　30名
2月22日
消防団幹部、消防職員（五城目）　50名
計3回　3日　105名

昭和49年度 代議員会議開催する

昭和49年度代議員会議は6月8日午前10時から、消防会館大会議室において開催した。

まず中田会長あいさつのあと、議事録署名委員二名高橋鳥海村団長、高杉鹿角市尾去沢団長を選出して議事に入る。

議決された議案次のとおりである。

◇認定第1号昭和48年度一般会計歳入歳出決算
◇認定第2号昭和48年度消防会館特別会計収支決算
◇認定第3号昭和48年度特別会計罹災互助会歳入歳出決算
◇認定第4号昭和48年度特別会計罹災互助会共済積立金歳入歳出決算
◇議案第1号昭和49年度事業計画
◇議案第2号昭和49年度支部分担金の徴収額
◇議案第3号昭和49年度一般会計歳入歳出予算
◇議案第4号消防会館特別会計収支目論見
◇議案第5号昭和49年度特別会計罹災互助会歳入歳出予算
◇議案第6号年度内一時借入れについて

以上慎重審議し、全議案を可決し午後0時30分閉会した。（決、予算は二頁以下に）

本荘地区消防事務組合

大内分署　猪股昭三

（非番）
○ピーポーの聞こえぬ日なし今朝もまた
（待機）
○荒れもよう今宵の無事を祈りつつ
（現場）
○炎天のさかまく焔呼吸（いき）苦し
（回顧）
○火、水、風二十年のあゆみ霜ふりぬ

6月8日の通常代議員会で決議された決算予算等

認定第1号　昭和48年度一般会計歳入歳出決算書

1．歳入高金　6,741,229円也
1．歳出高金　6,582,929円也
（収入の部）　差引残高金　158,300円也　次年度へ繰越　（単位　円）

科目 款項	科目 目	予算額	決算額	比較増減
1財産収入				
(1)財産収入	1利子収入	20,000	17,834	△ 2,166
2分担金				
(1)分担金	1分担金	940,000	940,437	437
3補助金				
(1)補助金	1補助金	600,000	600,000	
4委託金				
(1)委託金	1委託金	1,600,000	1,600,000	
5事業収入				
(1)事業収入	1新聞広告料	360,000	216,850	△ 143,150
6繰入金				
(1)繰入金	1繰入金	3,200,000	3,200,000	
7繰越金				
(1)繰越金	1繰越金	128,000	128,668	668
8雑収入				
(1)雑収入	1雑収入	36,000	37,440	1,440
歳入合計		6,884,000	6,741,229	△ 142,771

（歳出の部）　（単位　円）

科目 款項	科目 目	予算現計 当初予算額	流用額	計	支出済額	不要額
1協会費		6,030,000	3,523	6,033,523	5,769,700	263,823
(1)会議費		420,000	△ 4,133	415,867	413,022	2,845
	1代議員会議費	220,000		220,000	218,550	1,450
	2理事会費	180,000	△ 4,133	175,867	174,502	1,365
	3事務連絡会議費	20,000		20,000	19,970	30
(2)事務費		2,541,000	7,656	2,548,656	2,548,656	0
	1理事長報酬	600,000		600,000	600,000	0
	2給料	960,000		960,000	960,000	0
	3手当	588,000	△ 1,562	586,438	586,438	0
	4共済費	113,000	5,695	118,695	118,695	0
	5役職員旅費	200,000	△ 471	199,529	199,529	0
	6需用費	50,000	7,994	57,994	57,994	0
	7役務費	30,000	△ 4,000	26,000	26,000	0
(3)事業費		3,069,000		3,069,000	2,808,022	260,978
	1表彰費	327,000		327,000	289,720	37,280
	2弔慰見舞費	303,000		303,000	197,515	105,485
	3無火災県民運動推進費	1,600,000		1,600,000	1,509,744	90,256
	4教養講習費	198,000	7,850	205,850	205,850	0
	5全県消防大会費	350,000	△ 7,850	342,150	336,363	5,787
	6全県消防連合訓練大会費	241,000		241,000	221,600	19,400
	7調査研究費	50,000		50,000	47,230	2,770
2償還金						
(1)償還金	1償還金	100,000		100,000	100,000	
3負担金						
(1)負担金	1負担金	357,000		357,000	349,727	7,273
4交際費						
(1)交際費	1交際費	200,000		200,000	176,503	23,497
5積立金						
(1)積立金	1積立金	100,000		100,000	100,000	0
6雑支出						
(1)支払利子	1借入金利子	87,000		87,000	86,999	1
7予備費						
(1)予備費	1予備費	10,000	△ 3,523	6,477	0	6,477
歳出合計		6,884,000		6,884,000	6,582,929	301,071

認定第2号　昭和48年度消防会館特別会計収支決算書

1．収入高金　22,644,665円也
1．支出高金　21,438,831円也
差引残高　1,205,834円也　内1,200,000円は積立金　内5,834円は次年度へ繰越

（収入の部）　（単位　円）

科目 款項	科目 目	目論見額	収入済額	比較増減
1事業収入		18,283,000	20,790,220	2,507,220
(1)貸室収入		2,870,000	2,934,960	64,960
	1貸事務室賃貸料	1,910,000	1,974,960	64,960
	2厨房食堂賃貸料	960,000	960,000	0
(2)貸会議室収入		1,201,000	1,367,760	166,760
	1会議室使用料	1,200,000	1,327,500	127,500
	2同過年度収入	1,000	40,260	39,260
(3)宿泊施設収入		14,212,000	16,487,500	2,275,500
	1宿泊料	14,211,000	16,408,400	2,197,400
	2同過年度収入	1,000	79,100	78,100
2附帯収入		1,044,000	1,335,178	291,178
(1)附帯収入		1,044,000	1,335,178	291,178
	1電気料	240,000	221,176	△ 18,824
	2電話料	600,000	899,002	299,002
	3共用料	60,000	71,000	11,000
	4駐車料	144,000	144,000	
3繰越金				
(1)繰越金	1繰越金	141,000	141,727	727
4利子収入				
(1)利子収入	1預金利子	60,000	142,688	82,688
5雑収入				
(1)雑収入	1雑収入	120,000	234,852	114,852
収入合計		19,648,000	22,644,665	2,996,665

（支出の部）　（単位　円）

科目 款項	科目 目	目論見額	支出済額	比較増減
1管理費		7,080,000	8,722,611	1,642,611
(1)光熱費		2,919,000	2,984,476	65,476
	1電気料	1,200,000	1,245,319	45,319
	2ガス料金	9,000	12,405	3,405
	3暖房費	960,000	1,228,850	268,850
	4水道料	750,000	497,902	△ 252,098
(2)整備清掃費				
	1整備清掃費	1,980,000	2,262,950	282,950
(3)通信費				
	1電信電話料	1,800,000	1,874,105	74,105
(4)課税公課				
	1諸税	10,000	16,600	6,600
(5)保険料				
	1火災保険料	130,000	106,780	△ 23,220
(6)営繕費				
	1営繕費	211,000	1,447,700	1,236,700
(7)雑費				
	1雑費	30,000	30,000	0
2事務費		5,025,000	5,239,970	214,970
(1)給与		4,174,000	4,297,818	123,818
	1給料手当	3,828,000	3,944,000	116,000
	2通勤手当	123,000	106,800	△ 16,200
	3厚生費	1,000	41,200	40,200
	4共済費	222,000	205,818	△ 16,182
(2)旅費				
	1旅費	1,000		△ 1,000
(3)通信費				
	1郵便費	10,000	22,370	12,370
(4)消耗品費		385,000	442,272	57,272
	1事業用消耗品費	135,000	251,412	116,412
	2事務用消耗品費	20,000	8,210	△ 11,790
	3印刷費	230,000	182,650	△ 47,350
(5)備品費		285,000	334,830	49,830
	1事業用備品費	275,000	334,830	59,830
	2事務用備品費	10,000		△ 10,000
(6)渉外費				
	1交際費	50,000	26,720	△ 23,280
(7)雑費				
	1雑費	120,000	115,960	△ 4,040
3雑支出				
(1)支払利子	1借入金利子	777,000	776,250	△ 750
4繰出金				
(1)繰出金	1繰出金	3,200,000	3,200,000	0
5償還金				
(1)償還金	1償還金	3,500,000	3,500,000	0
6予備費				
(1)予備費	1予備費	66,000	0	△ 66,000
支出合計		19,648,000	21,438,831	1,790,831

認定第3号　昭和48年度特別会計罹災互助会歳入歳出決算書

1．歳入高金　9,082,278円也
1．歳出高金　4,396,183円也
差引残高金　4,686,095円也
（歳入の部）　（単位　円）

科目 款項	科目 目	予算現額 当初予算額	補正予算額	計	収入済額	比較増減
1積立金						
(1)積立金	1積立金	7,920,000		7,920,000	7,944,275	24,275
2利子						
(1)利子	1利子	90,000		90,000	138,003	48,003

事業種目	事業費	実施時期	摘要
7 支部防災訓練大会	300,000	随時	大会に派遣する。防災体制を強化するため、各市町村の防災計画に基き、防災機関が一体となり市町村民の協力を得て、異状気象下における火災防ぎょ、避難救出救助が完全にできるよう各種の訓練を行う。
8 調査研究	70,000	随時	消防体制の強化充実に資するため、先進地視察及びその他の調査研究を行う。
9 東北地区消防連絡協議会	1,674,000	7月17日 18日 19日	自治体消防の強化発展に資するため、東北7県消防協会長、副会長、日消代議員会議及び東北地区消防連絡協議会を開催する。
計	5,224,000		

議案第2号　昭和49年度支部分担金の徴収額について

昭和49年度の支部分担金の賦課基準を次のとおりとし、徴収額を別表のとおりとする。

記

1 世帯数割　1世帯当り　2円40銭、ただし市は2円15銭とする。
2 会員数割　1人当り　8円

別表

区分 / 支部	徴収額	世帯数割 世帯数	世帯数割 金額	会員数割 会員数	会員数割 金額	備考（前年度徴収額）
鹿角	44,466	15,114	33,322	1,395	11,144	44,759
大館，北秋田	113,591	40,329	91,911	2,710	21,680	114,137
能代市，山本郡	85,718	30,116	68,446	2,159	17,272	85,890
男鹿，南秋	78,123	25,891	59,891	2,288	18,304	77,272
秋田市	160,918	68,077	146,366	1,849	14,552	158,502
河辺	17,720	4,567	10,960	845	6,760	17,672
本荘市由利郡	98,375	29,728	68,855	3,690	29,520	99,143
大曲市，仙北郡	129,484	40,914	95,636	4,231	33,848	129,764
横手市，平鹿郡	98,717	28,566	65,805	4,114	32,912	99,191
湯沢市，雄勝郡	79,441	22,372	51,265	3,522	28,176	79,707
計	906,553	305,674	692,385	26,771	214,168	906,037

議案第3号　昭和49年度一般会計歳入歳出予算歳

1．歳入高金　10,694,000円也
1．歳出高金　10,694,000円也

（歳入の部）　（単位 円）

科目 款項	科目 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
1財産収入				
(1)財産収入	1利子収入	20,000	20,000	0
2分担金				
(1)分担金	1分担金	940,000	940,000	0
3補助金				
(1)補助金	1補助金	3,650,000	600,000	3,050,000
4委託金				
(1)委託金	1委託金	1,600,000	1,600,000	0
5事業収入				
(1)事業収入	1新聞広告料	200,000	360,000	△ 160,000
6繰入金				
(1)繰入金	1繰入金	3,550,000	3,200,000	350,000
7繰越金				
(1)繰越金	1繰越金	158,000	128,000	30,000
8雑収入				
(1)雑収入	1雑収入	36,000	36,000	0
9東北地区消防協議会々費				
(1)協議会々費	1協議会々費	540,000	0	540,000
歳入合計		10,694,000	6,884,000	3,810,000

（歳出の部）　（単位 円）

科目 款項	科目 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
1協会費		9,934,000	6,030,000	3,904,000
(1)会議費		903,000	420,000	483,000
	1代議員会費	280,000	220,000	60,000
	2理事会費	180,000	180,000	0
	3事務連絡会議費	23,000	20,000	3,000
	4旅費	420,000	0	420,000
2事務費		3,807,000	2,541,000	1,266,000
	1理事長報酬	0	600,000	△ 600,000
	2職員給料	2,040,000	960,000	1,080,000
	3職員手当	1,166,000	588,000	578,000
	4共済費	231,000	113,000	118,000
	5役職員旅費	280,000	200,000	80,000
	6需用費	60,000	50,000	10,000
	7役務費	30,000	30,000	0
(3)事業費		5,224,000	3,069,000	2,155,000
	1表彰費	330,000	327,000	3,000
	2弔慰見舞金	150,000	303,000	△ 153,000
	3無火災運動推進費	1,600,000	1,600,000	0
	4教養講習費	200,000	198,000	2,000
	5全県消防大会費	400,000	350,000	50,000
	6消防訓練大会費	500,000	241,000	259,000
	7支部防災訓練費	300,000	0	300,000
	8調査研究費	70,000	50,000	20,000
	9東北地区消防連絡協議会費	1,674,000	0	1,674,000
2償還金				
(1)償還金	1償還金	0	100,000	△ 100,000
3負担金				
(1)負担金	1負担金	357,000	357,000	0
4交際費				
(1)交際費	1交際費	200,000	200,000	0
5積立金				
(1)積立金	1積立金	100,000	100,000	0
6雑支出				
(1)雑支出	1借入金利子	87,000	87,000	0
7予備費				
(1)予備費	1予備費	16,000	10,000	6,000
歳出合計		10,694,000	6,884,000	3,810,000

（承認の件）

昭和49年度一般会計予算が、年度途中において補正する必要が生じた場合、支部分担金の徴収額を変更しない補正予算の議決を理事会に一任することについて、併せて承認を求める。

科目 款項	科目 目	予算現額 当初予算額	補正予算額	計	収入済額	比較増減
3繰入金						
(1)繰入金	1繰入金	1,000,000		1,000,000	1,000,000	0
歳入合計		9,010,000		9,010,000	9,082,278	72,278

（歳出の部）　（単位 円）

科目 款項	科目 目	予算現額 当初予算額	流用額	計	支出済額	不要額
1見舞金						
(1)見舞金	1見舞金	5,985,000		5,985,000	1,577,800	4,407,200
2事務費						
(1)事務費		1,694,300		1,694,300	1,659,526	34,774
	1給料	540,000		540,000	540,000	0
	2手当	333,700	21,358	355,058	355,058	0
	3共済費	50,000		50,000	43,545	6,455
	4会議費	107,500		107,500	107,500	0
	5旅費	68,600		68,600	63,543	5,057
	6需用費	50,000		50,000	48,080	1,920
	7役務費	50,000	△21,358	28,642	25,000	3,642
	8備品購入費	30,000		30,000	12,300	17,700
	9諸費	464,500		464,500	464,500	0
3強化費						
(1)強化費	1強化費	1,159,000		1,159,000	1,158,857	143
4予備費						
(1)予備費	1予備費	171,700		171,700		171,700
歳出合計		9,010,000		9,010,000	4,396,183	4,613,817

認定第4号　昭和48年度特別会計罹災互助会共済積立金歳入歳出決算書

1．歳入高金　33,303,127円也
1．歳出高金　1,000,000円也
差引残高金　32,303,127円也

（歳入の部）　（単位 円）

科目	金額	説明
昭和47年度共済積立金		
繰越金	23,446,316	
繰入金	7,478,065	昭和47年度繰越金 3,878,065円、消防会館建設資金貸出昭和48年度 2,000,000円償還、消防会館建設資金貸出昭和48年度 1,500,000円償還、協会葬費貸出残金 100,000円償還
利息	2,378,746	安田信託仙台支店30,031円、秋田銀行県庁支店 1,247,606円、羽後銀行駅前支店 324,859円、消防会館建設資金貸出残金13,500,000円の利息 776,250円
計	33,303,127	

（歳出の部）　（単位 円）

科目	金額	説明
繰出金	1,000,000	昭和48年5月31日鹿角支部外9支部へ事務手数料として
計	1,000,000	

参考資料　罹災互助会財産調　49．4．1．現在

1．共済積立金　32,303,127円也
安田信託仙台支店金銭信託　446,923円
羽後銀行駅前支店定期　10,311,829円
秋田銀行県庁支店定期　21,544,375円
計　32,303,127円
2．昭和48年度分　4,686,095円也
秋田銀行県庁支店定期　3,800,000円
秋田銀行県庁普通預金　886,095円
計　4,686,095円
現金合計　36,989,222円
3．貸出金　28,000,000円也
消防会館建設資金貸出残金　28,000,000円
4．総計　64,989,222円也

議案第1号　昭和49年度事業計画

事業種目	事業費	実施時期	摘要
1表彰	330,000	1月1日 〃 随時 〃 3月日	1 10年勤続表彰 2 15年勤続表彰 3 現場功労表彰 4 支部消防連合訓練大会における成績優良消防団表彰 5 日本消防協会長表彰の伝達
2弔慰見舞	150,000	随時	1 消防職(団)員の殉職並びに在職中死亡に対する弔慰 2 消防職(団)員の公務により負傷し長期療養を受けた者に対する見舞 3 消防活動に協力して死亡したものに対する弔慰
3無火災県民運動の推進	1,600,000	毎月15日 随時 〃 春秋 11月中 〃 随時 〃 〃 〃 〃 3月日	1 新聞「消防秋田」の発行（1回 3,500部） 2 防火思想の普及向上と出火絶滅のため次の事業を行なう (1)防火映画フイルムの購入貸出し (2)防火ポスターの印刷配布 (3)支部弁論大会の開催助成 (4)防火ポスター及び標語の募集 (5)支部防火座談会の開催助成 (6)支部防火協議会 (7)無火災地区表彰の助成 (8)火災予防組合の育成指導 (9)無火災県民運動の指導 (10)無火災市町村に感謝状の贈呈
4教養講習	200,000	随時 〃 〃	1 消防知識の啓発と消防技術の練磨向上のため、支部と共催で講習会を開く。 2 工場、事業場の消防体制強化のため、支部と共催で、特設消防団の訓練を指導する。 3 新規採用の消防職(団)員の消防学校入校者に入校記念章を贈呈する。
5全県消防大会	400,000	8月2日	消防士気高揚と消防施策の研究、消防体制の強化、消防技術の練磨向上のため、横手市において全県消防大会を開催する。
6消防連合訓練大会	500,000	9月日	1 消防士気の高揚と消防規律、消防技術の練磨向上のため秋田市において消防連合訓練大会を開催する。 2 上記大会の優勝団（ポンプ操法）を本県代表として全国

議案第5号　昭和49年度特別会計罹災互助会歳入歳出予算

1．歳入高金　8,940,000円也
1．歳出高金　8,940,000円也

(歳入の部)　(単位 円)

科目 款項	科目 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
1積立金				
(1)積立金	1積立金	7,860,000	7,920,000	△ 60,000
2利子				
(1)利子	1利子	80,000	90,000	△ 10,000
3繰入金				
(1)繰入金	1繰入金	1,000,000	1,000,000	0
歳入合計		8,940,000	9,010,000	△ 70,000

(歳出の部)　(単位 円)

科目 款項	科目 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減
1見舞金				
(1)見舞金	1見舞金	5,500,000	5,985,000	△ 485,000
2事務費				
(1)事務費		1,836,800	1,694,300	142,500
	1給料	660,000	540,000	120,000
	2手当	4,00000	333,700	66,300
	3共済費	70,000	50,000	20,000
	4会議費	107,000	107,500	△ 500
	5旅費	83,800	68,000	15,200
	6需用費	30,000	50,000	△ 20,000
	7役務費	30,000	50,000	△ 20,000
	8備品購入費	0	30,000	△ 30,000
	9諸費	456,000	464,500	△ 8,500
3強化費				
(1)強化費	1強化費	1,159,000	1,159,000	0
4予備費				
(1)予備費	1予備費	444,200	171,700	272,500
歳出合計		8,940,000	9,010,000	△ 70,000

議案第6号　年度内一時借入れについて

昭和49年度の一般会計並びに消防会館特別会計に支払上必要あるときは、次により年度内一時借入れすることができる。

記

1．借入金額　金5,000,000円也
2．借入先　秋田銀行、羽後銀行、その他
3．借入金の利子　年利7.25%以内
4．償還期限　昭和50年3月31日

東北地区消防連絡協議会の開催

開催期日　昭和49年7月17～19日
開催日時及び場所
1　7月17日(水)午後2時
東北地区各県正副会長、日本消防協会代議員会議
出席者　青森、岩手、山形、宮城、福島、新潟、秋田各県正副会長、日消代議員
場所　秋田市中通4丁目秋田県消防会館
2　7月18日(木)午後2時
東北地区消防連絡協議会（東北地区消防大会）
参加者　各県（秋田県除く）正副会長、消防団長、消防長、署長等代表者
秋田県、各消防団長、専任消防長、（事任者不在のところ消防署長）
来賓　日本消防協会長、消防庁長官、秋田県知事、外
場所　能代市日本海サニーランド
会費　懇親会費　1人3,000円（外に宿泊料実費）
3　7月19日(金)午前8時30分より（貸切バス）
視察　視察コース、八郎潟干拓地各施設、寒風山展望台
参加者　県外参加者全員、外バスの定数以内人員
解散　午後0時30分、秋田駅前

第27回全県消防大会開催

開催日時　昭和49年8月2日(金)午後1時より
開催場所　横手市、横手市民会館
参加者範囲
1．消防団正副団長、消防長、消防署長、本会に加入している特設消防の長
2．上記以外に参加を必要と認める消防幹部
3．市町村の消防事務主任者
参加者服装　制服（甲又は乙）
提出議題　1支部2題以内、1題の説明所要時間5分以内とする。
提出議題には説明要旨をつけ、6月末まで提出
会費　参加者1名につき1,000円とする。
その他　細部については各支部あて書面で連絡済み

議案第4号　昭和48年度消防会館特別会計収支目論見書

1．収入高金　24,054,000円也
1．支出高金　24,054,000円也

(収入の部)　(単位 円)

科目 款項	科目 目	本年度目論見額	前年度目論見額	比較増減
1事業収入		22,429,000	18,283,000	4,146,000
(1)貸室収入		2,546,000	2,870,000	△ 324,000
	1貸事務室賃貸料	1,586,000	1,910,000	△ 324,000
	2厨房食堂賃貸料	960,000	960,000	0
(2)貸会議室収入		1,585,000	1,201,000	384,000
	1会議室使用料	1,584,000	1,200,000	384,000
	2同過年度収入	1,000	1,000	0
(3)宿泊施設収入		18,298,000	14,212,000	4,086,000
	1宿泊料	18,297,000	14,211,000	4,086,000
	2同過年度収入	1,000	1,000	0
2附帯収入		1,380,000	1,044,000	336,000
(1)附帯収入		1,380,000	1,044,000	336,000
	1電気料	288,000	240,000	48,000
	2電話料	900,000	600,000	300,000
	3共用料	48,000	60,000	△ 12,000
	4駐車料	144,000	144,000	0
3繰越金				
(1繰越金)	1繰越金	5,000	141,000	△ 136,000
4利子収入				
(1利子収入)	1利子収入	60,000	60,000	0
5雑収入				
(1雑収入)	1雑収入	180,000	120,000	60,000
収入合計		24,054,000	19,648,000	4,406,000

(歳出の部)　(単位 円)

科目 款項	科目 目	本年度目論見額	前年度目論見額	比較増減
1管理費		10,456,000	7,080,000	3,376,000
(1)光熱費		4,545,000	2,919,000	1,626,000
	1電気料	1,620,000	1,200,000	420,000
	2ガス料金	12,000	9,000	3,000
	3暖房費	2,415,000	960,000	1,455,000
	4水道料	498,000	750,000	△ 252,000
(2)整備清掃費				
	1整備清掃費	2,659,000	1,980,000	679,000
(3)通信費				
	1電信電話料	1,878,000	1,800,000	78,000
(4)課税公課				
	1諸税	17,000	10,000	7,000
(5)保険料		107,000	130,000	△ 23,000
	1火災保険料			
(6)営繕費				
	1営繕費	1,220,000	211,000	1,009,000
(7)雑費				
	1雑費	30,000	30,000	
2事務費		5,799,000	5,025,000	774,000
(1)諸給与		4,824,000	4,174,000	650,000
	1給料手当	4,335,000	3,828,000	507,000
	2通勤手当	132,000	123,000	9,000
	3厚生費	109,000	1,000	108,000
	4共済費	248,000	222,000	26,000
(2)旅費				
	1旅費	1,000	1,000	0
(3)通信費				
	1郵便費	24,000	10,000	14,000
(4)消耗品費		420,000	385,000	35,000
	1事務用消耗品費	250,000	135,000	115,000
	2事務用消耗品費	20,000	20,000	0
	3印刷費	150,000	230,000	△ 80,000
(5)備品費		360,000	285,000	75,000
	1事業用備品費	350,000	275,000	75,000
	2事務用備品費	10,000	10,000	0
(6)渉外費				
	1交際接待費	50,000	50,000	0
(7)雑費				
	1雑費	120,000	120,000	0
3雑支出				
(1)支払利子	1借入金利子	690,000	777,000	△ 87,000
4繰出金				
(1)繰出金	1繰出金	3,550,000	3,200,000	350,000
5償還金				
(1)償還金	1償還金	3,500,000	3,500,000	0
6予備費				
(1)予備費	1予備費	59,000	66,000	△ 7,000
歳出合計		24,054,000	19,648,000	4,406,000

◇ラビットポンプ　◇桜ゴム引ホース
◇森田ポンプ　◇桜ソフト吸管
◇消防服装一式　◇消火器各種
◇給排水，衛生，冷暖房設備工事
能代市栄町12の3
株式会社 協立製作所
〒016　TEL能代(2)6361－3番

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を

▶一般のお客様
1人室(洗面所、トイレ付)¥2,000（税・サービス料込み）
2人室(バス、トイレ付)　¥3,600（税・サービス料込み）
▶会員の方
1人室(洗面所、トイレ付)¥1,700（税・サービス料込み）
2人室(バス、トイレ付)　¥2,900（税・サービス料込み）
全館冷暖房完備、各室テレビ、電話あり
ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
(秋田消防会館内)電話32局4111

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂吉之助
印刷所　能代市大手町7の8
㈱　北羽新報社
電話　②代6353

消防の動き

消防庁

消防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

消防法の一部を改正する法律（案）は昭和四十九年三月八日閣議決定され、三月十一日内閣から衆議院地方行政委員会に付託されたが、衆議院では四月二十五日、参議院では五月十五日それぞれ原案通り可決され、六月一日法律第六四号で公布された。なお、衆議院地方行政委員の審議過程において、次のとおり附帯決議がなされた。

『附帯決議　昭和四十九年四月二十三日』

政府は、最近における火災その他の災害の実態にかんがみ、消防体制の近代化と消防力の充実強化をはかるため、次の諸点につき、すみやかにその実現を期すべきである。

1、高層建築物、地下街、複合用途建築物等多数の者が出入する施設について、火災予防及び火災時における人命安全に万全を期するため、防火管理体制の強化、避難施設の充実及び救助体制の整備強化をはかるとともに、防火管理上の違反及び消防用設備等の設置義務違反については、強力な是正措置を講ずること。

なお、既存の不適格防火対象物に対する消防用設備等の適応及適用の猶予期間における防火体制については消防機関による指導を強化すること。

2、石油コンビナート地帯等における火災等の災害を防止するため、事故防止責任に関する企業の自覚を徹底させ、事故発生防止措置と自衛消防力の強化を推進するとともに、あわせて予防行政の徹底を期するため、専門的知識を有する消防職員の確保及び現地消防機関に対する技術指導体制の強化をはかること。

なお、石油コンビナート地帯等災害生産の所在する市町村については、十分な補助措置を講ずること。

3、自家用パイプライン等消防法適用のパイプライン施設の設置並びに災害発生時における応急措置等については、公共の安全を確保するため、万全の対策を講ずること。

4、地震による被害の防止と軽減をはかるため、消防体制、避難体制及び情報収集伝達体制の整備強化を促進すること。

5、交通事故をはじめとする各種災害の増大に対処するため、救急車の増強等救急搬送体制の一層の充実をはかるとともに、救急医療機関の拡充等救急医療体制の強化をはかること。

6、消防施設等整備費補助金の拡充強化及び消防費にかかる地方交付税措置の充実をはかること。

右決議する。

◎昭和49年度消防庁交通安全業務計画

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条第1項の規定に基づき、昭和49年度消防庁交通安全業務計画を次のとおり作成した。

1、昭和49年度において講ずべき施策。

(1)救急業務未実施市町村における救急業務実施体制の整備。

救急業務未実施市町村については、広域市町村圏の振興整備並びに消防の常備化の進捗状況とあわせて、一部事務組合又は事務委託による広域的共同処理方式により、市町村の救急需要等の実態に即した適切な救急業務実施体制づくりを促進する。

(2)高速自動車国道における救急業務実施体制の整備。

高速自動車国道における救急業務については、交通安全基本計画の定めるところにより、日本道路公団が道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理する責任を有するとともに、救急業務実施市町村としても消防法の規定に基づく処理責任を有するものであり、両者は相協力して、高速自動車国道における救急業務を十分に果たす必要がある。

このため、かねて関係者で検討中であった高速自動車国道における救急業務のあり方について、その具体的な方策（昭和29年4月2日付消防安第30号）が定められたので、司公団の自主救急業務実施体制の整備を図り、同公団と連携を強化するよう指導する。

(3)救急隊員の教育訓練の充実。

救急業務の円滑、適正な遂行を図るため、消防大学校においては、引き続き救急業員の指導者の教育を推進するとともに都道府県及び政令指定市の消防学校の救急科において救急隊の育成を図るものとする。

4救急機関施設の整備促進。

救急指令装置については国庫補助金五五八〇万円をもってA型二基、B型十八基及びC型二十基の整備を図るとともに、救急自動車については、交通安全対策交付金等により積極的に整備を図るよう指導する。

高速自動車国道における救急業務の実態については1(2)に基づき、救急業務実施市町村と同公団との具体的な連携について定めること。

(3)救急隊員の教育訓練。

消防学校における救急隊員の教育期間、入校予定人員等を配慮すること。

(4)救急業務施設の整備。

救急自動車等の救急業務施設整備事業に対する都道府県の補助事業について、その所要数、予算額等を配慮する。

◎7月の広報事項

・花火による火災を防ごう。

夏は花火のシーズンであるが、取り扱いとの不注意から火災、負傷などの事故が毎年多くおきているので、この時期に正しい花火の取り扱いについて呼びかける。

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市溝川町
電話②〇四一六

消防操法指導者の研究会開催する

秋田県消防防災課では六月五、六日の二日間消防学校に消防本部ならびに消防署から消防操法指導者の参集を求めて研究会を開催した。出席者は次のとおり。

鹿角市消防署
消防士長　大黒　勲
同　田口信一
小坂町消防団
副団長　葛西健次郎
技師　和田　真
大館鳳凰広域市町村圏組合　消防署消防司令補　中村新之助
同　鳴海　正富
鷹巣阿仁広域市町村圏組合　消防署消防司令補　小野　昭治
能代地区消防本部
消防司令　田口章治
山本郡南部地区消防署
消防副士長　見上　弘
消防副士長　館岡隆二
ッ井藤里地区消防署
消防士長　桂田信行
同　石川　稔
男鹿地区消防一部事務組合　消防司令補管原正治
同　島田敏夫
五城目町消防署
消防司令補伊藤豊蔵
湖東地区消防署
消防士長　小野　要
秋田市秋田消防署
消防司令補伊藤幸治郎
秋田市土崎消防署
消防士長　永井　健

東北地区消防連絡協議会

秋田県で開催する

昭和四十九年度の開催当番県は秋田県であり、七月十七日（水）午後二時から秋田県消防会館で東北七県正副会長、日本消防協会代議員会議が開かれる。次いで七月十八日午後二時から能代市で日本海サニーランドで、東北地区消防大会が開かれ当面する消防諸問題を検討し、翌十九日八郎潟干拓地各施設と寒風山展望台を視察して正午秋田駅解散となっている。

消防学校便り

教習科第二十一期生は消防殉難碑の清掃を行う。

秋田県消防学校では、毎年初任者教習生が入校し、三カ月間の教習者終える時期に必ず千秋公園本丸にある消防殉難碑の清掃を行い、先輩の霊を慰ぐさめる情操教育を行っているが、今回第二十一期生四十七名が大石教務係長引率の下に、六月十七日午後二時から殉難碑を清掃し、六月二十九日三カ月の教習を終え各消防署に帰署した。

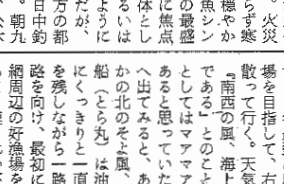

第二十七回全県消防大会

横手市市民会館で開催

第二十七回全県消防大会は八月二日（金）午後一時から横手市市民会館で開催し、当面する消防諸問題を検討する。

参加者は消防正副団長、消防長、消防署長、本会に加入している特殊消防の長、その他参加を必要と認める消防幹部、市町村の消防事務主任者。制服（甲又は乙）。細部は各支部あて書面で連絡済み。

角館消防署消防司令　渡部　長一
横手平鹿広域消防本部
消防司令書原弥之助
同　高橋　金蔵
湯沢雄勝広域市町村圏組合　消防署消防司令補　栗沢　長治
消防士長　武石良雄
との指導者は各支部消防団員の講習会を開き、支部では九月中旬に開かれる全県大会出場団を決定することになっている。

河辺雄和地区消防署
消防士　高橋　一義
同　牧野　吉郎
本荘地区組合消防署
消防司令補石川駒二
消防副士長佐藤拓自
仁賀保地区消防署
消防司令補村上忠蔵
消防士長　平沢長義
矢島地区消防組合消防署
消防司令補須田正三
消防士長　佐藤広司
大曲仙北広域市町村組合
消防本部消防司令　大友　隆

第一回全県消防職員

海釣り大会をかえりみて

秋田県消防長会
鈴木正治

1、大会本部

『消防と釣り』

お互いに水がなくては成り立たない。水とは切っても切れない縁がある。

そして、強風が吹きつつり、空気が乾燥すると消防水防に活躍する消防である。

釣りも気圧、風位、風速、天候、潮流、潮の干満、気温、水温、日の出入、月の出入等の天然現象の影響を受ける面が非常に大きく、気象面でも消防と釣りはまことに縁が深いものがある。

また、災害の覚知を待機するひとときは、釣りのアタリ（魚信）を待つ心理と共通し、静から動への移行も類似していると感じさせられるものがある。

過休二日制の実現は時の問題で、余暇利用についても真剣に論議されている社会風潮の中にあって、消防のみが取り残されるわけにはいかない。

張りつ放しの弓の弦は弾力を失って、いざの場合にはあまり効力がなく、緊張、激務の合い間の一休息が次のエネルギーを培う大きな活力源であろうと思う。

懸命な勤務に慰労のレクリエーションをはさむサンドイッチ行政が望ましい。

前々から秋田市消防の釣り大会の機会をうかがっていたが、ついに日の目を見ずにいたところ、大曲仙北の佐々木消防長さんの強力なバックアップがあり、会長も快諾してくれたので、県内消防職員の親睦、融和、交流の場として、ここに秋田県消防長会主催第一回全県消防職員海釣り大会について具体的な計画を練ることとなった。

2、海上で

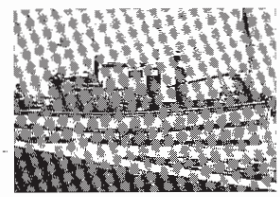

いざ実施となるといろいろな配慮が必要である。

場所は相当人数を受入れる船、餌の準備ができて、県内中央部という立地条件から男鹿を選定した。火災危険期を避け、番からず悪からずの海が比較的穏やかで、万人向きの対象魚シンジョー（アイナメ）の最盛期である五月十九日に焦点をしぼる。釣りを主体として考えると早朝、あるいは日没の時間帯が入るようにすれば申し分ないのだが、遠方から参加される方の都合を計算に入れて、日中釣りということにした。朝九時北浦集合となると、公休者以外は勤務時間の途中で出発しなければならないので、警備に支障をきたさないよう各消防長さん達へ善処方を依頼した。

賞品、看板その他諸々の準備をととのえ、本番を待つ。

天候の移り変わりは大概週期を繰り返す。しばらく日曜毎に晴天が続いたので大丈夫と思っていたが、五月十五日（水）から晴れ上がり、一寸晴れるのが早く晴天を保ち続けれるか、いささか心配である。もし中止となればすべてがやり直しのほかに参加申込者の次回に出場し得る日取りと配船可能の日を結びつけなければならない。天の助けか風雨もなく、晴天を持ち越して、いよいよ大会当日の五月十九日がやってきた。

予定通り朝九時には、親戚にご不幸ができ急に取り止めされた鹿角新市消防長さんを除き、全員が北浦漁業協同組合前に参集を終える。

参加者は、県関係三人、秋田署五人、土崎署五人、大曲仙北八人、男鹿地区一人、鷹巣阿仁地区三人、鳳凰地区二人、湖東地区二人、事務局一人、計三十九人の同好者である。

大会実行委員長の佐々木大曲仙北消防長さんのあいさつに引き続き事務局から大会ルールに、当日のスケジュール等について説明、あらかじめきめてあるそれぞれの船に分乗して仕度にとりかかる。

定刻十時、事務局の警笛を合図に、八そうの船は軽やかなエンジンの音を残しながら一斉に北浦港を後にする。各船頭は腕中の釣場を目指して、右へ左へと散って行き、天気予報では『南西の風、海上は多少波である』とのことで、北浦としてはマアマアの条件であると思っていたのに、海へ出てみると、あるかなしかの北のそよ風、小生等の船（とら丸）は油凪ぎの海にくっきりと航跡を残しながら一路北東へ進路を向け、最初に北浦大謀網周辺の好漁場を試みる。

あまり遠くない下り潮を対面からガッチリ受け止める感じで船が少しも移動しない。十五号の錘りを下しても船の真下へ下りっぱなしである。あまり風があっても困りものだが、鏡のようなベタ凪ぎでは竿を施す術がない。

『天気晴朗なれど……』潮流が弱く、頼りの風がないでは万事休すである。船頭は気をつかって沖へ、岸へと船をまわす

が依然として船が動かない。

お昼近くなり安田、谷地部落に手を振りながら、中川沖へと船を移動する。ことは常に潮流が速く、底をとるに容易でない場所だ。と船頭はいうが、何処へ行っても全く同じ条件である。近くにいた僚船が、とう丸を鳥山のように恭って三そう程、しばし周辺を試みていたが諦めて、また右へ左へと散って行く。最後に安田沖へ引き返し、二回場所を移して流してみたが、ついに会心のアタリをみないまま、一時三十分納竿する。竿をたたみ、船首を港に向けたとたんに南西二～三㍍の適度の風が吹いてきた。無情の風はわれに味方せず、後髪を引かれる思いで終焉をむかえたわけである。

規定午後四時北浦灯台を通過、帰港する。

船頭の所要時間計測は実に正確無比で、今更のように感嘆する。時間超過は一船もなく、全船無事帰港、各船毎にクーラーを集めて計量にかかる。人々の釣果を見比べる楽しいひと時である。釣果をまとめると四十人近くの大会で、最高五・三㌔㌘とあまり芳しくない成果である。その原因は何であろうかと考えてみた。水は澄んでいて好条件、潮流が鈍く、二にも二にも風に頼らざるをえなかった。肝心の風がなかったことが最大の原因と思う。因みに魚が最も敏感にその生息地を移動する水温は、過去十年間五月十九日に最も近い男鹿半島釣行の折りに水温計で計測した海表面一㍍前後の箇所で、昭和三十九年五月十六日入道崎（聖島）十三・五度、昭和四十年五月十五日戸賀十三・〇度、昭和四十一年五月二十一日加茂十五・五度、昭和四十二年五月二十一日脇本十五・〇度、昭和四十三年五月十八日加茂十五・二度、昭和四十四年（病気のため竿下しが八月十七日船川二十五・五度……あまり参考にならないが）、昭和四十五年五月十七日北浦十四・二度、昭和四十六年五月十六日北浦十三・〇度、昭和四十七年五月七日北浦十四・五度、昭和四十八年五月十九日入道崎十四・三度、そして今大会当日は十六・一度で未曾有の豪雪の融雪による水温低下の影響は全くなく、むしろ水温は過去十カ年間中最も高い数字を記録しており、シンジョーとしては適温と思われる。季節の移り変わりによる水温の変化は、大概一週間乃至十日位で摂氏一度程度上下するのが平常で、それ以上の高低がある場合は、他に何か特殊な要素があるように感じさせる（潮流の変化、冷水塊の混入等）。

釣果をまとめ、成績発表実行委員長から賞状、賞品の授与もつつがなく終り、盛天の懇親会に移る。

「男鹿温泉湯の尻沖へ行った船は潮流が速くて底をとるに難渋した」とか「このような大会を年二～三回やってほしい」とか、大物を逃がした話、仕掛けをあすればよかった等々、自慢話、失敗談の話に花が咲く。

ふと思いついた全国の釣り愛好者は千五百万人を数えるという。人口一億一千万人で千五百万人だから、老若男女百人に約十人の同好者がいる計算になる。海川、湖沼と釣り場の豊富なことで全国に知られている秋田県の場合は二十万人近い愛好者がいるのではないかと推測される。

そして船中で雑談しているうち「採用の時の履歴書を見て、趣味は〝釣り〟と書いてある部下を、海釣りは最初だといっていたが、勉強のため今日の大会に連れてきた」とおっしゃる佐々木大曲仙北消防長さんの言葉が印象に残る。

午後六時お互いに再会を約しながら各々車の人となる。すべては終った。

好天に恵まれ、皆に喜んでいただき、しかも事故一つなく、和気あいあいのうちにすべてが終ったのだ。

眉の荷がおりたような安堵感、眼前の海原を渡り、頬をなでるさわやかな疏風が身と心をいやしてくれる。最後に今大会が盛大に実施できた原動力、県内各消防長さんたちのご理解、特に県消防長会長さん、大曲仙北消防長さんの物心両面にわたる格別のご助力、船宿をつとめてくれた北浦の武田釣具店主（男鹿市消防団北浦分団長）の船、餌の手配はもちろんのこと、大会運営全般にわたって親身になってのご協力、遠藤被服工業株式会社から、日頃の消防職員のご労苦に報いる意味合いで多大の参加賞をご寄贈していただいたこと。北浦漁業協同組合のご協力に対し、紙面を拝借して深甚なる謝意を申し述べる次第です。

◇当日の成績

優勝　五・三㌔㌘　佐藤　吉晴
仁賀保

準優勝　四・六七㌔㌘　出雲　忠芳
湖東

第三位　三・八八㌔㌘　熊谷　久司
秋田

第四位　三・六六㌔㌘　近藤　金也
男鹿

第五位　三・一八㌔㌘　工藤　菊良
鹿角

大物賞

第一位カレー〇・九六㌔㌘　秋田　熊谷　久司

第二位シンジョー〇・八八㌔㌘　仁賀保　斎藤　藤一

特別賞スゴエモン一・一〇㌔㌘　仁賀保　佐藤　吉晴

外賞　蛸　九・〇〇㌔㌘　佐々木吉蔵
鹿角

グループ賞（船頭賞と同）

第一位　日進丸
第二位　幸進丸
第三位　豊竜丸

消防放談 (78)

放水生

◎消防友会の活動

『消防友会』の最初の結成は、昭和四十年五月八日当時消防協会副会長で横手市平鹿郡支部長の職にあった故山本三郎氏である。

五月八日県立横手工業高校体育館に横手市平鹿郡支部の退職団員七〇〇名が出席して県内で初めての協力団体『消防友会』を結成し、福祉厚生と防火思想の徹底を二本の柱とし、規約を設定し発足したのが始まりである。

その後、昭和四十四年二月十五日秋田市消防団分団長佐藤順英氏が、退職報償金制度が設立され、四年になるので退職団員は報償金受領の際は一割を寄付してこれを基金として、秋田市にも『消友会』をつくるべく努力したが、その結成の運びに至らず現在に至ったのである。

さて、本年は一月七日から降り出した雪は二月に入って寒雪となり、六〇年来の大雪ときわがれ、毎日毎日除雪作業という事態になった。

そして三月に入るや偶然にも一五三年ぶりに鳥海山噴火のニュースが報ぜられ、県民ひとしく驚いたのである。

この鳥海山麓の鳥海村にたしか『消友会』が結成されて、活発な活動をしていることを高橋団長さんから聞いたことを思い出し、高橋団長さんを訪れて詳細な資料をいただいたので、今後『消友会』結成に参考となると思われるので次に全文を掲載する。

◎消防精神健在なり。

鳥海村笹子消友会

◎鳥海村笹子消友会規約

第一章　総則

この会は鳥海村笹子消友会という。

第二条（事務所）

この会の事務所を鳥海村役場笹子支所内に置く。

第三条　この会は火災予防組合と消防団活動に協力し、もって社会の災厄を防止し、人類共同の福祉増進に寄与することを目的とする。

2会議の議長は会長これにあたる。

第十二条（会議の招集および構成）

総会は毎年五月にこれを開き理事会は会長において必要と認めたときは随時会議を招集する。

第十三条（理事会および総会）

理事会および総会は次の各号に掲げる事項を審議しこれを決定する。

1予算、決算。
2事業計画の決定。
3事業報告。
4資産の管理方法。
5会長において必要と認めたる事項。
6総会の決議を要するものでその委任を受けた事項。
7規約の改廃。

第十四条（会議の定足および議決）

会議の議決は出席者の過半数を以って決する。

第十五条（書面審理）

会長は簡単なる事項についてはその内容を記載した書面を役員に送付してその賛否を求め会議の議決に代ることが出来る。

この場合において当該役員定数の過半数の賛成あったときは会議の議決があったものとみなす。

第十六条（経理）

1資産および事業より生ずる収入。
2補助金および寄付金。
3分担金およびその他の収入。

第十七条（分担金）

1分担金は理事会において議決しこれを賦課する。

第十八条（資産の保管）

この会の資産は理事会の議決を経て会長がこれを管理する。

2この会の資産中現金および有価証券は確実なる金融機関に預け入れるものとする。

第十九条（会計年度）

この会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日で終わる。

第二十条（予算とその他の決定）

この会の事業計画および予算は毎年会計年度開始前に理事会が審議しこれを決定するものとする。

第二十条（決算の承認）

この会の決算は毎年会計年度終了後六カ月以内に財産目録および事業報告とともに監事の監査を経て理事会の承認を得るものとする。

附則

この規約は昭和四十三年五月より施行する。

◎罹災互助会見舞金贈呈審付

昭和四十五年五月号に、昭和二十八年十一月二十八日発足時から昭和四十四年度までの見舞金贈呈の第一回目の審付けを発表したが、今回は第二回目として、昭和四十五年度から四十八年度までの四カ年間分その積立金合計は三一、九二〇、二五〇円で積立金の三割強にあたる。その見舞金の市町村毎の審付けが出来たのでこれを発表する。

蒙御免

秋田県消防協会

自　昭和四十五年度
至　昭和四十八年度

東	横綱	能代市	一〇〇、〇〇〇円
	大関	本荘市	七五、〇〇〇円
	関脇	大館市	五五、〇〇〇円
	小結	鷹巣町	四〇、〇〇〇円
	前頭	比内町	三〇、〇〇〇円
	同	鳥海村	二八、〇〇〇円
	同	十和田市	二六、〇〇〇円
	同	鹿角市	二六、〇〇〇円
	同	阿仁町	二〇、〇〇〇円
	同	琴丘町	二三、〇〇〇円
	同	天王町	二一、〇〇〇円
	同	男鹿市	一九、〇〇〇円
	同	雄和町	一八、〇〇〇円
	同	峰浜村	一八、〇〇〇円
	同	西仙北町	一八、〇〇〇円
	同	太田町	一五、〇〇〇円
西	横綱	秋田市	六四、〇〇〇円
	大関	東成瀬村	四〇、〇〇〇円
	関脇	本荘市	四〇、七五、〇〇〇円
	小結	河辺町	三七、〇〇〇円
	前頭	協和町	三二、七五、〇〇〇円
	同	大館市	三一、〇〇〇円
	同	二ツ井町	三〇、〇〇〇円
	同	大森町	二七、〇〇〇円
	同	仁賀保地区	二六、五〇〇円
	同	増田町	二四、五〇〇円
	同	男鹿市	二二、〇〇〇円
	同	羽後町	二〇、〇〇〇円
	同	南外村	一八、〇〇〇円
	同	東由利町	一八、〇〇〇円
	同	田沢湖町	一六、五〇〇円
	同	大内町	一三、〇〇〇円
前頭	同	八竜町	一〇〇、〇〇〇円
	同	平鹿町	九〇、〇〇〇円
	同	岩城町	七五、〇〇〇円
	同	大曲市	七五、〇〇〇円
	同	西目村	六五、〇〇〇円
	同	合川町	六五、〇〇〇円
	同	西仙北町	五五、〇〇〇円
	同	利永村	五〇、〇〇〇円
	同	由利町	三〇、〇〇〇円
	同	矢島町	一五、〇〇〇円
	同	仙北町	〇〇〇円
	同	井川町	〇〇〇円
	同	森吉町	〇〇〇円
	同	若美町	〇〇〇円
	同	昭和町	〇〇〇円
	同	六郷町	〇〇〇円
	同	仙南村	〇〇〇円
前頭	同	五城目町	一〇〇、〇〇〇円
	同	雄物川町	九〇、〇〇〇円
	同	稲川町	九〇、〇〇〇円
	同	八郎潟町	七五、〇〇〇円
	同	山内村	七五、〇〇〇円
	同	千畑村	六五、〇〇〇円
	同	横手市	五二、八〇〇円
	同	鷹巣町	四四、五〇〇円
	同	湯沢市	三〇、〇〇〇円
	同	小坂町	〇〇〇円
	同	上小阿仁村	〇〇〇円
	同	飯田川町	〇〇〇円
	同	藤里町	〇〇〇円
	同	中仙町	〇〇〇円
	同	皆瀬村	〇〇〇円

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂　吉之助
印刷所　能代市大手町7の8
㈱　北羽新報社
電話　(2)代5353

昭和49年度 東北地区消防連絡協議会会議開催

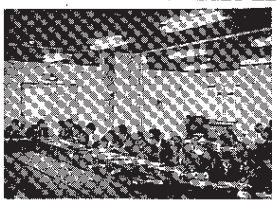

1. 消防会館大広間

2. 郷土民謡

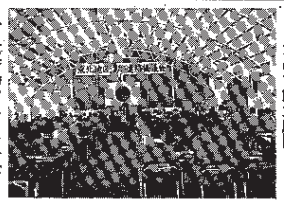

3. 大会場サニーランド

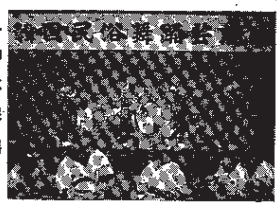

4. 仙北民謡

東北地区消防連絡協議会会議は秋田県が当番で、七月十八、十九日能代市落合日本海サニーランドで開催されたが、その前日の十七日午後二時から秋田県消防会館大広間で東北七県消防協会長、副会長と日消代議員会議を開催した。

中田秋田県消防協会長のあいさつ、続いて前年度当番県福島県消防協会長からのあいさつがあって議事に入る。

議長選出は開催地中田協会長が選出され議長席につく。

1、各県提出議題の調整について。

これは明十八日開催する東北地区消防連絡会議に各県から提出された議題を調整した。

◎財政関係

①消防施設（消防ポンプ）更新に対する補助について。

福島県提出

②災害危険地域の住宅等移転に対する財政援助措置に関する件。

山形県提出

◎処遇関係

①消防団員の退職年金制度について

岩手県提出

②非常勤消防団員の公務災害による「補償基礎額」増額について。

新潟県提出

◎福祉共済関係

①福祉共済制度加入口数について。

宮城県提出

◎殉職者の叙勲関係

戦時中防空に従事した殉職警防団員に対する叙勲方早期実施について。

青森県提出

◎婦人消防関係

婦人消防協力隊員の災害補償制度について。

岩手県提出

◎法制関係

非常勤消防団員の出勤基準の制定について。

秋田県提出

次に各県消防協会事業の説明を青森県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県、山形県、秋田県の順で発表して午後四時三十分閉会、午後五時三十分から懇親会に入り、秋田市土崎港はやし、鎌田寛水一行の秋田民謡で盛会裡に午後九時終了した。

翌十八日午前九時消防会館を出発し、能代市落合日本海サニーランドで開かれる東北地区消防連絡協議会場に向う。

来賓に佐々木消防庁長官、日本消防協会上川常務理事、秋田県警察本部叶野本部長、秋田県町村会荒谷副会長。

出席者

青森県	七名
岩手県	八名
宮城県	九名
福島県	十一名
新潟県	六名
山形県	六名
秋田県	九一名
事務局	八名
計	一四六名

午後二時会場に着席する。

東北地区消防連絡協議会

次第

1、着席

2、開会のことば

3、殉職消防職団員に対して黙祷

4、秋田県消防協会長あいさつ

5、秋田県知事あいさつ

6、来賓祝辞

佐々木消防庁長官

上川日消常務理事

7、議長選出

8、中田議長あいさつ

9、前年度決議事項の処理報告　福島県

10、協議

◎財政関係

①、消防施設『消防ポンプ』更新に対する補助について　福島県説明

②、災害危険地域の住宅移転に対する財政援助の措置に関する件　山形県説明

◎処遇関係

①、消防団員の退職年金制度について　岩手県説明

②、非常勤消防団員の公務災害による損害補償基礎額の増額について　新潟県説明

◎福祉共済関係

福祉共済制度加入口数について　宮城県説明

◎殉職者の叙勲関係

戦時中防空に従事した殉職警防団員に対する叙勲方早期実施について　青森県説明

◎婦人消防関係

婦人消防協力隊員の災害補償について　岩手県説明

◎法制関係

非常勤消防団員の出勤基準の制定について　秋田県説明

以上八議案を満場一致で採択し、関係各省庁に陳情することに決定した。

この八議案について佐々木消防庁長官、上川日消常務理事からそれぞれ回答があった。

明年度開催地は青森県に決定し、青森県消防協会長より開催勧引き受けのあいさつがあった。

次に船木前男鹿消防長より、第二次火災による損害賠償事件について説明して研究体験発表があった。

次に宣言案を佐々木副会長、決議案を今山理事それぞれ朗読し、満場一致で採択した。次に荒谷県町村副会長の音頭で東北地区消防連絡協議会の万才三唱、銭谷副会長の閉会のことばで午後四時三十分閉会。

午後五時三十分から懇親会に入り、生保内民謡劇団による郷土民謡、朝鮮舞踊団の韓国芸能を観賞して午後九時閉会する。

明くれば十九日午前八時観光バスでサニーランドを出発、寒風山展望台、大潟村干拓地を視察し十一時二十分八郎潟ハイツで昼食、十二時三十分秋田駅前で解散。

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

消防団の消防戦術を語る

大内町消防団
団長　三浦　精一

消防戦術の意義

消防隊（消防法第二条第八項に、消防隊とは、消防器具を装備した消防吏員又は消防団員の一隊をいう。とある）が、火災を知り＝覚知又は認知という。

消防車で火災現場に行き＝出動という。

火災現場で救助しなければならない者（要救助者）があれば、これを救い＝人命救助という。

水利につき＝水利部署又は水利選定という。

ホースを延長して、火災の所（火点）又は予備注水目標の所に行き＝進入という。

目標に水を注ぐ＝注水という。

以上を総合したものを消防戦闘又は火災防ぎょといい、そして、消防戦闘が、火災による被害を最少限度に止めるための方法の規範を消防戦術という。

『消防』ということについて、消防庁が自治体消防制度二十周年記念に刊行した『自治体消防のあゆみ』によれば、火災から人の生命や身体や財産をまもり、その損害を少しでも軽くするために必要な一切の施設や設備を総称して消防という。

これは、言っても、消防は火災ばかりを対象にしているわけでなく、水害も、震災も、まだ、風雪害とあらゆる災害を対象としているが、今日ではそのほか、救急業務もそのしごととしている。と書いているから消防戦術というより、消防火災戦術といった方が適切でないかと思うけれども、消防大学校における団長科の日課予定表に、火災に対する戦術を消防戦術と表現しているし、消防大学の初代校長で退職後同校の講師を永くやられた矢島安雄先生の火災に対する戦術の著書も『消防戦術』となっている等のことからして、消防の火災に対する戦術は『消防戦術』で通じるものと考える。

消防戦術は、諸制式（制式とは、消防訓練礼式の基準の第六条にあり、その解説には、本条の制式とは、定められた動作のやり方であり、制式（基準）云々とあるから）と違って常に原則どおりゆくものと限ったものでなく、時には例外もあり、応用動作で行かなければならないこともあるということを先づ考えておかなければならないと思う。

消防戦闘の基本原則

最初に、消防戦闘の基本原則という表現であるが、これは昭和三十三年十一月十日秋田県消防協会発行、著者秋田県主事佐々木匡氏の『消防常識読本』の付録（一）『市町村火災防ぎょ計画』（例）秋田県の第十四火災防ぎょの基本原則、第四十現場においてはおおむね次のとおり行動する。として第一号より第六号まであるが、これは消防戦闘の基本原則を示している。

当時消防組織法に市町村の作成する火災防ぎょ計画という規定があったので、秋田県は『市町村火災防ぎょ計画』（例）を示したのであり、その後第三十八国会において、消防組織法の一部を改正する法律が成立し、昭和三十六年四月十日法律第六十一号をもって『火災防ぎょ計画』を『消防計画』と改めて公布され、即日施行されたが、これは消防の任務は、火災防ぎょにとどまらず火災の予防および火災以外の災害による被害の軽減を図るものであるから、市町村は火災以外の災害、すなわち地震、津波、風害、山くずれ、地すべり等のあらゆる被害を想定し、これに即応して、消防機関が迅速かつ効果的に活動できるように計画をたてるようにという趣旨からの改正であろうが、火災防ぎょ計画が消防計画に変わっても、火災防ぎょにおける基本原則に変わりはない。そして消防戦術の意義のところで述べたように、火災防ぎょと消防戦闘は全く同一のものであるから、消防戦闘の基本原則とした。

また、矢島戦術においては『消防戦術の目標』と表現されているようである。

そして、その消防戦闘の基本原則は、次のとおりである。

一、人命救助最優先

人命損傷のおそれのある火災では、何よりも先に人命救助を行わなければならない。即ちこれがために火災の制圧がおくれても止むを得ないから救助を先に行わなければならない。

二、延焼阻止優先

延焼のおそれある火災の場合は、先づ延焼を喰い止めるための対策を講じなければならない。これがために消防隊は、時には火元の火勢に注水せず、延焼しそうになっている建物に注水した後に燃焼中の建物に注水する。これを繰り返す場合は、火点に七、隣接の建物に三割合いで注水するのが常道である。（七三に水をかけるとは、これをいうのである）この方法は、東京消防庁でとっている方法であり、消防大学校においてこの講義を受けたものである。

三、火勢の鎮圧

延焼阻止の処置ができたならば、次に今燃えている火勢を鎮圧しなければならない。

四、財物（財産）の保護

一、二、三の対策ができたならば、未着物の搬出、搬出済物の焼失、水損、盗難及び破損防止等の処理を講じて保護することが必要である。

消防戦術の根本原則

消防戦闘は、消防戦術の根本原則の一つで行くもの根本原則をいくつか組合わせて行われるもの及び根本原則の応用によって行われるものと、多種多様であるが、その時の状況に応じて、思いきって遂行されなければならないが、思いきった行動をとるには、知識も必要であり、訓練も必要である。

一、火災の早期覚知、早期出動及び早期放水の原則

消防戦闘の最初の『時』を失わないで対処するための重要な原則である。

従って、多くの場合駐付け消防である消防団においても、団員の採用、ポンプ車の選択の他あらゆることに創意工夫をこらして、極力この原則を充すようにしなければならない。

二、先着隊重要の原則

秋田県の『消防想定訓練実施要領指導要綱』の第十二現場到着順位による呼称区分では、最初に到着したポンプを先着車とする。先着車以外のポンプを後着車とし、到着順位により後着第一、後着第二と呼称する。

と定めてある。矢島戦術では、先着数隊と後着隊と表現している。また、東京消防庁警防部長を経て退官し、消防大学校の講師をされた坂本正先生の『火災防ぎょ論』では、先着隊は、その

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を

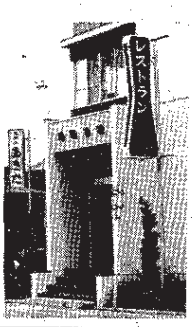

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）¥2,000（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）　¥3,600（税・サービス料込み）
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）¥1,700（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）　¥2,900（税・サービス料込み）
全館冷暖房完備、各室テレビ、電話あり

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

中田建設株式会社
取締役社長　山崎　寛
専務取締役　中田　栄喜
本　社　秋田県能代市万町4の20　TEL (01855) 2—5335代表
出張所　秋田市山王新町1の1　TEL (0188) 24—3241代表
東京、　仙台、　岩手

火災の現場に到着する順位が二～三着となる隊、または覚知より五分以内に到着する隊をいうのである。と書かれているが、いづれにしても、最先着隊の行動が最も重要で、ついで到着する数隊で戦果をあげなければならないという原則である。

後着隊が如何によい戦闘をしても、時が遅ければ戦果があがらない。

先着隊の部署は火点直近または順次火点直近主義で、多口放水（二線以上）を原則とする。

三、**人命救助最優先の原則**

消防戦闘の基本原則でも述べたところであるが、先づ現場に到着したならば、人命救助の要不要に着意しなければならない。必要の場合は、何がさておいても人命救助を最優先に断行しなければならないという原則である。これがため火災の制圧を犠牲にすることがあっても止むを得ない。

救助活動を行う場合に敢闘精神を必要とするが、救助に必要な装備や施設がある。しかしながら消防団にそれほどまで整っているところも稀であろう。装備施設については将来できる限り整えなければならないが、今できることは援護注水である。多くの場合、噴霧注水によって火煙を排除し、危険な状況を除く方法をとらなければならない場合があることに着意を要する。

四、**火勢対応攻守選択の原則**

火勢の状況に応じて、攻撃か守備かをきめなければならない。

火勢に対して、消防力が優勢な場合は攻撃に出て一挙に鎮圧し、劣勢な場合は守備にでて延焼阻止の方法をとる。

秋田県の指導要綱では、一～二口の放水で一挙に火勢制圧の公算があり、後着車の到着が確実であるなら屋内侵入を敢行するとある。

火勢に対して消防力の優劣何れか判断の困難な場合は、守備の方法をとるとの原則である。

五、**火点包囲挟撃の原則**

消防隊は、火点を包囲挟撃して延焼を阻止しなければならないとの原則である。坂本先生は、火点中心主義といい、矢島先生は、火点順次直近主義といっている。

一方面にのみ消防隊が集結して、他の方面に延焼拡大するようなことがあってはならない。包囲挟撃も延焼危険の大小に応じて、消防隊を濃淡適切な部署につけなければならない。

しかしながら烈風時火災だけは風上に延焼しないというのが常である。

昭和二十八年頃と思うが、現在の秋田県消防協会事務局の保坂吉之助氏が、秋田県主事として消防係の時代に『火災防御』を書かれ、その説明を私は聞いているが、それには、原則的な消防力配置率として、風上一、風横三（片一、五）風下五、飛火一としている。

六、**重要方面阻止の原則**

建物の配置状況に留意して、延焼状況を見、重要な建物のある方面は、如何なる困難があろうとも絶対に延焼を喰い止めなければならないという原則である。

水利部署、進入、注水等容易ならざる場合でも、ホースの延長方法等に工夫をこらして、この原則を守らなければならない。

七、**一殺多生の原則**

火災の規模に比べて消防力が不足のときは、一部を犠牲にしても、守らなければ被害の大きくなる方面を先づ防ぎょする所謂、重点主義をとるという原則である。

現場指揮において、この関係の命令下達の際は、特に一般住民に対する考慮を要する。

八、**多口放水の原則**

努めて二口以上の筒先を使用し、ポンプの全能力を発揮して、早期鎮火を計れという原則である。

放水口数は、指揮者が火点と水利との距離、ポンプの性能と火勢の状況を考慮して決定するわけであるが、延長ホース十本以内の場合は常に二線延長と心得、二口放水可能な場合に一口じか放水しないで火勢を大きくするようなことのないようにということである。

九、**注水目標接近の原則**

普通火災の場合の注水は努めて目標に接近して行えという原則である。

普通火災の場合は、火掛有効射程二十㍍の三分の一以内の距離であれば有効である。但し、油火災の場合は圧力が強ければ、油が飛散して火災が拡大するので、噴霧注水が有効射程の三分の二以上の距離で注水しなければならないことに留意すべきである。

消防戦術と消防団員の犠牲の尊重

消防戦闘は、消防団員に危険が伴うが故に必要な設備、機具及び装備を整え、旺盛な精神で、勇敢に働くことのできる条件を造り、消防団員が徒らな犠牲にならないで、戦術によって戦闘を遂行しなければならない。言え換えれば消防戦術は、不必要な犠牲を出さないで戦闘目的を果たし得るものでなければならない。

火の中に人命救助に飛び込み殉職としたとすれば、それは徒らな犠牲といわなければならない。

むすび

標題を『消防団の消防戦術を語る』としたのは、常動の消防吏員であれば研究も充分にでき、訓練も各種想定に基づき反芻演練することもできるであろうし、もっと程度の高いものとなるのが当然であるが、非常動の消防団においては、研究の機会も資料も極めて少なくなくない。幹部の研修が相当に行われたとしても、部下と一体になっての訓練の機会がこれまた極めて少ない。しかしながら火災現場においては、その任務は果たさなければならないことはいうまでもない。

私は、非常動の消防団でもこの程度の戦術は必要であると考えているが故に、敢えて拙文を掲げたわけである。

消防の動き

消防庁

消防団員報酬の課税上の特例措置

消防団員は、国民の生命身体及び財産を災害から保護するため、犠牲的、奉仕的精神でもって、一身の危険を顧みることなく、火災等の災害の防除及びこれらの災害による被害の軽減に当たっているところであるが、その処遇については年々改善の跡がみられるとはいえ、未だ十分とはいえない。例えば報酬（年額）は団員五、一六八円、団長三四、三〇六円、出動手当（一回）六三二円（いずれも昭和48年4月全国平均）と至って低額であり、消防活動に十分な額とはいえない状況にある。このような事情から、消防関係者の間でかねてから消防団員の犠牲的奉仕にこたえ、その労苦に報いると同時に消防団員の志気の高揚、消防団員の確保対策等の一環として為め、消防団員について課税上においても一層の配慮がなされるべきであるとの主張（例、昭和48年11月、自治体消防25周年記念大会における北村香川県坂出市消防団長の発表）が強力になされ、多くの共感を得たところであるが、消防議員連盟の先生方をはじめとする消防関係者の多大のご努力によって、今回の団員報酬に対する課税上の特例措置（国税庁長官通達）が生まれたものである。

この内容の詳細は『非常勤消防団員が支給を受ける手当等に対する課税上の取り扱いについて（昭和49年4月24日付消防消第40号各都道府県消防主管部長あて消防課長）』に譲ることとして、原則について述べれば次の通りである。

（参考1）

非常勤の消防団員が支給を受ける報酬に対する課税上の取り扱いについて。

消防組織法第15条（消防団）の規定に基づき、市町村に設置された消防団に勤務する非常勤の消防団員が当該市町村から支給を受ける出動手当等及び報酬に対する課税上の取り扱いについては、所得税基本通達28－9において定めているところであるが、当該非常勤の消防団員が、その者の出動の回数に関係なく支給を受ける報酬のうち、その役務を提供するために要した費用の弁償に相当すると認められる部分の金額については、その勤務の特殊性等にかんがみ、同通達にかかわらず、当分の間強いて課税の対象としないことに取り扱うこととされたい（昭和49年4月24日付国税庁長官名通達）

（参考2）

消防団員が支給を受ける報酬等に対する課税上の取り扱い。

A、原則

今後の取り扱い。

ア、報酬のうち費用弁償に相当する部分。

（当分の間一カ月当り三、〇〇〇円程度とする）については課税されない。

イ、出動手当については、課税されない。

（従来通り変更しない）

ア、出動手当の支給を受けていない場合には、年額一〇、〇〇〇円以下の報酬については、課税されない。

イ、出動手当については、課税されない。

B、具体例

ア、団員報酬以外に給与所得がない場合。

（例、自営農業者、自家営業者）

扶養控除等申告書が団員報酬を支給する市町村に提出されたときは、今回の措置にかかわらず、月額にして六三、〇〇〇円未満（扶養親族等がない場合）の団員報酬については、課税されない（所得税法第一八五条第一項第一号、別表第四給与所得の源泉徴収税額表（月額表）甲欄参照）ただし、扶養控除等申告書の提出先は一カ所に限られるものである。

なお、扶養控除等申告書の提出がないときは、イの取り扱いとなり、確定申告により源泉徴収された税額について精算が行われることとなる。

イ、主たる給与所得以外に従たる給与所得として団員報酬がある場合。

（例、サラリーマン）

通常、主たる給与の支給者に扶養控除等申告書を提出があるため、従たる給与である団員報酬のうち、その月額から三、〇〇〇円を控除した残額が六三、〇〇〇円未満であるときは、当該残額の部分につき七％の所得税が団員報酬を支給する市町村により源泉徴収される。

（注）（所得税法第一八五条第一項第二号、別表第四乙欄参照）

（注）他に給与所得のある者が受ける団員報酬のうち費用弁償に相当する金額をこえる部分については、他の所得と合算して確定申告をする必要がある場合もある（所得税法第一二〇条、第一二一条参照）

（設例（イ））

A、年一回団員報酬が支給される場合。

(A)、団員報酬が三五、〇〇〇円のときは、年額三六、〇〇〇円（三、〇〇〇円×十二月＝三六、〇〇〇円）以下であるため、所得税は課税されない。

(B)、団員報酬が四〇、〇〇〇円のときは、四〇、〇〇〇円から三六、〇〇〇円を控除した残額四、〇〇〇円につき七％の所得税（四、〇〇〇円÷十二月×百分の七×十二月＝二七六円）が源泉徴収される。

B、年二回団員報酬が支給される場合。

(A)、団員報酬が年額三五、〇〇〇円のときは(A)に同じ。

(B)、団員報酬が年額四〇、〇〇〇円で一回の支給額が二〇、〇〇〇円であるときは二〇、〇〇〇円から一八、〇〇〇円を控除した残額二、〇〇〇円につき七％の所得税（二〇、〇〇〇円÷六月×百分の七×六月＝一三八円）が源泉徴収される。

（注）一カ月当たり三、〇〇〇円を控除した残額の月割額及び月割額の七％相当額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて、徴収額を計算する。

この結果、団員報酬については、その額が前述のごとき状態であるため、ほとんど課税されないこととなった（昭和49年4月以降）。

今回の措置により消防団員が受ける金銭上の利益はまことに微々たるものであるが、国家が課税上の特例措置を通じて行った消防団員に対する評価は、画期的なものであり、消防関係者の永年の悲願が実り、ここに大きな意義があるといえよう。

消防学校便り

◎**二十一期生修了す**

消防学校本年度第一回目の第二十一期初任科生四十八名は、四月八日入校し約三カ月の教習を終え、六月二十九日全員修了した。修了式に際し、知事より防火管理者講習修了証、協会より修了記念章、日赤本社から救急員適任証をそれぞれ授与された。当日来賓として安田消防災課長、中山消防長会長、保坂消防協会長代理、小野寺河辺町長、外消防長、消防署長等多数臨席され、祝辞と激励を受け消防署に巣立った。

◎**屋内訓練場竣工**

秋田県消防学校では懸案となっていた屋内訓練場が竣工し、六月二十九日修祓式を挙行した。今後雨天の場合は規律訓練を始め、ポンプ操法、救急訓練（レンジャー訓練）を行うことができるので、教習に効果を挙げることができる。

屋内訓練場工事概要

1、**敷地**　昭和48年10月17日

2、**竣工**　昭和49年3月30日

3、**建築面積**　五五五、〇三平方㍍（鉄骨平屋石綿セメント板張、トタン葺）

4、**工事費**　二七、二四七、〇〇〇円

5、**施行業者**

建物　日本海建設KK会社

衛生設備　富士水道KK

整地　英明工務店

◎**秋田市消防団幹部研修会**

秋田市消防団では、例年の如く幹部の研修会を消防学校において実施した。

講師は秋田市消防本部近藤司令、高橋司令補によって二カ班に分けて起居を共にしながら実施された。

学校には桜谷団長始め、辻、柏谷、森川、佐々木副団長も宿泊した。

第一班　鉄谷団長以下二六名

第二班　鉄谷団長以下二九名

緑の季節です!!

お出かけの際には必ず実行する

行楽期!!お出かけの機会が多くなります。火の元の安全をたしかめてからでかけましょう。

○ガス器具は器具せん、元せんを忘れずにしめる。

○電気器具はスイッチを切り、差し込みをコンセントからぬいておく。

○お年寄りや子供だけを残して外出しない。

◇防火のルールを守りハイキングドライブを楽しく。

○歩行中のたばこはやめる。

○たき火の後始末は完全に。

○車からのたばこの投げすてはしない。

◇出先きでは

○旅館などについたら従業員に案内してもらって避難階段、非常口、避難器具の場所と取り扱い方法を確めておく。

○火事を知ったら大声でまわりの人に知らせる。

○火災になったら荷物や着がえなどにこだわらずに、にげる。

○いったん逃げだしたら物をとりにもどらない。

○お互に協力し、勝手な行動をとらない。

トーハツ消防ポンプ

V50BS
38馬力

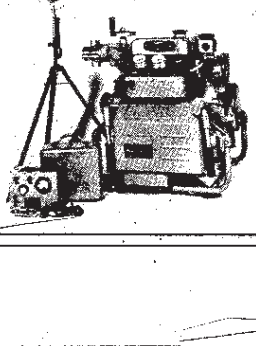

避難・警報器
防災設備施工
全般

4馬力	空冷式	
10馬力	空冷式	C1級
12馬力	空冷式	C1級
25馬力	水冷式	B3級
30馬力	水冷式	B3級
38馬力	水冷式	B3級
45馬力	水冷式	B2級
55馬力	水冷式	B2級

各種土建用ポンプ
お買上げは技術とアフターサービスの完璧な販売店へ

オール テトロン **ジエットホース**〈消防用・消火栓用〉

森田・初田（賠償責任保険付）　A・B・C粉末消火器
イシワタ式救助袋・設計施工

森田式自動車ポンプ
総代理店　株式会社 **高義商会**
TEL湯沢③2588③2932　稲川　②2125
日本機械自動車ポンプ　(0184)②2126
高義商事株式会社
TEL横手②3880・②3881

田仲工業所　TEL天王53
工藤染物商店　TEL秋田②3178
工藤米治商店　TEL大館②2121
鹿角自動車整備KK　TEL花輪③2074

第27回 秋田県消防大会

とき　昭和49年8月2日
ところ　横手市市民会館

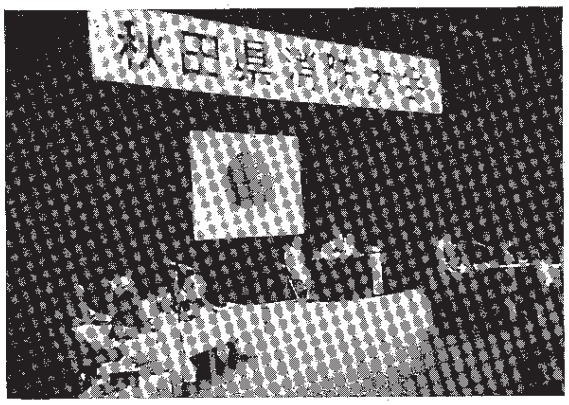

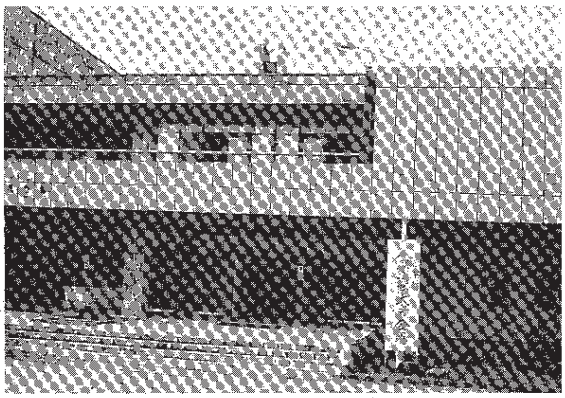

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂吉之助
印刷所　能代市大手町7の8
㈱北羽新報社
電話　(2)代5353

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

午後一時五一一名の消防幹部と来賓が着席する。

保坂事務局長＝ご起立願います。〝修礼〟ご着席願います。開会のことば佐藤副会長。

佐藤副会長

ただいまから第二七回全県消防大会を開会致します。

保坂事務局長＝全員起立願います。殉職消防職団員に対し黙とうを行います。

黙とう初め――終わります。続いて国歌斉唱一回。

天皇陛下のお言葉奉読。

中田会長天皇陛下のお言葉奉読する。

保坂事務局長＝ご着席願います。会長あいさつ。

中田会長

本日ここに第二七回全県消防大会の開催にあたり、公私ご多忙にもかかわらず知事を初め、平素消防業務に格別なるご指導とご援助を賜わっております多数の来賓をお迎えし、錦上花を添えていただきましたことは、まことに光栄とのうえなく深く感謝いたします。

特に横手市平鹿郡支部の幹部の方々の心からなるご配慮に対し厚くお礼申し上げます。おかげさまで、この大会も消防協会の事業として昭和二三年以来毎年開催し、消防の当面する諸問題に関し、忌憚のない意見を交換し、消防の発展飛躍の途を求めておりますことは極めて力強くまことに意義深いものと存じます。消防の業務の重要であることは今更申しあげるまでもなく、皆様は日夜火災予防、鎮圧はもとより消防全般に意を用い、その使命達成に一方ならぬご苦労を重ねておられるのでありますが、近年の都市の過密化をはじめ、危険物施設の増加等社会環境の変化により災害も複雑多様化し、その損害も増加の傾向にあることは、まことに遺憾であります。本県の昨年における火災の発生状況は、林野火災を含めて七一七件で、前年度に比べ八四件の減少をみておりますが、これは大火の発生がなく、また、早期消火が迅速に行われた結果であって、まことに喜ばしいことであります。最近消防施設や装備においては常備化、広域化によって漸次充実強化されて参りましたが、反面各市町村における非常勤消防団員が年々減少していることは、まことに憂慮に堪えないところであり、この際各市町村当局の対策を切にお願い申しあげる次第であります。社会公共の福祉を増進し、安寧秩序を保持するにはまづ、あらゆる災害を未然に防止することであり、消防の責務は極めて重大であります。今後消防協会として消防団員の確保、処遇の改善をはじめ、消防ポンプ、防火水そう等の施設充実のため国及び県に強く要望し、その実現を期して参りたいと存じておりますのでよろしくお願い申しあげます。

ご承知のように去る七月十七、十八の両日本県において東北地区消防連絡協議会が開催され、盛大にしかも好評を得て終了することができましたが、来賓として消防庁長官をはじめ、日本消防協会常務理事、秋田県副知事など多数のご臨席を得て、席上今後の消防力の拡充強化について積極的に推進する熱意を承り、まことに力強く感じた次第であります。本日はこれから各支部から提出されました消防財政その他消防各般に亘る問題についてご検討をお願いするのでありますが、本大会が有終の美を飾っていただくよう皆様のご協力をお願いし、ごあいさつといたします。

保坂事務局長＝開催地団長あいさつ。

田畑団長

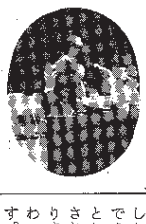

第二七回全県消防大会を迎えるにあたり、知事さん初め来賓のご臨席をいただき、また、県下六三の消防団、一七の広域消防本部二万六千人の代表五一一名の出席者をこの会場に迎えまして、第二七回消防大会を当市において開催されましたことを心から歓迎申し上げると共に、私どもといたしましてまことに光栄と存じます。現今の火災その他の災害は、ますます様相の変化を見せておりますことは、まことに憂慮に耐えないところであります。

われわれはこれに対処するため日夜これらの対策に努力を致しているところでありますが、われわれの念願が一日も早く達成できるよう皆様と共々今後一層精進いたしたいと考えています。さて、昨年の大会で会場を引き受けまして以来、着々準備を進め、細心の注意を払ってお迎えしましたが、準備万端不行届きの点は多くあることと思いますが何卒当支部の意のあるところをおくみとり下さいまして、ご寛容の程をお願いしまして、ごあいさつと致します。

保坂事務局長＝式次第の一部変更致しまして、火災現場功労の表彰を行います。

大曲仙北広域消防本部

富樫民生部長＝二団体に対し火災現場功労表彰と金一封を伝達する。

保坂事務局長＝知事代理の民生部長さんの時間の関係でご祝辞を頂戴します。

富樫民生部長

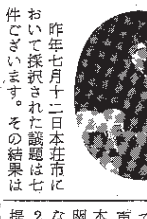

本日知事が参りまして、したしく日頃のご労苦に対しお礼を申し上げるところでありましたが、ご承知のとおり常陸宮ご夫妻が来県されまして先頭を敢しておりますので、私が知事に代わってご祝辞を申し上げます。長い伝統と数々の栄光に輝く本県の消防団の幹部の皆様に敬意を表するものであります。

どうか皆様方には健康に充分ご留意されまして県内消防界のために特段のご奮闘を心から念願する次第であります。現在の世相は物価高騰の折り、県内には十五万人の老人、二万人の身体障害者、八千世帯の母子家庭のめぐまれない社会の谷間にある世帯に対しても、どうか皆様方先頭に立ちまして愛の手をさしのべて下さるよう心からお願い申し上げると共に、本日のこの大会にあたり、知事代理として出席しましたが、重ねて感謝を申し述べお祝いの言葉といたします。

保坂事務局長＝それでは議長団の推せんでありますが、恒例によりまして開催地支部から推せんするにご異議ございませんか。

一同賛成。

保坂事務局長＝それでは議長に田畑横手市団長、副議長に熊井山内村団長、嶋田雄物川町団長にお願いします。

議長団登壇。

田畑議長＝よろしくご審議をお願い致します。

それでは前年度大会における決議事項の処理報告を事務局長から報告願います。

保坂事務局長

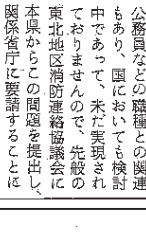

昨年七月十二日本荘市において採択された議題は七件ございます。その結果は報告書の中に詳細に記してありますので簡単にその状況と結果を報告致します。

陳情の状況

1、政府機関並びに国会関係に対する陳情

決議事項のうち政府の行政措置を要するものと、国会の議決を要するものにつきましては理事会は陳情団を組織し、昨年の十一月二十一日消防庁の佐々木長官、日本消防協会の上川常務理事並びに在京中の本県選出の国会議員を歴訪して陳情書を手交し、これに詳細な説明を加え、その実現方を要望いたしました。

2、地方機関（県）に対する陳情

前年度の大会には小畑知事をはじめ、民生部長、消防防災課長等県主脳部の方々が臨席され、要望の主旨を充分了解していただいておりますので、県に対しては特に陳情団を派遣せず、内容を詳細にした文書により陳情いたしました。

陳情の結果

1、能代市山本郡支部から提出されました『消防任務遂行に伴う公務災害補償の適用範囲の明確化について』

要望の主旨は消防の任務は一応消防組織法に示されているが、消防団員に対する公務災害補償の現況を見ると、消防の任務の範囲は必ずしも明確であるといい得ない。消防があらゆる災害について防除の責務を有するとの理解するものではないが、少なくも国民が消防に期待し、消防が慣例により出動している災害後の遺体の捜索、遭難者の救助、行方不明者の捜索等は消防の任務として法制化する等公務災害の適用範囲を明確にするよう要望するというのでありました。これらを法的に定めることは、他の公務員などの職種との関連もあり、国においても検討中であって、未だ実現されておりませんので、先般の東北地区消防連絡協議会に本県からこの問題を提出し、関係省庁に要請することになっております。

2、大曲市仙北郡支部から提出されました『積載小型

中田建設株式会社
取締役社長　山崎　寛
専務取締役　中田栄喜
本社　秋田県能代市万町4の20TEL(01855)2―5335代表
出張所　秋田市山王新町1の1　TEL(0188)24―3241代表
東京、仙台、岩手

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を

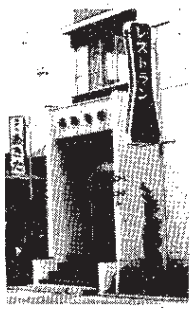

▶一般のお客様
1人室(洗面所、トイレ付)¥2,000(税・サービス料込み)
2人室(バス、トイレ付)　¥3,600(税・サービス料込み)
▶会員の方
1人室(洗面所、トイレ付)¥1,700(税・サービス料込み)
2人室(バス、トイレ付)　¥2,900(税・サービス料込み)
全館冷暖房完備、各室テレビ、電話あり

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
(秋田消防会館内)電話32局4111

動力ポンプ操法の準則の制定方について」

要望の主旨は小型動力ポンプ積載車の国庫補助は、昭和四四年度から始まり、本県における小型動力ポンプ積載車は昨年は五台、本年度は十台と増設されているので一日も早く操法の準則の制定を要望するというのであります。国では各種操法を応用したり、附加的操法で対処するということで制定する考えはない。また、県としても国の方針によって基準を制定せず、応用操法を指導して行くということであります。

3、秋田市支部から提出されました『消防賞じゅつ金の増額について』支給額の最高三〇〇万円を一〇〇〇万円に増額を要望するというのであります。

国では消防表彰規程の一部改正を行い、殉職の場合最高支給額を一〇〇万円最低二五〇万円に引きあげ四月一日から適用、又県でも六月県議会で条例を改正し、六月八日から施行しております。

4、本荘市由利郡支部から提出『林野火災予防運動について』

要望の主旨は本県における林野火災の多くは遠隔地から車で山菜取り等のため入山する者の煙草の吸殻や焚火の不始末が原因で発生しているので、一市町村だけの運動ではその目的を達成することはできない。

国あるいは都道府県単位に空中から予防運動を行う等適切な強化対策を講ずるよう要望するというのであります。

県では関係機関の協力を得て、山火事予防思想の普及を図るため一般住民、山林労働者、ハイカー等の入山、森林所有者、農耕者を対象に四月十六日から五月十五日まで一ヵ月間、全県一斉に山火事防止予防運動を実施し、空中消火体制として消火資材を設備している。

5、鹿角支部から提出『全県消防訓練の毎年実施』でありますが、九月二十二月理事会で検討の結果、全国消防操法大会が開催される年に行うと決定した。

6、鹿角支部から提出『殉職職団員の慰霊祭を毎年実施』でありますが、九月二十二日の理事会で一年おき に執行することに決定。

7、秋田市支部提出『消防団員名簿の改正について』

であります、先般消防団員公務災害補償共済基金法施行令の一部改正になり、六月二十一日公務施行になっております。この改正により報償基準が十五年以上が十年以上に引き下げられ、昭和四十年四月一日作成の名簿が廃止され、新名簿の作成の際正しい任命年月日に訂正することになっていますので、この問題は解消されました。以上簡単でありますが結果を報告致しました。

田畑議長―ただ今の処理報告について質問等ありませんか。

なしの声あり。

田畑議長―それではこの処理事項をご了承えたものとして決定いたします。

次に議題に入る前に宣言案と決議案の起草委員を当方からご指名いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

賛成の声あり。

田畑議長―鹿角支部成田団長、大館北秋田支部中田団長、能代市山本郡支部武田副団長、男鹿南秋支部石沢団長、秋田市支部森川副団長、河辺支部佐藤団長、本荘市由利郡支部高橋団長、横手平鹿郡支部佐藤団長、湯沢市雄勝郡支部山脇団長以上十名の方々にお願いします。別室でご協議願います。

それではこれから議題に入ります。財政問題。

1、消防施設基準額の増額について。大館北秋田支部提出。

6、消防施設整備の補助基準額の増額について。横手市平鹿支部提出。

この二案は趣旨は同一のものであるから横手市平鹿郡から説明を求めます。

小松団長

第二十五回消防大会に提案しておりましたが、消防施設整備については消防庁は国家予算による補助を行い、整備充実に自治体と相まって逐年整備強化されて参りましたし、また、消防関係の要望に答え昭和四十八年度に防火水そうの基準額を三三・三%増額、昭和四十九年度においては六種類を八ないし三〇%を増額しておりますことに対しては、深く感謝の意を表するものであります。

しかし、ご承知のように昨年来より急激な物価の高騰により、基準額では到底事業の完成はできず、自治体の負債額は殖え続け、施設計画額の減をなして財政負担を軽くしておるような自治体の現状であり、整備強化が極めて困難な実情でありますので、経済を考慮しせめて基準額によって施設が完備できるよう更に増額を要望いたします。満場のご賛同をお願いします。

田畑議長―ただ今の説明に対しご質問ご意見ございませんか。

一同賛成の声あり。

田畑議長―ご質問ご意見がないようでありますので、本案は採択するにご異議ございませんか。

一同なし。

田畑議長―それでは本案は採択いたします。

小松団長―どうもありがとうございました。

田畑議長―次に『かや屋根の改良に対する貸付制度の新設について』を大館北秋田支部から説明を求めます。

田村副団長

当地方はまだかやぶき屋根が多く、火災発生時延焼の防止が問題になっております。六月四日上小阿仁村において発生した火災においても四世帯八棟が全焼しましたが、そのうち住家四棟がかやぶき屋根で、発生後またたく間に延焼したのであります。火災発生をなくすることが先決でありますが、発生の火災を最少限度にくいとめることが消防の任務であり、現在の建築物では防火の点では無防備といっても過言ではないのであります。先に県が行ったかやぶき屋根の改良に対する貸付制度を復活、または新設され県の単独事業として推進していただくよう要望します。どうか満場一致のご賛成を賜わるようお願いします。

田畑議長―ただ今の説明に対しご質問ご意見ございませんか。

一同なし。

田畑議長―ご質問ご意見がないようでありますので本案を採択するにご異議ございませんか。

一同なし。

田畑議長―それでは本案は採択に決しました。

次に『国が行う補助の対策となる消防施設の補助率の引きあげについて』能代市山本郡支部の説明を求めます。

清水団長

説明の要旨は簡単に書いてありますが、補助の基準額は昭和四十九年度に引き上げられていますが、昨今の諸物価の高騰によりまして、現行の補助基準額の三分の一では財政貧弱な市町村では、あまりにも負担が多くなり、近代消防への脱皮はなかなか困難であります。そこで私は現行の三分の一を二分の一に引きあげ一日も早く近代消防施設は実施していただく考えで、この問題を提案した次第であります。皆様の絶大なるご賛同を得ますれば私は国会に陳情に出かける決意でありますので、どうか満場一致のご賛同をお願いします。

田畑議長―ただ今の説明に対しご質問ご意見ありませんか。

一同異議なし。

田畑議長―ご異議ないようですから本案は採択いたします。

武田副議長―どうもありがとうございます。

田畑議長―次に『財団法人秋田県消防協会長の優良団員の表彰について』大曲市仙北郡支部から説明を求めます。

若松団長

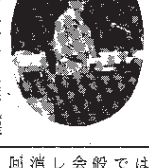

県消防協会長の表彰規程によると、団員の勤続表彰のみ制定されているが、優良団員にして知事の有功章を受章してから相当永い間業務に精勤しても日本消防協会長の精績章、功績章の恩典に浴せず、勤続章のみで退団する団員が相当数おります。勤続表彰の受賞の今日これら団員の顕彰の上から日消会長の表彰に準じた県協会長賞を制定せられたい。何卒満場のご賛成をお願いします。

田畑議長―ただ今の説明に対し質問ご意見等ございませんか。

一同異議なし。

田畑議長―本案を採択するにご異議ございませんか。

一同異議なし。

田畑議長―本案は採択に決します。

若松団長―どうもありがとうございます。

田畑議長―次に『災害等による火災災害の場合の件数は、いわゆる無火災市町村表彰に関係しない処置として取り扱うよう要望する』の案件は大曲市仙北郡支部から撤回する申し入れがありましたので削除いたします。

次は『消防施設整備費国庫補助金について』湯沢市雄勝郡支部から説明を求めます。

山脇団長

市町村の消防の消防施設の整備については国及び県の補助を得て整備充実に努めているところであります、が、かならずしも充分ではありません。現在消防ポンプ新規に購入するものについては、国の補助を得られるが更新するものについては補助が認められない実情であります。この案件は過般の東北七県消防連絡協議会に福島県から提案されましたが、これに対し佐々木消防庁長官から次のような回答がありました。先づ国の補助は二つあり、その一は国庫補助でありまして、消防ポンプ新規購入の場合、国庫補助基準額の三分の一の補助、更新分は地方交付税に含まれているので、市町村では充分更新が出来るようになっている。いま更新分も国庫補助という事になると地方交付税の中から更新分を補助に廻さねばならない。国庫補助対象にする方が良いか検討して見なければならないが、いづれにしても今の地方交付税の基準と国庫補助基準のやり方を改正しなければならないという問題があり、相当の時間がかかると審弁されました。したがいましてこの問題は補助の基礎額を増額してもらうよう内容を改めたいと思いますのでよろしくご賛同願わりたい。

田畑議長―ただ今の説明にご質問ご意見ございませんか。

一同異議なし。

田畑議長―それでは本案は採択するにご異議ございませんか。

一同異議なし。

田畑議長―それでは本案は採択に決定致します。

次に『消防団員に保安帽支給について』男鹿南秋支部から説明を求めます。

藤田団長

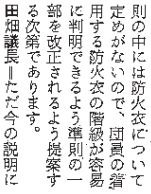

地方交付税の算定基準に指摘されている消防団員の災害現場出動時における安全管理としての安全帽が各市町村毎にまちまちに支給されており、全団員には極めてすくない状況であり、人間尊重、人命優先と叫ばれている今日、災害現場で働く消防団員が身の安全の武装をしないで火掛りは極めて危険である。災害を最小限度にとどめるためにも全団員に完全武装の措置できるよう県及び関係機関は市町村指導の上、法的に義務づけをはかり早期実現できるよう要望するものであります。

田畑議長―ただ今の説明に対しご質問ご意見ございませんか。

一同なし。

田畑議長―本案を採択するにご異議ございませんか。

一同異議なし。

田畑議長―それでは本案は採択に決定します。

次は『消防団員服制準則の一部改正について』秋田市支部から説明を求めます。

辻副団長

秋田市支部の辻であります。近年火災の複雑多様化に伴い、消防団の機械及び装備についてもそれぞれの地域において近代化が進められていると ころでありますが、現場活動をより容易ならしめるため、在来の刺子消火衣からアルミックス消火衣に改善されつつあります。

従って常備、非常備同一のものを着用することになりますので、災害現場活動における消防職員と消防団員の識別が困難でありますが、現行の消防団員服制準則の中には防火衣について定めがないので、団員の着用する防火衣の階級が容易に判明できるよう準則の一部を改正されるよう提案する次第であります。

田畑議長―ただ今の説明に対しご質問ご意見がありませんか。

一同なし。

田畑議長―本案を採択するにご異議ございませんか。

一同異議なし。

田畑議長―それでは本案を採択に決定致します。

辻副団長―ありがとうございました。

田畑議長―次にその他でありますが、次回の開催地についてですが、機会の事務局長から説明願います。

保坂事務局長―この印刷物の最後に昭和二十三年以降の開催地が記してありますが、次期当番は鹿角市でありますのでどうかよろしくお願いします。

◇ラビットポンプ　◇桜ゴム引ホース
◇森　田ポンプ　◇桜ソフト吸管
◇消防服装一式　◇消火器各種
◇給排水，衛生，冷暖房設備工事

能代市栄町12の3
株式会社 協立製作所
〒016　TEL能代(2)6361－3番

総合建設業
株式会社 伊藤組
取締役社長　伊藤儀助
専務取締役　伊藤菊男
常務取締役　越前喜代治
本社　大館市字水門前78－2　TEL.大館(2)1111(代)
営業所　秋田市・鹿角市・酒田市・仙台市・盛岡市・青森市

田畑議長＝それでは鹿角支部長さんから発言をお願いします。

大里鹿角支部長

第二八回の消防大会は鹿角市に決定していただきます。満場の拍手をお願いします。

一同拍手。

大里鹿角支部長＝それでは明年昭和五〇年度は皆様お揃いで鹿角市にお出で下さるよう待ちしております。

田畑議長＝どうもありがとうございます。次は宣言案を平鹿町佐藤団長に朗読をお願いします。

佐藤団長

宣言案

われら消防人は堅固なる団結のもと、総力をあげて防火と防災体制の充実強化に努め、その使命達成に邁進しつつあることは広く世人の認めるところにある。しかるに火災は依然として減少せず県民生活を脅していることは、まことに遺憾である。

自治体消防が発足してから四分の一世紀の歳月を経過しているが、その間われら消防人は幾多の試練に堪え、挑戦まさに努力の結果、漸次業績があがりつつあるとはいえ、遺憾ながらまだ理想の域には達していない。

われら消防人は使命の重大性を深く認識し新たなる決意のもとに、更に団結を固め、消防精神を振起し、広く郷党の支持を求め、消防の近代化、科学化による防災体制を固め使命達成に邁進し、もって郷土の保全と繁栄に寄与せんことを誓う。

以上宣言する。

昭和四十九年八月二日

第二七回全県消防大会

田畑議長＝ただ今の宣言案は満場拍手をもって賛成されましたので、本大会の宣言と致します。

次に決議案を大雄村安藤団長に朗読願います。

安藤団長

決議案

一、われら消防人は、使命の重大性に鑑み、常に品性の陶冶と人格の向上に努め、もって郷土の規範として使命達成に邁進せんことを期する。

一、われら消防人は、火災危険の大なる現状に鑑み、出火の防止に全力を傾注して無火災の実をあげ、もって郷土の保全と繁栄に寄与せんことを期する。

一、われら消防人は、郷土愛に徹し、常に知を磨き技を練るとともに消防の科学化により防災体制を充実強化し、事にあたっては総力を挙げて防災に挺身して被害の軽減をはかり、もって地域住民の信頼と付託に応えんことを期する。

以上決議する。

昭和四十九年八月二日

第二七回全県消防大会

田畑議長＝ただ今の決議案は満場の拍手をもって賛成されましたので、本大会の決議と致します。

これで全議案を終了いたしましたので、議長団を解かせていただきます。どうも長い時間ありがとうございました。

保坂事務局長＝次に開催地市長さんからごあいさつをお願いします。

渡部助役

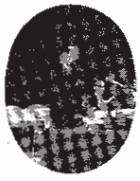

本日のこの盛会なる大会に千田市長ご案内をいただいておりましたが、上京中でありまして私助役でありますが代って一言ごあいさつさせていただくことをご了承をお願いします。本日は当市におきまして全県下の消防の方々が多数ご参集いただきまして全県大会を開催されましたことは、当横手市におきましてまことに光栄の至りに存じます。衷心より皆様のご来場を歓迎すると共に、心からこの大会をお祝い申しあげます。

へき頭会長さんから天皇陛下のお言葉の奏読がありましたが、地方自治体の責任にある者としてまことにその責任の重大さを痛感しまして、これからは消防充実に力をそそがなければならないと強く決意致した次第であります。みなさんが先程会長さんのごあいさつにありました通り、消防法にのっとりまして国民の生命、身体、財産を火災から保護するとともに、火災又は、地震等の災害に因る被害を軽減して、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することをもって目的とし、自治体に貢献されていることは善だ座が高うございますが、衷心より感謝を申し上げる次第であります。最近五カ年の横手市の火災発生を統計上から見ますときに、火災発生は五カ年平均で、年間二〇件、損害額は一千七百万円、死者〇、負傷者一〇〇六人という実態でございます。

これは一重に消防関係者の努力の賜と評価を高くしている次第であります。又、一市民として常に感謝おくあたわざるところでございます。こうした日頃の火災予防対策に力を入れておられる消防署、消防団、婦人団体、火災予防組合が三者一体となりまして努力している賜でありまして、全く感謝申し上げる次第であります。本日と明日と二日間に亘り横手市において財政の問題、表彰関係、装備問題等切実に迫る問題をご討議され、全県下消防の皆様の熱意に対し必ずや実現は目前にあると感じた次第であります。

最後に折角お招き致しましたが、どうしても組合会の用務万端行き届かない点は多かったと思いますが何卒ご寛容をいただきまして、明日はなんら施設のとどかない当市でありますが、どうぞごゆっくりご観覧願いますことをお願い申し上げまして一言ごあいさつと致します。

保坂事務局長＝それでは来賓の祝辞、川俣衆議院議員にお願いします。

川俣衆議院議員

本日全県消防の幹部の皆様をこの横手市にお迎えいたしまして全県消防大会を開催されましたことに対しまず横手市民の一人として歓迎申し上げる次第であります。また、先程大曲市消防の火災現場功労表彰が行われましたが、消防の適切な行動が災害現場で効を奏したものでありまして心から平素のご労苦に対し感謝を申し上げる次第であります。

古来日本の消防は遠く徳川幕府時代に町消しとして発足し、明治に入って勅令で消防組が組織され警察の指揮に入り、そして戦時中は防空の業務と統合して警防団、終戦後の昭和二十三年組織法が出来て自治体消防となりまして現在に至っております。そこで先程からいろいろ提案がなされたわけでありますが、私も国会の議員の一人として、あらゆる陳願情を見ておりますが、消防費じゆつ金の増額については与野党満場一致で一〇〇〇万円に増額は決定されました。また、先程提案されました消防施設基盤整備の増額、又補助率を三分の一から二分の一に引き上げる等の提案に対しては、佐々木消防庁長官は秋田県出身であり、中学も私の先輩でもありますので、今後連絡を密にして国会においてもいろいろ審議をしてご要望に早く答えるよう努力することをここではっきり申し上げます。又消防に労働組合をつくることになりましたが、労働組合をつくる事は良いか悪いかはこれは又、別としていろいろ消防末端まで浸透するためには、どうしても組合をつくらなければならないという観点から、私もこの案に賛成した一人であります。

又、消防施設基準額の増額にしても国が行う補助が三分の一、過疎三分の二であっても実質的には過疎の町村は財政負担が多くなりますので、これらの点についても大いに検討して交渉を進めて行きたいと考えています。どうか皆さん火災予防、鎮圧、国民の生命財産を護るために重大なる任務を認識して頑張って下さい。さらに建築資材は猛毒をもった座が出る。これらについても今後検討して国会で進めて行きたいと考えております。

本大会がかくも成功裡に終った事をお喜び申し上げると共に市民の一人として歓迎申し上げまして、一言祝辞とさせていただきます。どうもありがとうございました。

保坂事務局長＝秋田県警察本部長殿からご祝辞をいただきます。

原田警務部長

本日は全県消防大会にお招きをいただき県警察を代表して心ばかりの言葉を申述べる機会を得ましたことは、まことに光栄に存ずる次第であります。この機会に日頃皆様のご精進とご労苦にたいし深く敬意を表する次第であります。近時人口の都市集中による過密化と建造物の高層化は著しいものがあり、加えて各種化学建材の利用、あるいは可燃性爆発性の各種化学製品の利用の拡大に伴い消防防災活動はきわめて困難の度を加えているところであります。また、産業経済の高度成長に伴い、石油コンビナートにおける火災事故のような大規模工場火災の発生をみるなど、最近の消防防災活動は次第に複雑多様化の傾向を深くしつつあるところであります。消防にたずさわる皆様におかれましては、このような情勢に対処し防災組織の一本化と迅速なる配備体制の整備確立につとめられ、また、さらに各種事業所等の防火管理と災害防止の徹底を図るなど、生命、身体、財産の保護に努力されていることにつきましては誠に心強く感じている次第であります。

また、日頃防災のためにたゆまざる訓練を重ねられ地域住民から大きな信頼をせられていることにつきましても誠に喜ばしい限りであります。このときにあたり、県内消防の幹部が一堂に会し当面の重要条件について討議され、実りある結論を得られましたことは極めて意義深いものがあると存じます。終りにあたり平素私ども警察業務の遂行について皆様からいろいろご助力とご支援をいただいておりますことにつきまして厚く御礼申し上げると共になお一層のご厚配を切にお願い申し上げます。皆様の今後のご自愛と消防のご発展を心から祈念いたしまして祝いの言葉といたします。

保坂局長＝次に祝電披露を致します。

第二七回秋田県消防大会のご盛会を祝し秋田県消防協会の一層のご発展をお祈り致します。消防庁長官佐々木喜久治。

大会お目出度う社会福祉の向上と民生安定のため益々ご活躍されんことを祈るなお、出席出来ず残念皆様によろしく。衆議院議員笹山茂太郎。

本文省略。

衆議員議員　根本竜太郎

参議院議員　石田　博英

佐々木義武

村岡　兼造

佐藤　敬治

沢田　政治

参議院議員

秋田県議会議長　原竜一

秋田県消防補償等組合管理者　斎藤弥兵衛

秋田県水防連会長　大野忠右衛門

県議会議員　鈴木　清

保坂事務局長＝秋田県消防協会万歳。

保坂事務局長＝秋田県消防大会万歳。

保坂事務局長＝閉会のことば　銭谷副会長。

銭谷副会長＝これをもちまして第二七回全県消防大会を閉会致します。

閉会午後二時三十五分

消防庁だより

消防庁

◎昭和四十九年度における消防団員の処遇改善措置

消防庁では昭和三十九年以来消防の常備化を積極的に推進しており、昭和四十九年度末には常備化、市町村（消防本部、警設置市町村）は市町村数において七五・三％、人口数において九三・四％に達する予定である。

この常備化の順調な進捗状況をみて、わが国ではもはや消防団は不要であるといった考え方を抱く者があるとすれば、それは消防団の何たるかを知らない者であろう。未だ常備化の行われていない過疎地域の町村はいうに及ばず、常備化市町村においても消防団の果たしている役割を考えれば、単に財政的な理由から消防団を過少評価して、その団員数を減らすといったことがあってはならないことは大災害時における消防団の統制のとれた組織的活動、また、最近大都市における消防団の活躍を想起すれば、容易に理解できるであろう。

ところが、このような消防団員の犠牲的、献身的、奉仕的活動に対する処遇は、となれば、毎年改善されているとはいえ、はなはだ心もとない限りである。消防団員の減少はやや鈍化したとはいえ、とこ数年二万数千人も減少している現在、その確保対策の一つとしても消防団員の処遇改善には今後とも特段の努力が払われなければならない。

以下今年度においてとられた消防団員の処遇改善措置について述べることとする。

一、団員報酬、出動手当等の引き上げ。

昭和四十九年度の地方交付税の消防費単位費用で積算されているが、団員報酬、出動手当については、市町村が現実に支給している額の全国平均が交付税措置に達していないきらいがあるので、市町村においても財政上の理由等種々あるだろうが、少なくとも交付税で措置した報酬、出動手当は必ず支給するようにして欲しい（このことは消防庁において毎年口をすっぱくして言っていることであるが）。さらにこの額がご案内のとおり年額であり、月額ではないことを考えれば、これをもって十分だといい得る人は誰もいないと思われる。ところが、この僅少な報酬、出動手当をも積み立てて消防自動車、ポンプ等の修繕費、ガソリン代に充当しているところがあるやに仄聞しているが、額の引き上げとともに本人に必ず渡るように市町村においては特段の配慮を望みたい。

また、団服購入費はこれでもって一着の団服が購入できるというものではなく、耐用年数と見込んで、積算されているのでご念のため。

昭和四十九年度

◎団員報酬（年額）

団長　二七、〇〇〇円

団員　七、〇〇〇円

◎出動手当（一回）

一、五〇〇円

◎団服購入費五、〇〇〇円

団需要費（人口一〇万当り）四〇〇、〇〇〇円

最後に、団需要費であるが、消防団運営の円滑なる推進のために要する経費（例、各種打ち合わせ、会合）であり、団長等の身銭を切っての現状に鑑み、昭和四十七年度の九万円から昭

“総合防災器具専門店”
●自動火災報知機●非常警報設備●求助袋●救命ロープ
●消火器●消火栓器具●消防被服類●消防ホース
●高発泡器●高発泡消火液●流出油処理剤●オイルフエンス
秋田市泉字鯨沼17番の1号
株式会社 相秀商会（あいひで）
TEL (0188) 63－1531

秋田県能代市下悪戸一二〇番地
幸坂建設株式会社
取締役社長　幸坂勝雄
電話 2－3171
秋田県能代市字若田2番地の1
幸坂生コン株式会社
取締役社長　後藤隆
電話 鶴形局7又は11

和四十八年度には三〇万円に増額したのであるが、物価の上昇等も加味して昭和四十九年度には、さらに引き上げを行ったものである。

（なお、団費要費の金額四〇万円は標準団員（人口一〇万人）について措置されている額であり、個々の市町村については、人口数に応じた割増し、割落しがあることに注意）

二、公務災害補償の改善

消防団員には雀の涙のような報酬、出動手当しか出ていないのであるから、せめて、怪我をされたとき、さらに不幸にして殉職されたときには、人並みな生活できるものを差上げ、また、後顧の憂のないようにして上げたいとの念願のもとに、毎年公務災害補償の増額、改善にむけて努力がなされているところではあるが、なかなか思うにまかせない状況にある。

本年度においては、一般職員のベースアップとの均衡を考えて、次のとおり措置されたい。

補償基礎額の引き上げ。

◎勤務年数十年未満

団員及び副団員三五〇〇円

分団員及び副分団員

三二〇〇円

部長、班長及び団員

二九〇〇円

◎勤務年数十年以上二十年未満

団員及び副団員三六五〇円

分団員及び副分団員

三三五〇円

部長、班長及び団員

三〇五〇円

◎勤務年数二十年以上

団長及び副団長三八〇〇円

分団長及び副分団長

三五〇〇円

部長、班長及び団員

三二〇〇円

最高（二十年以上の団長）

一一四、四〇〇円（公安職四等級一二号俸）÷三〇日＝三、八〇〇円。

最低（十年未満の団員）

八七、一〇〇円（公安職七等級一六号俸）÷三〇日＝二、九〇〇円。

補償基礎額は、俗にいう「日手」であり、これを基礎として補償が行われる（ただし、療養補償は必要な療養の給付又は必要な療養の費用を支給して行われるので補償基礎額とは関係がない）一般職員については、いわゆる月給を基に考えればよいが、消防団員については前述のごとくその報酬はまったく対価としての意味を持ち得ないのであり、勤務年数及び階級に応じて一定の補償基礎額を定めることとした。具体的には、沿革上の理由等から最底（勤務年数十年未満の団員）を公安職給料表（一七等級十六号俸に、最高（勤務年数二十年以上の団長）を同表四等級十二号俸に格付けし、当該俸給を三〇等分のうえ、一定の間差額を設けて算出している。

イ、扶養加算額の引き上げ。

扶養家族が多い者には、それだけ生活費が余分にかかるので、扶養加算を行う必要があり、一般職員の扶養手当にこれまた三〇等分のうえ、扶養親族の種別及び数に応じて、アの補償基礎額に加算することとされている。

◎扶養加算額

配偶者　一一六円

扶養手当三、五〇〇円÷三〇日＝一一六円。

十八歳未満の子のうち二人まで　三三円。

一人につき

扶養手当一、〇〇〇円÷三〇日＝三三円。

配偶者のない団員の子にあっては、そのうち一人につき　八三円。

扶養手当二、五〇〇円÷三〇日＝八三円。

この結果、典型的な団員の補償基礎額等は次のごとくになる。

◎補償基礎額

独身団員（勤務年数十年未満）　二、九〇〇円。

モデル家族（妻、子供二人）の団員（勤務年数十年未満）　三、〇八二円。

遺族年金（モデル家族）

遺族一時金（独身団員）

五六万円。

二九〇万円。

さらに第七二国会で成立した地方公務員災害補償法の一部改正との均衡をとって遺族年金については約一二％、障害年金及び障害一時金については約一二％の引き上げを行う予定である。

ここで、何時も議論になる自賠法の最高一千万円の補償と比較して、消防団員のことについて付言すれば、公務災害補償の遺族補償は社会保償の一環としてとらえられており、年金が主体となっており、一時金は例外であるため直接の比較は困難であるが、こと数年、毎年行われている補償基礎額の改定、遺族の年金受給期間等を考慮すれば、その限りでは著しく見劣りがするとは必ずしもいえないであろう。しかしながら逆に現在の公務災害補償が十分であるとの結論は、とり難い公務災害補償全般の水準の引き上げについて一層の配慮がなされてしかるべきである。特に消防団員については義務なくして一身の危険を おかして消防活動に従事し、ために災害を受けたのであるから、その補償が高すぎるということはないのである。なお、災害現場における消防作業従事者の補償基礎額についても、消防団員と同称の改定がなされ最底二、九〇〇円、最高三、八〇〇円となり、また、扶養加算についても同称である。

補償の内容も消防団員と同一である（ただ、現在補償の補充的役割を果たしている福祉施設については、消防作業従事者には認められていない）。

三、退職報償金の改善

一定の年限勤務した者については、民間においても退職金を支給して、その功をねぎらっているところであり、このことは公務員においても同様である。消防団員についてもとうした見地から昭和三十九年に退職報償金の制度が設けられた。

消防団員の退職報償金はその金額において民間等の退職金に比すべくもないが、及ばずながら消防団員の処遇改善の一環としての役割を果たしている。

退職報償金の支給を統一的かつ的確に行うため、公務災害補償と同称に退職報償金の支給についても消防団員等公務災害補償等共済基金（以下『消防基金』という）の共済の対象としているが、消防基金では退職消防団員の予想外の増加のため、大巾な赤字を生じ、財政再建計画を樹立して掛金も上げたものであり、二度にわたって赤字解消、消防団員の共済の対象として掛金を上げたものであり、二度にわたって赤字解消、財政再建計画を樹立して掛金も上げたものであり、額の改定は昭和四十三年に階級及び勤務年数に応じて五千円から一万円の引き上げを行ったに過ぎなかった。

幸い第二次赤字縮消、財政再建計画（昭和四十五年～昭和四十九年）が順調に進んでいるので、かねてから消防関係者から熱望のあった退職報償金制度の改善を行うこととされた。そこで要望の支給金額の引き上げと支給対象者の範囲の拡大（例、（現行）勤務年数十五年以上→（改正）勤務年数十年以上）について関係者の意見をもきいたところ、圧倒的に支給対象者の範囲の拡大の声が高かった。また、昭和四十八年度に当庁で消防基金の共済対象以外の退職報償金の支給状況（いわゆる附加給付）について調査したところ、附加給付を行っている市町村数は七七七に上り、うち勤務年数十五年未満の退職消防団員が七四〇であった。以上の状況等を勘案のうえ、今回は支給対象者の範囲の拡大の改善措置を講ずることとされた。（もとより、両者について改善を行うことが望ましいのではあるが、当面財政上の理由からして両者を同時に行うことが極めて困難であるため、一方にとどめられたものである）

◎退職報償金支払額表

十年以上十五年未満

団長　四万円

副団長　三万五千円

分団長及び副分団長

三万円

部長及び班長二万五千円

団員　二万円

十五年以上二十年未満

団長　五万五千円

副団長　五万円

分団長及び副分団長

四万五千円

部長及び班長　四万円

団員　三万五千円

二十年以上二十五年未満

団長　六万五千円

副団長　六万円

分団長及び副分団長

六万円

部長及び班長五万五千円

団員　五万円

二十五年以上三十年未満

団長　七万五千円

副団長　七万円

分団長及び副団長七万円

部長及び班長六万五千円

団員　六万円

三十年以上

団長　十万円

副団長　九万五千円

分団長及び副分団長

九万円

部長及び班長八万五千円

団員　八万円

一、改善の内容

①勤務年数十年以上十五年未満の退職消防団員に対する退職報償金の支給等。

勤務年数十年以上十五年未満の退職消防団員については、団長四万円→団員二万円の退職報償金を支給することとされ、また、勤務年数三十年以上の退職消防団員については団長十万円～団員八万円と増額された。

②勤務年数の通算等の優遇。

ア、退職時の階級の取り扱い。

従前、退職報償金の支給の基礎となる階級については退職時の階級とするが、退職時の階級及びその上位の階級に属していた期間が二年に満たないときは、直近下位の階級とすることとされていたため、例えば団長を一年半勤務のうえ退職した場合には、退職報償金については、直近下位の副団長としてしか取り扱われなかった。これを退職時の階級及びその上位の階級に属していた期間が一年以上の場合には、退職時の階級でもって退職報償金を払うことに改められた（したがって前例の団長は、退職報償金については団長として取り扱われる）

イ、勤務年数の通算

従前は、退職以前三年以上在職していた消防団員に限り、一年以上の在職期間を通算することとされていたが、これを昭和四十二年以前の取り扱いにもどし、退職以前三年以上在職の要件を取り扱い一年以上の在職期間はすべて通算することとされる。

以上が退職報償金の改善措置であるが、これはもちろん消防団員の処遇改善のためとられたものであり、毫も消防団員の退職勧奨のための措置ではないのであり、関係者にはこの辺の事情を十分にご賢察願いたい（実は支給対象勤務年数の切り下げによる処理改善となったのであるが、これはただでさえ減少しつつある消防団員の減少にさらに拍車をかけ、また、その酷い水となるおそれがあるとの危惧も、退職報償金制度創立の三十九年以後数年の大巾な退職者の増加が現実にあったことからすれば、一概に否定できない）

四、賞じゅつ金、報償金の改善

この問題も消防関係者の多年の念願であったが、今回大巾な改善がなされたことはまことに喜ばしい。改正の内容については、殉職者賞じゅつ金の最高が三〇〇万円から一〇〇〇万円に引き上げられ、また、報償金も一〇万円から五〇万円に引き上げられた。

以上が本年度においてとられた消防団員の処遇改善措置の概略であるが、決してこれで十分というわけではなく、今後ともその改善について一層の努力を払う。

消防学校便り

教習科第二十二期四十七名が七月八日入校し、向う三カ月間学科に、実技に精を出している。

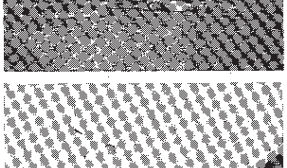

1、ポンプ操法

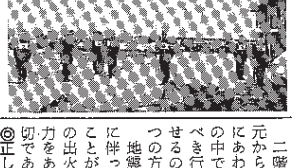

2、レインジャー訓練

◎地震が起きたら先づ使用中の火は皆消す!!

大地震のおこる原因はどうであれ、大地震がくるとまちがいなく同時に多くの火災が発生します。大正十二年に関東一円を襲ったマグニチュード七・九という大地震は十一時五十八分、ちょうど昼食時で火を使っていた関係で、東京市内百三十五ヵ所から火災が同時に起こり、火が合流して、三日間にわたり、東京のおよそ三分の一を焼き焼死者五九、〇六九名を出した。

都市においては地震のほんとうの恐しさは、地震そのものよりも、二次的に起こる火災なのです。

地震だ!!　それ火を消せ、なにがなんでもこのひとことにつきます。

勇気をもって、使用中の火は全部消してしまうことです。

◎初期消火はみんなの責任

地震時の火災は同時に多発することが予想されます。

この火災を一人の力で消火するということは到底おぼつかなきません。

お互いの生命、身体、財産を守る意味でも、どうしても、隣り近所助けあうということが絶対に必要になってきます。

火の元を消しきれなかった。倒れた建物の中で火がくすぶっている、ガスもれに引火したなどの、万一出火してしまった、あるいは出火の危険があるときは、まず近所に大声で知らせ、協力しあって消火救護にあたる。

火災が各所で発生したり、津波や浸水のおそれがあるときは、トランジスターラジオなどで地震情報をよく聞き避難の準備にかかる。

◎家の中の安全な場所

大きなゆれは一分以内です。丈夫な机やベットなどの下、トイレや押入など柱の多いところに身を寄せる。

タンス、戸棚、本棚などは倒れるおそれのあるもののそばには近寄らない。

二階は一階より安全な場合があります。あわてて階段からかけ降りたり、窓から飛びおりたりすることは絶対にやめること。

二階にいるときなど、火元から離れている場合、まにあわなかった火の元を心の中でチェックし、次にすべき行動を自分にいいきかせるのも心をおちつける一つの方法です。

地震による被害は、地震に伴って起こる火災によることが大きいので、家庭での出火防止と初期消火に全力をあげることこそ一番大切であるる。

◎正しい行動を習慣づけよう

"人間は間違える動物である"

この人間の行動ミスを現実に防止するにはどうしたらよいか？　このカギが行動の習慣化です。一般に人間はある場面に直面した場合、さまざまな行動をとります。その行動も不経済な行動、能率的で安全な行動などいろいろな特性を持っている。したがって行動ミスをなくするため、多くの行動のうちから最も能率的で安全な行動を設定し繰り返しの訓練によって習慣をつけることが第一である。

トーハツ消防ポンプ

V50BS
38馬力

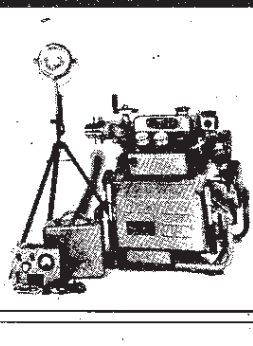

避難・警報器
防災設備施工
全般

4馬力　空冷式
10馬力　空冷式　C1級
12馬力　空冷式　C1級
25馬力　水冷式　B3級
30馬力　水冷式　B3級
38馬力　水冷式　B3級
45馬力　水冷式　B2級
55馬力　水冷式　B2級

各種土建用ポンプ
お買上げは技術とアフターサービスの完璧な販売店へ

オール テトロン ジエットホース（消防用・消火栓用）

森田・初田（賠償責任保険付）　A・B・C粉末消火器
イシワタ式救助袋・設計施工

森田式自動車ポンプ
総代理店　株式会社 高義商会
TEL湯沢③2588⑤2932　稲川 ②2125 (01834) ②2126
日本機械自動車ポンプ
高義商事株式会社
TEL横手②3880・②3881

田仲工業所　TEL天王53
工藤染物商店　TEL秋田⑫3178
工藤米治商店　TEL大館②2121
鹿角自動車整備KK　TEL花輪③2074

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂吉之助
印刷所　能代市大手町7の8
㈱　北羽新報社
電話　②代5353

昭和四十九年度 秋田県総合防災訓練 於 大曲市

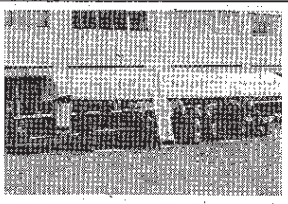
訓練本部

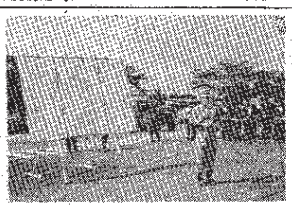
訓練説明

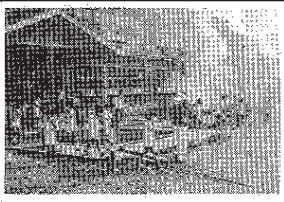
小学校火災

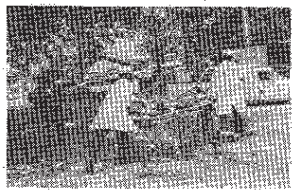
救急活動

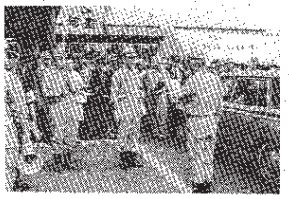
統監部

日赤救護班

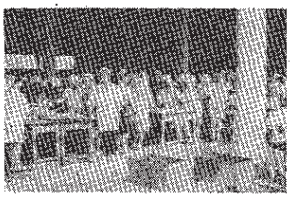
焚出し

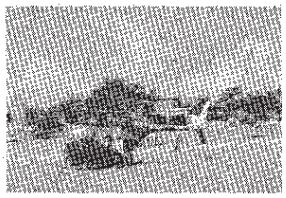
ヘリコプター出動

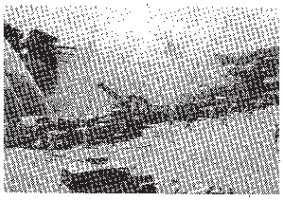
一斉放水

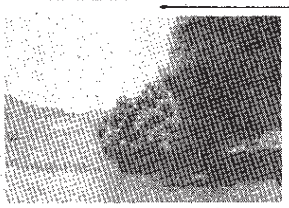
油火災

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市増川町
電話②〇四二六

1、目的
この訓練は、災害対策基本法第四八条の規定並びに秋田県地域防災計画および大曲市地域防災計画に基づき、防災関係機関が一体となり、地域住民の協力を得て、大火災及び水害を想定し、災害の緊急予防、応急対策を的確かつ総合的に実施できるよう各種訓練を実施し、防災体制の強化と地域住民の防災思想の高揚をはかることを目的とする。

2、実施日時
昭和49年9月5日(木)九時三十分～十三時三十分

3、実施場所
大曲市一円

4、主催
秋田県、大曲市

5、訓練実施種目と実施機関
○広報訓練＝市役所、消防署
○通信訓練＝各参加機関、非常無線協議会、アマ無線
○対策本部＝市役所、仙北地方総合庁舎
○交通規制＝警察署
○火災防ぎょ＝各消防機関
○災害警備＝警察署
○避難救出＝町内会、市役所、大曲小学校、組合病院、各デパート
○救急搬送＝消防署、日赤支部
○医療救護＝日赤支部、医師会
○空地連絡＝市役所、自衛隊
○給水＝自衛隊、大曲小学校、市役所
○焚出し＝自衛隊、市役所、婦人会
○通信復旧＝大曲電報電話局
○電力復旧＝東北電力大曲営業所
○水防＝水防機関
○油火災消火＝消防署
○林野火災卒中消火＝県、営林局、自衛隊
6、訓練参加機関団体
省略
7、訓練協力機関団体
省略
8、訓練の編成
省略
9、訓練想定
1、名古屋付近に上陸し、日本海を北東に進んだ台風は、九月五日早朝に秋田沖西方二〇〇キロの海上を通過し、津軽海峡に達した。この台風の通過にともない、秋田県内は南東の風が強まり、フェーン現象を呈し、大曲市および周辺町村で火災警報を発生し、警戒中である。五日十時〇分大曲市花園町で火災が発生し、折りからの強風に煽られ、火災は拡大して大火となる様相となった。
2、五日十一時三十分ごろ県南部山岳地帯をおそった集中豪雨のため、雄物川及び丸子川は急激に増水し、丸子川大曲橋下流は、警戒水位を超え堤防欠壊のおそれがでてきた。

この想定に基づき九時三十分から訓練本部（市役所）前において安田県消防防災課長から訓練の説明が行われた。

大曲市では九時火災警報を発令して緊張にあたるとともに、広報車で市民の注意を呼びかけていた。

午前十時大曲小学校教科書センター付近から火災が発生し、火勢強く延焼中である。消防本部では一一九番で受信し、第一出動を命じた。学校長は児童の避難を命じ、初期消火につとめた。消防隊は現場到着後必死の防ぎょにあたったが、火勢強く延焼拡大した。

十時五分避難中の児童のうち三名が階段から転落し重傷をおい、応急手当中の先生から消防隊員に対し、救急搬送があり救急車の出動となる。

消防隊の必死の消火活動にもかかわらず、折りからの強風のため、激しい飛火も加わり、延焼拡大し大火災となるおそれがあるため、消防長は第二出動を命じた。

消防長の報告に接した大曲市長は、直ちに災害対策本部の設置を命ずるとともに、仙北福祉事務所長を経て、県知事に災害状況の報告及び日赤、県警、自衛隊派遣の要請を折い、対策本部員は災害状況の調査にあたるとともに、それぞれ応急対策にあたった。

十時十五分火災発生後間もなく市役所の有線電話不通となり、大曲電報電話局は孤立防止用無線機を臨時公衆電話一〇（交換台）—九三六一（孤立防止用無線機）として対策本部内に設置したほか、二カの臨時公衆電話の特設を急いでいる。

対策本部はこの臨時公衆電話機の利用とアマ無線の応援によって、外部との連絡を保っている。

これまでの被害は、大曲小学校及び花園町五八戸を焼失し、栄町、上大町に延焼中。

火災発生直後から災害情報の収集に努力しておった仙北福祉事務所長は、大曲市役所の有線電話の不通に対処して、移動無線車を市役所に配置しこの連絡を確保しているとともに、災害現場にも一台を配置して情報を収集中である。

十時十五分県知事あて災害状況の報告をしたところ、折り返し次の指令をうけた。

県は大曲市の災害に対処するため、民生部長を派遣して災害対策現地本部を開設する。仙北福祉事務所長は災害対策仙北支部を設置して災害に対処されたい。

民生部長の到着後現地本部長の指揮に入るものとする。

十時十七分大曲市付近で訓練中であった自衛隊通信小隊長は、偵察のため飛来したヘリコプターとの無線連絡にあたっていた。

ヘリコプターから次の無線連絡があった。

『災害状況の航空写真を撮影中である。十一時五分大曲小学校グランドに着陸してフイルムを手渡す。大曲市災害対策本部に提供されたい』

十時十八分知事の要請によって派遣された日赤救急隊は救護所を開設して応急医療にあたっている。

十時二十五分大曲小学校火災は火勢激しく栄町、上大町付近に延焼し、第一次防ぎょ線での防ぎょは困難な様相となったので、消防長は上大町付近の現場本部で消防隊の一斉指令出場を命ずるとともに栄町、上大町住民の避難を指令した。

上大町町内会では、火災予防組合員が協力して自衛消火にあたっていたが、消防長からの避難命令をうけ相互にはげましあって、市役所職員等の誘導をうけて避難を開始した。

避難民の中に郵便局付近で数名の負傷者が発生している連絡により、日赤救急隊が出動した。

十時三十七分現在被害
大曲市災害対策本部発表
住家焼失　二一〇棟
二四八世帯
罹災世帯
罹災人員　七四四名以上
大曲小学校焼失
市役所電話不通
避難人員　一五〇〇名

避難先大川寺及び丸子川堤防、被害は更に増加する見込みである。

被害報告をうけた県知事は、大曲市に災害救助法を適用することに決し、大曲市長あて通知するとともに避難所の設置、罹災者に対する炊出しおよび飲料水の供給について実施委任した（大曲市の適用基準六〇世帯以上全焼）

十時三十八分
災害対策仙北支部から大曲市対策本部あて次の連絡があった。

『知事の要請により自衛隊の次の部隊が災害派遣された。ヘリコプター二機（偵察用一機、救急用一機）通信隊、給水隊、給食隊各一個小隊

仙北支部および大曲市は現地派遣中の通信小隊長と受入及び作業等の細部について調整された。また、県警機動隊が被災地災害警備のため出発した。現地警察署長と細部を調整されたい。

消防隊の必死の消火活動によって、上大町付近の火災は第二次防ぎょ線で鎮圧の見込みがついたが、現場本部の消防長あて中通町で発火による火災発生の報告が入った。

中通町方向に黒煙が望見される。消防長は直ちに消防隊の転戦を指令するとともに隣接町村消防隊の応援要請を行った。

十時四十分飛火による中通町の火災は、つぎつぎに延焼している。消防長は付近住民及び各デパートに避難を指示した。ヤマサデパートでは消防レンジャー検索隊が逃げ遅れた負傷者二名の救出を準備中である。また、避難者の中から二名の負傷者が出た模様である。

タカヤナギデパートでは自衛消防隊による消火活動をするとともに、店員が買物客の避難誘導にあたっている。カネトクデパートでは四階の残留者が救助袋によって避難を準備中である。

十時五十五分延焼のおそれある組合病院は、消防隊の避難指示をうけ職員の適切な誘導によって避難を開始している。

十一時屋上から救助を求めている数名の救出は、現地本部で協議の結果、県警レンジャー部隊と自衛隊ヘリコプターの協同で救出することに決し、屋上降下する県警レンジャーが搭乗したヘリコプターは、病院屋上を旋回し救出を進めている。

救出ヘリコプターから通信小隊あて、次の無線連絡があった。

『屋上避難者は四名である。三名を県警レンジャー部隊によってロープ操作で地上降下させ、一名はヘリコプターでつりあげる。地上班の準備完了次第救出レンジャーを降下する。

十一時五分消防隊の活躍と関係機関、地域住民の協力によって火災は予定防ぎょ線で鎮火した。

十一時十分消防隊の一斉放水。

十一時十五分大曲電報電話局は、市役所の有線電話の一時不通に対処し、孤立防止用無線機を活用して防災各機関との連絡の確保を図ったが、さらに被災地に特設公衆電話二基を開設するため工事を急いでいる。

東北電力大曲営業所は全力を挙げ被災地域の停電を復旧すべく応急送電の工事を実施している。

十一時三十分県南部山岳地帯をおそった集中豪雨の影響で雄物川及び丸子川は急激に増水し、丸子川大曲橋付近の水位は警戒水位をこえ堤防欠壊のおそれがでてきた。これよりさき水防資材を集積して警戒中の大曲市消防団長は、十一時三十分それぞれ分団長に水防作業の実施を命じた。

十一時四十分ただ今からの訓練は、林野火災の発生にあたり、空中からヘリコプターから薬剤を散布して防火帯をつくり、火災の拡大を防止しようとする基礎的な訓練である。

十一時五十分油火災の実験を終り、十二時五分災害救助による浄、給水、焚出し等があり、パレード準備に入り、十二時四十分パレード、十三時十分閉会式を行って四十九年度防災訓練は終ったのである。

火を使う人なら できる火の始末

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を

▶一般のお客様
1人室(洗面所、トイレ付)¥2,000（税・サービス料込み）
2人室(バス、トイレ付)　¥3,600（税・サービス料込み）
▶会員の方
1人室(洗面所、トイレ付)¥1,700（税・サービス料込み）
2人室(バス、トイレ付)　¥2,900（税・サービス料込み）
全館冷暖房完備、各室テレビ、電話あり

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
(秋田消防会館内)電話32局4111

第11回　全県消防連合訓練大会

昭和49年9月14日午後1時

於　秋田県消防学校校庭

本部

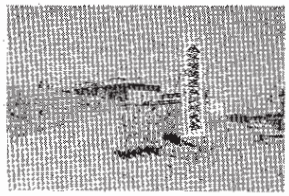
会場入口

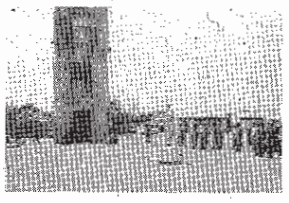
協会長あいさつ

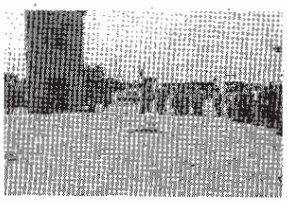
知事告示

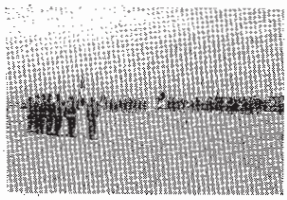
観閲

整列

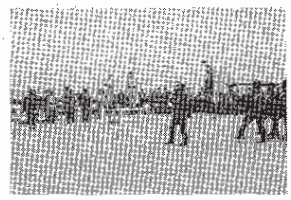
分列行進

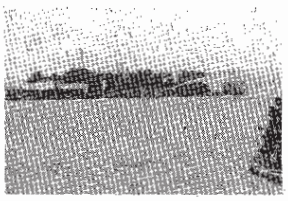
注水

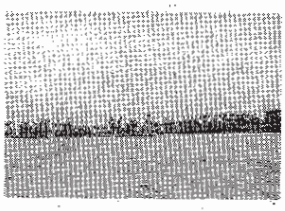
操法

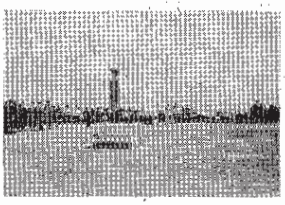
審査指示

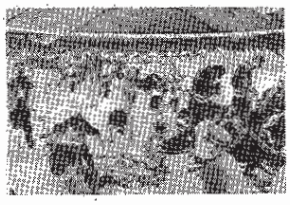
応援

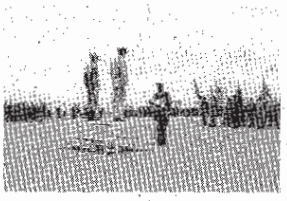
答辞

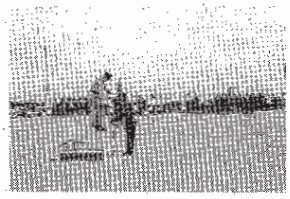
優勝

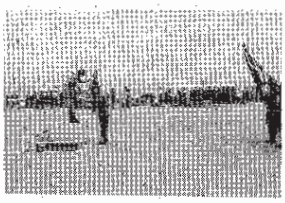
優勝

八月二日第27回全県消防大会も横手市で無事終了し、その翌日から県内10支部では九月十四日全県消防連合訓練大会出場団選抜チームを決定する支部消防訓練大会が焼きつく炎天下につづき開催され、八月二十八日を最後に出場チームが決定した。

◇鹿角支部代表
鹿角市十和田消防団
指揮者班長　田口愛49年
一番員団員高瀬高義31年
二番員　黒川多市35年
三番員々金田一正二37年
四番員々　田口信夫41年

◇大館北秋田支部代表
田代町消防団第六分団
指揮者副分団長
下山権治郎46年
一番員団員安保晴幸34年
二番員々　村田憲蔵27年
三番員々　荒川繁夫31年
四番員々　田村幸夫34年

◇能代市山本郡支部代表
二ツ井消防団第六分団
指揮者分団長
菊地清志40年
一番員団員菊地利信32年
二番員々　伊藤　修24年
三番員々　飯坂恒実23年
四番員々　伊藤忠幸23年

◇男鹿、南秋支部代表
大潟村消防団第一分団
指揮者部長菅生金作27年
一番員班長清塚哲夫27年
二番員団員村山誠一23年
三番員班長鷹敷良一30年
四番員団員門間豊美24年

◇秋田市支部代表
秋田市消防団上新城分団
指揮者班長相沢誠也57年
一番員団員
長坂富士雄32年
二番員々　小林吉一28年
三番員々　長坂兼敏33年
四番員々

◇河辺支部代表
雄和町消防団第四分団
指揮者部長牧野長雄45年
一番員団員牧野和弘27年
二番員々　杉山文彦25年
三番員々　伊藤隆栄26年
四番員々　伊藤一敏26年

◇本荘市由利郡支部代表
鳥海村消防団第二分団
指揮者副分団長　佐藤　正42年
一番員団員佐藤敏勇25年
二番員々　佐藤助造27年
三番員々　佐藤岩雄25年
四番員団員佐藤隆荘24年

◇大曲市仙北郡支部代表
南外村消防団
指揮者部長
伊藤章一郎43年
一番員団員伊藤利雄30年
二番員々　伊藤栄一28年
三番員々　伊藤清五郎30年
四番員々　伊藤裕三31年

◇横手市平鹿郡支部代表
雄物川町消防団第五分団
指揮者班長藤原弘志40年
一番員団員後藤平吉24年
二番員々　高橋与一40年
三番員々　渡辺正次40年
四番員々　高橋倉悦38年

◇湯沢市雄勝郡支部代表
東成瀬村消防団第一分団
指揮者部長
佐々木廖之助49年
一番員団員
伊勢谷勇司29年
二番員々伊勢谷政雄28年
三番員々薩原喜一郎31年
四番員々佐々木有一30年

午後一時入場整列し、部隊総指揮を石川理事がとり観閲が行われ、次いで国旗掲揚、佐藤副会長が『ただ今から第十一回全県消防連合訓練大会を行います』の開会のことばのあと、優勝旗返還が鹿角市十和田消防団から返還され、知事告示に入る。

秋田県知事告示
代理民生部次長

皆さんは身をもって消防業務に専念されておりますことに対し、深く敬意を表する次第であります。

最近複雑なる社会状勢に反映して、ますます建築物も特異化の様相を示していることは消防活動を一層困難にしています。本日ここにお集まりの皆さんは、各支部において選抜された精鋭なチームであります。

より早くより確実な消防活動の中には、団結と協力が必要であります。どうか各隊とも郷土の期待にこたえられるよう切望して告示と致します。

中田協会長あいさつ

本日ここに第11回全県消防連合訓練大会を開催するにあたり、県当局並びに来賓各位の絶大なるご協力ご援助を賜わりました事を厚くお礼申し上げます。

本大会の目的は消防技術の練磨して一朝有事の際に災害を最小限度にとどめるのがねらいであります。また、本日の優勝されたチームは秋田県代表として、来る11月2日東京で行われる全国消防ポンプ操法大会に出場するわけであります。したがいまして日頃鍛えあげた技を正々堂々と発揮されまして優秀な成績をあげられる事を切望してごあいさつと致します。

◎来賓祝辞（省略）

秋田水防連会長
秋田県警察部長

◎審査長指示

正田消防災害審査事

この大会は日頃技術の練磨につとめた結果をあらわす大会であります。皆さんはこの大会に必勝を期して出場されたことと思います。

審査をする私達としても責任の重大さを感じております。したがいまして審査にあたりましては正確に公平を期して参ります。

訓練の内容については、すでに前に申し述べてありますので改めて申し上げません。ただこの会場は狭いため訓練には充分でありませんので、けがのないよう充分注意をして下さい。また、過去の訓練大会を見ますと選抜されたという責任から充分に力を発揮出来なかった点も見受けられました。

審査は優劣をつけるためばかりではありません。審査の結果により真に反省をするという事をご理解していただき、いたずらに勝敗にとらわれず、正々堂々と戦いまして真に悔のない成績を残すようにしていただきたい。

◎訓練開始

訓練の順位は抽せんにより次のように決定す。

1、二ツ井町消防団第6分団
2、田代町消防団第6分団
3、雄物川町消防団第5分団
4、東成瀬村消防団第1分団
5、雄和町消防団第4分団
6、鳥海村消防団第2分団
7、秋田市消防団上新城分団
8、鹿角市十和田消防団第4分団
9、南外村消防団
10、大潟村消防団第1分団

訓練が終了し、分列行進を行う。

◎講評ならびに成績発表

正田参事

それでは講評を行います。各隊は真剣に訓練を行いましたことは、まことに敬意を表します。

審査の結果で一応順位はきまりましたが、訓練を見ました結果、些細なミスはありました。一例を申し上げますと、枕木の取り付けを忘れたとか、吸管の引き上げ動作にミスがあったとか、また、注水時間は一二〇秒と定めてありますが、大体九五秒程度で終っておりまして、まだ時間の余裕があります。それは指揮者の『放水始め』の号令によって、伝令が動作をする。それから補助員がホースの折りまげを直すとか、ほんの些細なミスがありますので、今後のご参考として下さい。以上で講評を終ります。

次に成績発表であります。

第一位鹿角市十和田消防団錦木第四分団
三九八・二〇点
第二位鳥海村消防団第二分団
三九七・七〇点
第三位秋田市上新城分団
三九七・六〇点

以下省略します。

◎賞状ならびに優勝旗授与

消防庁表彰旗
秋田県表彰旗

賞状一位を民生部次長から、二位鹿角市十和田消防団。

日本消防協会表彰旗と賞状とカップを中田協会長から、一位鹿角市十和田消防団へ、二位賞状とカップを鳥海村消防団へ、三位賞状とカップを秋田市消防団上新城分団に授与。

◎参加者代表答辞を鹿角市十和田消防団長が行い、次いで、万歳三唱の音頭を工藤雄和町長がとり、次いで国旗降下を行い。

◎閉会のことば
鎌谷副会長

第十一回全県消防連合訓練大会を終了致します。

頑張れ　『全国消防操法大会』　頑張れ

11月2日(土)午前9時（小雨決行）東京消防庁消防学校校庭

秋田県代表　鹿角市十和田消防団錦木第4分団

全国統一標語
生活の一部にしよう火の点検

昭和49年
秋の火災予防運動
自11月10日(日)
至11月16日(土)

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂吉之助
印刷所　能代市大手町7の8
㈱　北羽新報社
電話　②代5353

第四回全国消防操法大会

十一月二日（土）

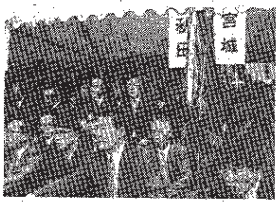

秋田県応援団

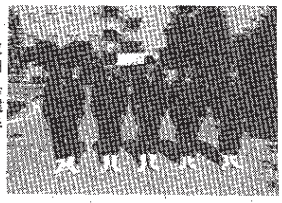

秋田県選手

頑張れ秋田県

第四回全国消防操法大会は秋晴れの十一月二日午前九時東京消防庁消防学校校庭で行われた。

次第

1、国旗掲揚　司会者
2、開会の辞　宮沢大会副会長
3、あいさつ　赤城大会会長
　佐々木消防庁長官
4、祝辞
　自　治　大　臣
　衆議院地方行政委員長
　参議院地方行政委員長
　全国消防長会会長
5、審査長あいさつ
　青山消防大学校長
6、宣誓　出場者代表愛知県
7、消防操法
8、婦人消防隊によるポンプ操法
9、審査結果発表　審査長
10、表彰
　赤城大会会長
11、国旗降納　司会者
12、万才三唱
　森岡消防庁次長
13、閉会の辞
　上川大会運営委員長

小型ポンプ操法順位

①岐阜県②千葉県③新潟県④兵庫県⑤東京都⑥愛知県⑦京都府⑧大分県⑨岩手県⑩宮城県⑪滋賀県⑫福島県⑬奈良県⑭青森県⑮佐賀県⑯山口県⑰秋田県⑱岡山県⑲島根県⑳広島県㉑香川県㉒鹿児島県

自動車ポンプ操法順位

①和歌山県②北海道③福井県④高知県⑤熊本県⑥大阪府⑦静岡県⑧宮崎県⑨群馬県⑩徳島県⑪鳥取県⑫山梨県⑬栃木県⑭長崎県⑮山形県⑯茨城県⑰愛媛県⑱神奈川県⑲石川県⑳福岡県㉑三重県㉒長野県㉓埼玉県㉔富山県

特別参加婦人消防隊

山口県　長野県
千葉県　山形県
やがて競技は終了し、審査長から成績が発表された。
自動車ポンプ操法の部
一位（優　勝）長崎県　高知県
二位（準優勝）三重県　岩手県
三位　福岡県　岡山県
四位　鹿児島県
五位　岩手県
六位
小型ポンプ操法の部
一位（優　勝）福島県　大分県
二位（準優勝）佐賀県　岡山県
三位　鹿児島県
四位
五位
六位
　　以下省略

わが秋田県代表鹿角市十和田消防団銀木第四分団は善戦したが入賞を逸した。

この消防操法大会の前日一日消防協会正副会長理事をもって陳情団を組織して七月十八日東北地区消防連絡協議会、八月二日秋田県消防大会で決議された事項を関係各大臣、衆参議院議長、地方行政委員長、消防庁長、日本消防協会長、在京本県選出の国会議員を歴訪して陳情書を手交し、詳細な説明を加え善処方を要望した。

理事会開催される!!

十月二十六日午前十時三十分から消防会館会議室において次の議題について理事会を開催した。

1、昭和49年度東北地区消防連絡協議会における決議事項の処理について
2、第27回全国消防大会における決議事項の処理について
3、財団法人秋田県消防協会の優良消防団の表彰について
4、日本消防協会長表彰該当者の選考について
5、消防団員の福祉共済制度について
6、その他
　全議案を審議して午後一時閉会した。

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

防火ポスター標語懸賞募集要綱

1、目的
　少年少女の防火意識を高めるとともに、この作品により一般県民の防火思想の普及向上をはかることを目的とする。
2、主催
　秋田県、秋田県消防協会
3、後援
　秋田県教育委員会
4、募集規定
(1)、ポスター図案
　イ、三色以内の色彩であって、防火思想普及に適するものであること。
　ロ、大きさは、たて五五㌢、よこ三七㌢以内であること。
(2)、標語
　防火思想の普及または、啓蒙に適するものであること。（一人二編以内とする）
3、応募資格
　本県内の学校に在学する小中学生、または高校生であること。
4、募集期間
　昭和四十九年十一月一日～十一月三十日（十一月三十日の消印のあるものは有効）
5、審査
　秋田県、秋田県教育委員会、秋田魁新報社、秋田県消防協会及び学識経験者の協力を得て厳正に行う。
6、入選発表
　昭和五十年二月上旬新聞に発表するとともに、入選者の在学する学校にお知らせし、伝達していただく。
7、賞
　次の入選者に、賞状と賞品を贈呈する。
　一席　一人
　二席　二人
　三席　三人
　佳作　十人
8、募集条件
(1)、応募作品はお返ししません。また、入選作品の版権は主催者に帰属します。
(2)、募集規定に違反した作品は採用いたしません。
(3)、既作のもの、または既作品と同類のものは採用いたしません。
(4)、同じ作品の入選は抽せんによって決定いたします。
(5)、作品には、次の区分により必ず学校名、学年、氏名を記入して下さい。
　イ、ポスター図案には
　　その裏面に。
　ロ、標語にはその紙の左端に。
9、送り先
　次の入選者に、賞状と賞品を贈呈する。
　秋田市中通四丁目三―二
　三秋田県消防協会
　防火ポスター、標語
　懸賞募集係係

消防水利の重要性について

平鹿町消防団
団長　佐藤兵司郎

火災現場における防ぎょ活動上、まず第一に一番大切なものは水であります。炎々と燃え熾る建物の火勢に対しては、注水による防ぎょ方法より外にはないのです。もちろん油脂火災、薬品火災のような化学火災に対して、消火はそれぞれ炭酸ガスの泡沫によるとか、粉末薬品による方法とか、その他多々あり、化学消防車などの必要なこともあるわけでありますが、しかしこうした特殊な火災であっても建築物に延焼拡大した場合の防ぎょ方法は、やはりポンプによる注水消防以外にはないと思います。

このように考えると火災防ぎょ上、何はともあれ第一に設備しなければならない問題は水利の充実であり、水利こそ消防施設の第一ともいうべく、大火の殆んどは水利の不利不便が取りあげられている現状であります。即ちポンプは応援等によって移動が出来るが、水利の移動は出来ません。

ここにも水利の重要性があります。火災予防の重要性は今更言をまたないのですが、万一火災となった場合、如何にしてこれを最少限度に防止するかは、われわれ消防人にとって終極的に最も重要な問題であると思います。広域消防が普及され、各地区に分署が設置されて、火災の予防上においても非常な成績を挙げておりますが、一度大火をひき起した場合を予想するに市町村住民は一挙に消防の脚甲要塞さを叫けび、日頃の消防の備えは何んのためであるかと酷評する結果となることは火をみるより明らかであります。こうした酷評も罹災された住民の気持ちになってみれば、やむを得ないことと考えられますが、こうした不幸を無からしめるためにも水利の充実こそ、現在における消防施設第一であると提唱する次第であります。なお、水利というても消火栓、防火水槽、貯水池などいろいろありますが、水利は自然水利の壊止めによっても一寸とした設備に工夫すれば立派に消防水利となり、その土地の状況によって工夫すれば大きい予算をかけなくとも立派な水利は出来ると思います。

最後に消防戦術上、水利こそ唯一の実弾であることを銘記して今後の消防水利の充実強化に万全を期してゆきたいと思います。

全県消防連合競技大会

雄物川町消防団
副分団長　佐藤伊一郎

◎手を振りて励ます人々に送られて
　全県消防競技大会に　バス発つ
◎整列する選抜されし　十チーム
　日焼の顔に決意あふるる
◎代表チームの消防技に
　　懸入る応援席
　婦人の声混り拍手高まる
◎放水のしぶきに　指揮者流れながら
　右に左に声からしつつ
◎思いきり競技終いて　悔もなく
　優勝チームに惜まぬ拍手

火災予防運動に一考

昭和49年度上半期の出火件数は消防庁の発表を見ると四三、九一四件、前年同期に比べ二、〇〇〇件（四・八％）増加しており、火災による死者は九九七人で戦後最高を記録し、前年同期に比べ三〇人（三％）の増加となっている。平均一日の出火件数二四三件、一日当たりの焼死者六人と発表されている。

一方本県の49年度の上半期の出火件数は四三二件、前年同期に比べ一五四件の減となっており、損害額も三二、八二二千円の減となっていることは結構なことである。

年々物価高に悩む故か、年年県内には大火の発生がないのも喜ばしいことであるが、しかし『災害は忘れた頃にやってくる』の諺もあることを忘れてはならない。

本年もまた、秋の火災予防運動に入っている。

さて、昭和三十六年に第十六回国民体育大会が秋田県で開催された前年四月十一日、一大県民運動を展開し、無火災を目標に県民運動がスタートした。

その推進事項は

1、予防査察の徹底化
2、予防団体の育成指導
3、家庭防火の徹底
4、自衛組織の育成強化
5、広報宣伝
6、防火管理者、防火責任者の養成配置
7、異状気象下における対策
8、林野火災防止対策
9、建物の不燃化促進
10、制度整備
11、強調月間設定

の要項を決め、モデル市町村十五地区を指定して発足し、昭和四十二年秋まで無火災県民運動として実施して無火災に力を入れたが、一部町村は年間無火災を達成したが、全県無火災の実はみのらず、昭和四十三年春からこの無火災県民運動は年間を通じて行い、あらたに春秋二回の火災予防運動週間を設けて無火災運動を推進した。

社会は年毎に発展し、高密度社会に転じ、危険物施設、建物の近代化等々の進展に伴い、それに伴う災害発生は年々増加し年間で一番危険な春と秋の時期に行われる火災予防運動の一週間だけでも、全県の無火災の記録が樹立出来なくなった。

せめて週間中だけでも無火災記録の樹立が出来ないものだろうか？

どうも週間の行事が消防の一人角力のような気がしてならない。

消防と県民一体の真の火災予防運動の実施が出来ないだろうか？

それは必ず出来ると確信する。

今、京都市の例を記すと、京都市は文化財都市で、市民一四〇万人が消防と一体となって人命安全の確保と無火災京都市を基本目標として火災のない街づくりにまい進している。

また、不特定の多数の人が出入するところの建物の防火避難管理についてはもちろん、義務づけられているが、市民はよくこれを守って実施し、京都観光に行く人々は安心して観光が出来るという。

これを思えば『成せば成る』といえよう。

本県においても県民総消防体制の確立が急務である。

その体制づくりには火災予防モデル地域をつくり、自主的に火の用心を徹底させることである。

『そして組織の中において警火心を喚起する』

このやり方は細心の注意を払い、決して強制してはいけない。

したがって指導する消防機関が細心の計画と長い指導の時間が必要となってくるが、49年度の消防協会の罹災互助会を見ると、九月末日まで十四件の消防関係者の罹災があるが、罹災件数の85％は、消防団員自家の失火によるものである。

これでは火災予防の指導は不可能である。

まず自からの足元が大切である。

足元から火が燃え出るようでは、無火災運動は話にならない。

ごく一部の人々の不注意によって出火している現状を一日も早く是正して、火災のない郷土づくりにまい進することを切に祈るものである。

（文責立花）

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）¥2,000（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）¥3,800（税・サービス料込み）
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）¥1,700（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）¥3,100（税・サービス料込み）
全館冷暖房完備、各室テレビ、電話あり

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

日本消防協会の福祉共済制度50年度より自営

日本消防協会が団員の福祉共済を目的として実施している共済制度の運営について、過般特別委員会が開かれ、自営共済にすることが決定し、その時期は一応赤城会長に委任されていたが、昭和50年7月1日から日本消防協会において自営することになった。

自営の共済とした場合、給付金の改訂がなされる構想があり、一応その腹案としては、

○不慮の事故によらない公務中の死亡、廃疾を百万円（現行四十五万円）に。

○公務中以外の不慮の事故による死亡、廃疾に四十万円（現行三十五万円）に。

○病気による死亡、廃疾は三十万円（現行二十五万円）に。

○傷害見舞金

第2級十万円（現行七万円）に。

○第3級七万円（現行五万円）に。

○第4級四万円（現行三万円）に。

○第5級二万五千円（現行一万五千円）に。

○第6級二万円（現行一万円）に。

○入院見舞金は五日以上百二十日、入院には一日三百円円（現行百五十円）に。

したいとしている。なお、公務中の不慮の事故による死亡廃疾は一応据置かれるようである。

『消防団員福祉共済制度』にご加入のおすすめ

○わずかな掛金で高額の保障

○制度の特色

1、公務中の災害保障はもちろん、公務中以外の災害保障も得られます。

2、一年毎に契約を更新するため、経済変動に対処できます。

3、無診査で加入、手続きが簡単です。

4、余剰金の配当

日本消防協会

消防放談 (79)

放水生

◎東北地区消防連絡協議会

こぼれ咄

東北七県消防協会長、副会長、日消代議員会議は、七月十七日午後二時消防会館会議室で行われた。

会議も無事終了し、午後五時三十分から、大広間で懇親会が行われた。酒は高清水、酌するは川反美人芸妓、君香、小芳、節子その他の面々である。

余興としては、三日後にひかえた土崎港祭典の出し物、『港ばやし』一行の中には、港ばやしの後継者を目指して精進を続ける土崎中学校二年生がいた。その挨拶きの良さと、鈴木消防団員の秋田音頭、これは柔の手から編み出されたものといわれている。

ヤーとーせいやな　キッタカサッサ　ドンドッコイ　ドッコイナー

秋田名物八森ハタハタ男鹿では男鹿ブリ、コ能代春慶桧山納豆　大館曲ワッパ

訓練の必要は消防ばかりではない。いづれの職場でも、芸能にも訓練、また、訓練の血の出る程の積み重ねがはじめて立派な成果があがるのである。

次いで郷土民謡の二行は秋田放送専属鎌田寛水一行、司会は鈴木洋三氏の名調子で紹介に入った。

尺八　鎌田寛水

三味線　長谷部梅忠

唄の一番手は武藤かよ子

民放日本一　おばこ節

おばこナアー　なんぼになる　この年暮らせば　十と七つ

二番手は田中きよ子

民放日本一　船方節

三番手斉藤範夫　秀子節

四番手は小野花子

NHK日本一、長持唄

五番手は司会者の鈴木洋三　港の唄

この鈴木司会者は若き時代からの民謡歌手である。

秋田市役所二十三年勤続というベテランでもある。

度数はいやが上にも盛り上がりを見せてきた。

やがて民謡は各県からの要望を入れまして、山形県真室川音頭、花笠音頭、青森県蟹ケ沢音句、八戸小唄、岩手県南部木挽唄、沢内甚句、宮城県大漁唄込、新潟県佐渡おけさと進み、最後秋田県のドンパン節でお開きとなる。

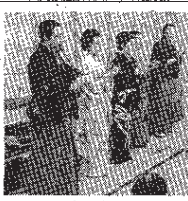

次いで川反芸妓連の舞踊と今宵の消防会館のどよめきは格別である。

紺のハッピの襟元に火消頭と書いてあるなんぼ火消しの頭でも恋の炎は消されない。

サノヨイヨイ

と唄った時代があった。

その当時は壮年時代であった消防団長諸公は、今晩は揃いの浴衣で、ゆっくり寛ぎ民謡を聞き、美人の酌で旅のつかれもすっかり忘れて夏の一夜の涼風を求める姿も見受けられた。

人生は長生きをすべきである。

今宵一夜は緞子の枕ならぬ会館のベッドに横にわり、今宵の思い出を浮かべて？。

明日は能代市日本海サニーランド会場までバスで進むのである。

明くれば十八日午後二時東北地区消防連絡協議会議が佐々木消防庁長官、上川日消常務理事その他来賓を迎え盛会裡に会議は終了し、午後五時三十分からサニーランド大宴会場で揃いの浴衣で着席すれば、柳谷能代市長の歓迎の言葉につづいて、能代芸妓による能代小唄で幕があく。

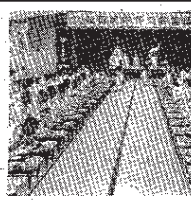

次いで生保内民謡劇団による仙北民謡が始まる。

ことに生保内節の元唄の披露があった。この素朴な唄こそ文化財といわねばならない。

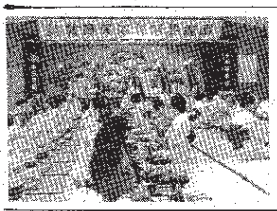

吹けや生保内だし

七日も八日も

吹けば宝風

ノー稲みのる。

仙北農民の姿のおばこ遊が踊るこの芸能は前夜祭の郷土民謡とは異なり、なかなか風佳なものである。

能代美人の酌に酔はことさら早く廻り浮気心も出てくる一駒もあった。

やがて待望の韓国民俗舞踊芸能団の芸をたっぷり観賞したが、われらには昔なつかしい『アリラン』が愛愁があった。

この芸も終幕となったとき、この乙女達になにか一言と酒気芳々ただよわせて馳け寄った御人もいたが、彼女等はニンニクの臭気との外激しく、遂に退散した一幕もあった。

午後九時閉会となり、各自それぞれ室に別れたが、夜半までこのどよめきは続いていた。

翌十九日午前八時県外の各位はバスで出発、男鹿半島寒風山展望台と、八郎潟干拓を見学して十一時二十分八郎潟ハイツで昼食、来年は青森で逢いましょうと三日間の日程を無事終了し、十二時三十分秋田駅で解散した。

◎大曲仙北広域消防

初秋の攻防の陣

昭和四十九年度秋田県総合防災訓練は九月五日午前九時三十分から大曲市で行われた。幸いこの訓練の取材を兼ねて見学する機会を得たので、気の付いた点を率直に記したいと思う。先ずこの訓練に参加した機関団体は三八、参加人員六、四八一名、参加車両五九台となっている。

防災訓練は毎年一回行われているが、今回の訓練で今までと異った点が二、三ある。

第一点は交通規制の問題である。この訓練の実施される地点は国道13号線と旧国道の縦貫道路にまたがる地域である。旧国道の丸子橋架替え工事のため、仮橋で乗用車以外は通行禁止となって、ほとんどが13号線経由となっている関係上、完全なる交通規制が不可能の関係もあった事と思われたが、この点について佐々木消防長は、従来どこの訓練を見ても訓練に入る前に交通規制を行っている。なるべく実戦に即した訓練を行って見たいと考え実施したと語っていた。今回は要所要所に警察官と消防団員が配置され、訓練参加の緊急車通行時のみ規制が行われた点、これはまことに当を得たものと思われた。

第二点は高層建物屋上の避難者救助に県警レンジャーと自衛隊ヘリコプターとの無線連絡によりヘリコプターと共同救助作業を行った点である。

第三点は林野火災に対するヘリコプターからの空中薬剤散布による防火帯をつくり、火災の拡大を防止しようとする基礎的な訓練である。

この防ぎょ方法は過去数年にわたって研究が続けられ、県でも秋田営林局と協同して資器材の整備が進められ、この度の訓練に自衛隊ヘリコプターと協同作業を展開した点である。

その他の訓練は例年と変わりはなかったが、地域住民の消火活動協力の点である。

上大町、大町、中通町の延焼地帯の各家では火の用心と書いた防火バケツ二個に水を入れて配置してあったが、実際風下にあたる地域の各家庭では飛火に対する訓練が是非必要であり、これらについては火災予防組合も結成されている事でもあるし、消防機関が折りにふれて指導しておかなければならない。

また、町内会単位に若干の梯子、火叩き（原則的には各家庭設置）の準備も必要になってくるし、各家では水道栓にゴムホース取り付けも必要である。さらに飛火警戒は高所で監視が必要で、家の前だけでは安全とはいえない。

町内会単位の家庭防火群の体制も必要となってくる。

次に自衛消防隊のある防火対象物の訓練参加は良好であった。消防機関の指導と訓練が今後の災厄時に効を奏するものと考える。

すべての訓練は打ち合わせの上行うのであり、それでもなかなかうまく行かないもので、うまくいったとして当然のことである。

いわんや、不時に発生する災害に対する防ぎょは、うまく行ったという事は一%位のもので、百発百中という事は夢である。

そこで発生した災害をうまく防ぎょするには、どうしても訓練の積み重ねが必要であり、その結果が功を奏するものである。

したがって、平素行われる訓練は実状にそくした訓練でなければならない。

訓練の目的は実状に即した状況の下で、部隊の配置攻撃の方法等、いかなる場合でも即応出来るようになければならない。

毎年行われる防災訓練においても、その計画がその土地の実状に即した想定の下に行われるという計画が必要である。

一五三年振りに噴火した休火山の鳥海山もあるし、また、台風十六号による東京多摩川の氾濫は六四年振りといわれている。

災害は忘れた頃にやってくるという諺もあるが、この仙北地方には大正年間に強震大地震もあることでもあり、今後の想定の中には地震対策の訓練も必要かと思われる。かくして初秋に行われた大曲市防災攻防戦は功を奏して幕となった。

3.救助訓練

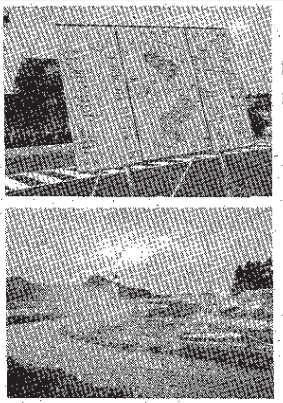

1、訓練図

2、林野火災消火

トーハツ消防ポンプ

V50BS

38馬力

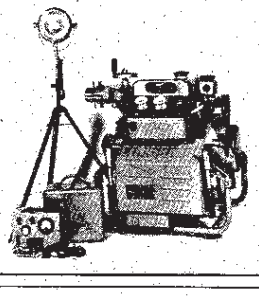

避難・警報器
防災設備施工
全般

4馬力	空冷式	
10馬力	空冷式	C1級
12馬力	空冷式	C1級
25馬力	水冷式	B3級
30馬力	水冷式	B3級
38馬力	水冷式	B3級
45馬力	水冷式	B2級
55馬力	水冷式	B2級

各種土建用ポンプ

お買上げは技術とアフターサービスの完璧な販売店へ

オールテトロン ジェットホース〈消防用・消火栓用〉

森田・初田（賠償責任保険付）　A・B・C粉末消火器

イシワタ式救助袋・設計施工

森田式自動車ポンプ

総代理店 株式会社 高義商会

TEL湯沢③2588③2932　稲川 ②2125 (01834) ②2126

日本機械自動車ポンプ

高義商事株式会社

TEL横手②3880・②3881

田仲工業所 TEL天王53

工藤染物商店 TEL秋田62③3178

工藤米治商店 TEL大館②2121

鹿角自動車整備KK TEL花輪③2074

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂吉之助
印刷所　能代市大手町7の8
㈱　北羽新報社
電話　②代5353

昭和四十九年度 秋田市防災訓練

1、統監部

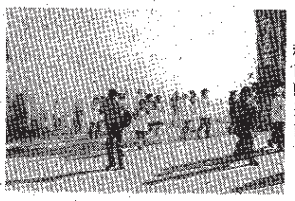
2、秋田駅避難

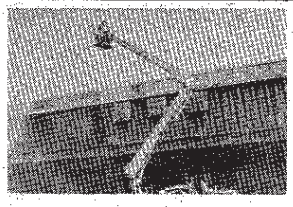
3、ステーションデパート

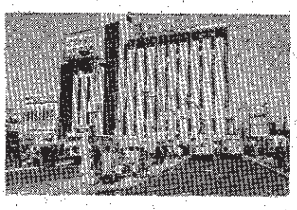
4、なかよしビル

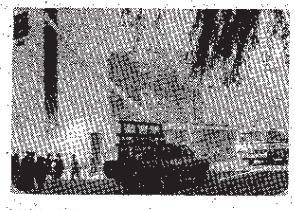
5、秋田ビル避難

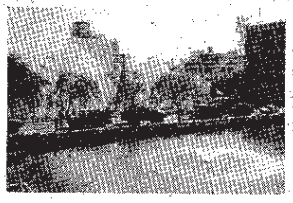
6、一斉放水

1、目的
この訓練は、災害対策基本法第四八条の規定ならびに秋田市防災計画に基づき、関係機関及び市民の協力を得て、不特定多数のものを収容するデパート、病院等の火災を想定し、災害の警戒体制、応急対策を的確に実施できるよう、安全避難、火災防ぎょ、救助救出の各訓練を重点的に実施し、防災体制の強化と市民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2、日時
昭和四十九年十一月七日(木)十時～十二時

3、場所
秋田駅ステーションデパート、なかよしビル、長崎屋、秋田ビル、協働社、市立秋田総合病院

4、主催
秋田市

5、訓練実施種目
広報訓練、通信運絡訓練、交通規制訓練、火災防ぎょ訓練、避難訓練、救助救出訓練、救急搬送訓練、災害現場警備訓練、電力制ぎょ訓練、

6、訓練参加機関及び協力団体
秋田市消防本部、秋田警察署、秋田市消防団、市立秋田総合病院、秋田駅、東北電力秋田営業所、ステーションデパート、なかよし、長崎屋、秋田ビル、協働社

7、訓練編成
統監　秋田市長
統監付　秋田市防災会議委員

8、訓練想定
大阪千日ビル、熊本太洋デパートの惨事を繰り返すことのないよう各デパート、病院に単独火災が発生したものとの想定で、人命の安全確保、被害の軽減、諸施設、器材の円滑な操作等を重点的に各防火対象物毎に実施するものである。

◎訓練想定
広報活動　九、〇〇
訓練実施地域を広報車で広報を行う。
○実施事項
1、火災予防広報宣伝＝消防署
2、防災訓練の実施
3、庁内放送＝庁舎管理課
◎訓練の説明　一〇、〇〇
防災会議委員に訓練概要の説明を行う（会議応接室）
◎第一状況　一〇、二〇
○訓練火災発生
ステーションデパート二階食堂付近から火災が発生し、延焼中である。
消防本部では、これを一一九番で受報し、第二出場を指令すると共に関係機関に通報。
○実施事項
1、第一発見者の火災振れと非常警報設備の操作
2、一一九番による通報（秋田駅）
サイレン吹鳴（消防署）
消防車出動（長野下第一、第二、本署第一、保戸野、梯子車第一、救急車第一）
○秋田駅避難　一〇、二一
秋田駅、ステーションデパートの避難
1、旅客、買物客の避難誘導（秋田駅）
2、初期消火（秋田駅）
3、検索（消防署）
4、防火区画の閉鎖（ステーションデパート）
秋田駅長は火災発生とともに一一九番で消防署に通報させ、旅客、買物客の避難を指示し、初期消火活動を実施中である。
また、人命検索にあたらせ、防火区画の閉鎖を行わせている。
○火災防ぎょ　一〇、二三
消防隊現場到着とともに直ちに火災防ぎょ活動と逃げ遅れ者の検索にあたる。
消防団員はすみやかに消防警戒区域の設定にあたる。
○交通規制　一〇、二三
火災発生の覚知と同時に災害現場付近の交通規制を行う。（警察署）
1、消防車両進入路の確保
2、消防活動の円滑
3、野次馬の排除
○救急搬送　一〇、二五
避難中の買物客二名が階段部分で転倒骨折した旨消防長に報告あり、直ちに救急隊員を派遣、応急手当のうえ救急病院に搬送を行う。（消防署）
○状況報告　一〇、二七
秋田駅長は各担当者から避難終了報告その他を受け市長に状況報告を行う。
報告
駅及びデパートからの避難者　名避難中の負傷者二名で逃げ遅れ者はおりません。火災は食堂から出火したものです。また、秋田駅構の列車については隣接駅に連絡し、上下共運行を差し止めております。
報告終り
○鎮火報告　一〇、二八
消防長は署長から鎮火報告を受け、その旨市長に報告
○訓練終了　一〇、二九
◎第二状況　一〇、三〇
なかよしビル二階売場付近から出火延焼中である。
消防本部では、これを一一九番で受報し、第二出場を指令するとともに関係機関に通報
○実施事項
1、第一発見者の火事振れと非常警報設備の操作
2、一一九番による通報
3、場内放送
4、自衛消防隊の活動（なかよしビル）
5、消防署隊出場
消防署隊は梯子車二隊と救急車一隊とする。（消防署）
6、東北電力、警察署へ通報（消防署）
○避難　一〇、三一
なかよしビル責任者は、火災発生とともに買物客の避難を指示し、初期消防活動を実施中である。
また、人命検索を行わせ防火区画の閉鎖を指示した。（なかよしビル）
○救出救助　一〇、三五
火災は拡大して濃煙が階段づたいに進展、避難中の買物客二名が四階で一酸化炭素中毒となった。また、最上階にいた買物客四名が階下への避難不能となり、屋上へ脱出救助を求めている。（消防署）
○消防部隊現場到着　一〇、三五
消防部隊は現場到着と同時に東北電力隊員の高圧送電の停止を確認後、逃げ遅れ者の救出救助にあたる。
消防団員はすみやかに消防警戒区域の設定にあたる。
○実施事項
1、消防長は逃げ遅れ者の検索、救助を指示する。
2、救出救助
3、救急搬送
4、警戒区域の設定（消防署消防団）
○電力制ぎょ　一〇、三五
東北電力では梯子車伸張に支障となる送電線の電力制ぎょにあたる。
○実施事項
1、電力制ぎょ（送電停止）
2、東北電力隊長は消防長へ送電停止を報告する。（東北配電）
○交通規制　一〇、三五
災害現場付近の交通規制を行う。
○実施事項
1、消防車両進入路の確保
2、消防活動の円滑
3、野次馬の排除（警察署）
○状況報告　一〇、三八
なかよしビル責任者は、各担当者から避難状況の報告を受け、市長に報告する。
消防長は、署長からの報告を受け救助終了の報告を市長に行う。
○訓練終了　一〇、三九
◎第三状況　一〇、四〇
長崎屋二階売場付近から出火延焼中である。消防本部では、これを一一九番で受報し、第二出場を指令するとともに関係機関に通報する。
○実施事項
1、第一発見者の火事振れと非常警報設備の操作
2、一一九番による通報
3、場内放送
4、自衛消防隊の活動
5、通報先（警察署）
長崎屋、消防本部、警察署）
○避難　一〇、四七
責任者は、火災発生とともに買物客の避難を指示し、初期消火活動を実施中である。
また、人命検索を行わせ防火区画の閉鎖も指示した。（長崎屋）
○消防隊出場　一〇、五〇
消防部隊は中土橋に集結放水体制を整え待機する。
消防団員はすみやかに消防警戒区域の設定にあたる。（消防署、消防団）
○交通規制　一〇、五〇
中土橋付近の交通規制を行う。（警察署）
○状況報告　一〇、五二
各任者は各担当者から避難終了の報告を受け、市長に報告する。
消防長は市長に報告
○一斉放水　一〇、五〇
中土橋に集結した消防部隊は一斉放水を開始する。
○訓練終了　一〇、五五
◎第四状況　一〇、五六
プラザ二階売場から出火延焼中である。消防本部では、これを一一九番で受報し、第二出場を指令するとともに関係機関に通報する。
○訓練終了　一一、二二
◎第六状況　一一、二八
市立病院第一病棟二階から出火延焼中である。消防本部では、これを一一九番で受報し、第二出場を指令するとともに関係機関にも通報する。（市立病院、消防本部、警察署）
○避難　一一、二九
院長は火災発生とともに入院患者及び外来患者の避難を指示し、初期消火活動を実施中である。
また、人命検索も行わせ防火区域の閉鎖を指示した。（市立病院）
○火災拡大　一一、三三
火災は拡大して廊下階段づたいに濃煙が進展、第病棟四階の患者及び看護婦は屋外階段を利用し、殆んどが避難したが二名が逃げ遅れ四名が屋上へ脱出した。
○応急救護所の開設　一一、三三
院長は重症患者の応急救護のため、救護所を開設処置にあたっている。（市立病院）
○消防部隊出場　一一、三四
消防部隊は現場到着とともに火災防ぎょ活動と逃げ遅れ者の検索救助にあたる。
消防団員はすみやかに消防警戒区域の設定にあたる。
○交通規制　（消防署、消防団）
災害現場周辺の交通規制を行う。（警察署）
○救急搬送　一一、三四
応急救護所で処置した重患者二名を救急隊で日赤病院に搬送にあたる。（消防署）
○状況報告　一一、四〇
院長は各担当者から避難状況の報告を受け、市長に報告する。
○状況報告　一一、四四
消防長は署長からの状況報告を受け、次のとおり市長に報告する。
逃げ遅れ者六名の救出救助終了、応急処置した重症患者二名は救急隊によって日赤病院へ搬送中であります。なお、火災は延焼防止に成功し、ただ今鎮火しました。
訓練を終ります。
○訓練終了　一一、四五
◎閉会式　一一、五〇
一二、〇〇
1、市長あいさつ
2、消防長講評

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

昭和49年秋の消防関係生存者叙勲

本県秋の消防関係生存者の叙勲は次のとおりである。

○勲五等瑞宝章
仙北郡協和町　団長　伊藤　喜作
山本郡八森町　元団長　川上勇治郎
由利郡西目村　団長　須藤権太郎
仙北郡角館町　副団長　戸沢　哲郎
鹿角市八幡平　元団長　浅石林一郎
能代市中和二丁目　分団長大寥三左エ門
由利郡岩城町　元副団長田口久一郎
仙北郡田沢湖町　分団長　真崎　宏策
能代市荷八田　分団長　小林　一雄
大館市桜町南　分団長　佐藤　佐吉
由利郡象潟町　元副分団長佐藤義雄
由利郡岩城町　分団長　孫須　和吉
北秋田郡鷹巣町　副団長　中嶋喜代治
平鹿町山内村　分団長　中野　寅吉
湯沢市高松　部長　藤原亀太郎
秋田市飯島　元分団長保坂久太郎
仙北郡田沢湖町　分団長　真崎　宏策

○勲六等瑞宝章

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を

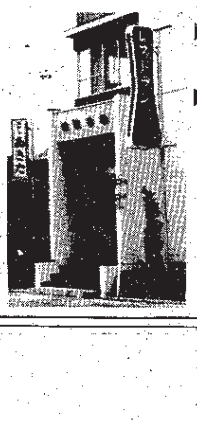

▶一般のお客様
1人室(洗面所、トイレ付)　¥2,000(税・サービス料込み)
2人室(バス、トイレ付)　¥3,800(税・サービス料込み)
▶会員の方
1人室(洗面所、トイレ付)　¥1,700(税・サービス料込み)
2人室(バス、トイレ付)　¥3,100(税・サービス料込み)
全館冷暖房完備、各室テレビ、電話あり

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
(秋田消防会館内)電話32局4111

消防の動き

消防庁

◎昭和49年度消防施設等整備費補助金の配分について

昭和49年度の消防行政は人命安全の確保を優先する立場から、防災に関する住民意識の高揚につとめつつ安全な生活環境づくりの推進を図ることを基本としている。昭和49年度消防施設等整備費補助金の予算枠は約五八億円と、前年度約四二億円に対して一六億円の増、約三八・一％の大幅な伸びを示している。この主な伸びの要因としては、①大震火災分としてテレビ電送システム七一、八〇〇千円、地域防災センター二〇、〇〇〇千円、活動火山対策避難施設として一九、一三三千円、林野分として空中消火資材施設三〇、〇〇〇千円等を新たに補助対象としたこと。②防災無線通信施設を昭和48年度の七県から一県に拡大し、二〇一、〇〇〇千円を増加したこと。③補助基準額の引き上げを図ったこと。（消防ポンプ自動車、防火水槽、化学消防ポンプ自動車及びはしご付消防ポンプ、自動車ポンプについて三〇％、小型動力ポンプについて二〇％、小型動力ポンプ付積載車について八％）④補助率の引き上げを図ったこと。（新たに人口急増地域の市町村に対する補助率を二分の一以内としたこと）⑤はしご付消防ポンプ自動車の予算枠を、昭和48年度三億七、〇〇〇万円から六億七、〇〇〇万円（三億円、五四・一％の増）とし、新たに二〇級の屈折はしご付消防ポンプ自動車を設けたこと、等である。

1、消防課所管分の配分について

消防施設等整備費補助金に対する市町村の要望申請は、二月上旬各都道府県を通じて行われ、この要望申請書を基礎として審査のうえ、都道府県別、施設別に枠配分を行い、都道府県の意見を聞いて充当協議を行い、市町村の補助金交付申請書に基づき、六月十五日付をもって一部節約財源を残して交付決定したところである。その内訳は、消防ポンプ自動車九七一台、小型動力ポンプ一一四台、小型動力ポンプ積載車五七三台、化学消防ポンプ自動車四〇台、はしご付消防ポンプ自動車八三台、救助工作車二五台、高発泡車三台、ヘリコプター一機、屈折放水塔車四台、救急指令装置C型一基、同B型二基、同C型一九基、消防宿員待機宿舎世帯用五八戸、同独身用三戸となっている。

昭和49年度消防施設等整備費補助金の配分方針は、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、防火水そう等については、昭和47年3月31日を基準日として作成した「消防施設整備五カ年計画」あるいは「計画策定後に特殊事情により既定計画に調整を加えた団体については、調整後の計画」に掲げられた消防施設で①「消防力の基準」または「消防水利の基準」に対する現有施設の充足割合の低い地域に配置しようとするもの。②消防組織法第十条の規定に基づく政令指定により消防本部、または消防署を設置することを予定している団体で、当該消防本部または消防署に配置しようとするもの。③消防事務を共同処理するため、一部事務組合の設立を予定している団体で、当該組合の消防本部または、消防署に配置しようとするもの。④財政再建団体が財政再建計画に基づき整備するもの⑤消防団常備部を配置することを予定している団体で当該常備部に配置しようとするもの。⑥他の地域からの応援が容易に得られない地域に配置しようとするもの

これらの事業については、特殊事情等を優先的に取り扱うことにしている。

科学消防施設については各団体の人口規模、特殊条件等、その実態を勘案して優先的に配分した。

昭和49年度市町村の要望は、昨年の熊本市の大洋デパート火災の発生、本年二月の神戸市神戸デパート火災の発生等により、住民の人命救助に対する認識が高まり、一般の消防ポンプ自動車と相待って特に高層ビル対策としての、はしご付消防ポンプ自動車の要望が増加している。また、最近における石油コンビナート地帯及び危険物の増加、油火災等の増加により、化学消防ポンプ自動車等の要望も増加している。更に最近大の傾向として救急業務の拡大により、比較的人口規模の少ない団体において救急指令装置の設備が増加している。

2、防災課所管分の配分について

防災課所管の消防防災無線通信施設整備費補助は、昭和49年度省工団体は、北海道、埼玉、千葉、岡山の四団体であり、昭和48年度から継続補助の新設、大阪、鳥取、島根、広島、長崎、熊本、大分の八団体と合わせ計十二団体に五五〇、〇〇〇千円の補助金の交付を決定した。

都道府県と市町村を結ぶ消防防災無線の整備状況は、既に運用中、若しくは整備中の団体を含めて、昭和49年度現在二十三団体である。大震火災対策施設等整備費補助金としては、耐震性貯水そう及び可搬式（小型）動力ポンプの整備に対しても東京都、大阪市に交付決定済であり、名古屋市、横浜市についても現在内容を審査中であり、近日中に交付決定される予定である。

また、大震火災対策用特殊車両（電源車）についても東京都、大阪市に対して交付決定され、テレビ電送システムの整備については、東京都に交付されることになっており、現在、関係事務を進めているところである。

以上により補助金総額約五八億円のうち、交付決定済みは約四六億円であり、残額については、行政経費の節約額の確保をまって追加要望等に充当することとするものである。

消防殉職者慰霊碑の清掃

秋田県消防学校教習科第二三期生は、十月七日入校し、十二月二十七日卒業の予定であるが、本年最後の消防殉職者慰霊碑の清掃を十月十八日（金）午後三時から大石教務係長引率の下に行った。

第二三期生は次のとおりである。

鹿角市消防本部　成田博明
　　田原誠
小館照男
高田寛
間藤喜吉
大館地区広域消防本部　大森政雄
　　畠山克己
　　乳井兆
　　長谷部芳孝
　　芳賀博
　　高坂浩
能代地区消防本部　佐藤進
　　小川孝信
　　山本悦朗
　　桜庭博
秋田市消防本部　佐々木金行
本荘地区消防本部　三浦孝一
　　進藤豊
仁賀保地区消防本部　佐藤吉晴
　　佐藤秀悦
　　北岡二人
矢島地区消防本部　佐藤寛治
大曲仙北広域消防本部　熊谷宏美
　　荒川康紀
横手平鹿広域消防本部　高橋宏三
　　中山栄治
　　藤原正美
　　高橋清己
　　佐々木俊一
　　伊藤亀久治
　　山口寿悦
湯沢雄勝広域消防本部　渡部久
　　藤原昭広
　　小沢幸一
以上三十四名

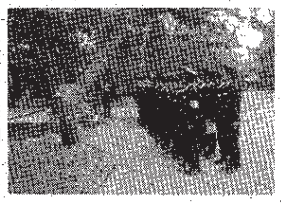
1、碑前整列

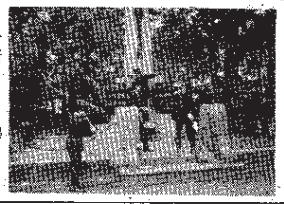
2、清掃

消防放談 (80)

放水生

◎鳴子紀行

第八回東北消防懇話会総会は、宮城県が当番で十月十四、十五両日こけしのふる里鳴子温泉ホテルますやで開催された。

出席者（敬称省略）

○青森県堀内祥一以下三名
○秋田県手賀義雄、石川兼吉、根本自朗、佐藤敬之助、高橋源治郎、越前儀六、立花吉雄　七名
○岩手県川村正雄　一名
○山形県柿崎八郎以下八名
○福島県伊藤春蔵以下四名
○新潟県山下幸一以下六名
○宮城県庄司達郎以下十名
○来賓海藤達男（前東京消防庁機械部長）以下五名
計　四十七名

午後五時三十分から総会が開かれた。

1、開会のことば
2、物故者に対して黙祷
3、会長あいさつ
4、来賓の紹介
5、会員の自己紹介および欠席会員の近況報告
6、来賓祝辞
7、議事
(1)議長選出
庄司会長を選出、議長席につく
(2)役員改選
会　長庄司達郎（再選）
副会長柿崎八郎（再選）
〃　鍋島六郎（新任）
理事　青森県　堀内祥一
　　秋田県　手賀義雄
　　岩手県　鍋島六郎
　　山形県　熊谷宏美
　　福島県　柿崎八郎
　　新潟県　伊藤春蔵
　　山下幸一
　　宮城県　庄司達郎
(3)次期総会の開催地
岩手県に決定
(4)その他
○山形県から提案
会員の死亡の際、会長名で弔電をうってもらいたい。
○新潟県から提案
会員が叙勲を受けた場合会長名で祝電をうってもらいたい。

以上三件は満場一致で採択され、会議を終了した。

午後六時三十分から懇親会に入る。

会員代表のあいさつを柿崎副会長。乾杯の音頭を山下理事が行い懇談に入る。

鳴子の民謡歌手による東北民謡の旅の披露と鳴子芸妓の酌と、会員ののど自慢等で秋の一夜をゆっくり過ごした。

さて、ここますやは八階建のホテルで、八階が大浴場である。浴室にはポンプでどんどん湯が豊富に送られてくる。この浴場の名称が天国風呂という。

ここから鳴子温泉街を見ながら「ああえい湯だな―」で全く天国の感ありと、いわれている。

婦人風呂は四階にある。入浴を終え、ベットに横になる。眠を醒して時計を見れば一時半である。どれ一風呂と階段を昇りながら天国風呂に至る。夜の景色はまた格別である。

一人大浴場に入っていたら、年の頃なら三十五、六歳の酔顔の青年と女性が入ってきた。かの青年曰く、「旦那これは私の家内です。ことで二人入浴してもよいでしょう」という。

「いや大丈夫ですよ、どうぞごゆっくり」といい残して天国浴場を出た。

かの青年、私の家内ですといいわけしたが、かの女性はシャアシャアしているところを見れば、鳴子温泉の彼女らしいと見た。老人には関係がない。人の恋路にじゃましないと一人言をつぶやきながら室にもどった一幕もあった。

さて、夜も明け渡り午前八時朝食を終え、九時十五分マイクロバス二台に分乗して鳴子峡へと出発した。

なんといっても鳴子は、とけしのふる里である。

鳴子のとけしの特徴は、前髪を含めた頭と顔の描き方が清楚で美しく、胴には色々な形の菊の花を描き、二十㎝以下は紅葉の絵模様である。構造は、はめこみ式で胴を持って頭を左右にひねるとキイキイと音を出す。そして肩のところには段がつき、中ほどで幾分細くなり、裾の方は開いている。

西沢笛畝著の『日本郷土玩具事典』に伝統が書れてある。

承和二年（八三五年）この地の鳥谷の森が数日間鳴動して土くずれしたとき、熱湯が湧き出したため、鳴声（なるこ）の湯と名づけたとか、また、

静御前が分娩してこの地で産湯をつかったという言り伝えから暗子（鳴子）と呼ぶようになり、それにちなんで、こけしもキイキイと鳴るものに作られたと、いわれたとあり、町名の鳴子の発祥と考え併せて鳴子こけしに趣きを添えている。

車は中山平口に到着、ここで下車して鳴子峡谷に下る。

この金長二、四五五㍍は、残念ながら紅葉は一週間早い。渓流に切り立つ断崖を縫いつくして燃える紅葉の景は正に絶景であると、まぶたに浮かべ歩いた。

観光客は多い、散策路は一級位であり、互いにすれ違いが出来ない。

この渓流に架る橋に、それぞれの名前あり、回顧橋、雄虹橋、雌虹橋、天狗橋、五路の橋、大谷橋等々

また、断崖の岩石にまたそれぞれ面白い名称がつけてある。猿飛岩、手筈岩、行者窟、胎内潜、二王岩、衝立岩、立岩等のそれぞれ特長のある名称がつけられ、これらを一つ一つ観賞して十時三十分ホテルますやに帰り、昼食後解散。

のどかに立ち昇る湯煙、街行く人々の暖かいまなざし、美しい自然と素朴なこけし等々を思い浮べ、来年は岩手で元気で逢うことを約束して鳴子の旅は終ったのである。

2、温泉街

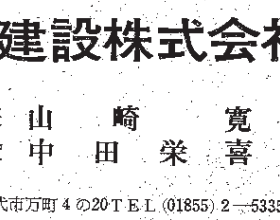
1、ホテルますや

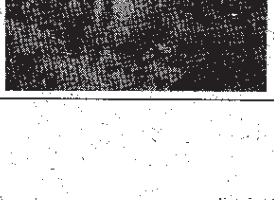
4、不動滝

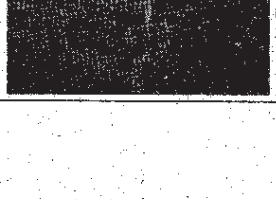
3、弁慶岩

6、虫喰岩

5、鳴子峡谷

中田建設株式会社
取締役社長　山崎寛
専務取締役　中田栄喜
本社　秋田県能代市万町4の20 TEL (01855) 2―5335代表
出張所　秋田市山王新町1の1　TEL (0188) 24―3241代表
東京、仙台、岩手

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂吉之助
印刷所　能代市大手町7の8
㈱　北羽新報社
電話　②代5353

頌春

年頭の辞

財団法人日本消防協会
会長　赤城宗徳

昭和五十年の新春を迎えるに当たり、全国の消防関係者の皆様に謹んで新春のお慶びを申し上げます。

消防関係の皆様方が国民の生命財産を災害から護るため、日夜献身的な努力をはらわれておりますことに対し、深く敬意を表するものであります。

本年もめまぐるしい社会情勢の流れのなかで、消防上種々の問題が発生することでありましょう。

したがいまして私ども防災の任にあたる消防関係者といたしましては、火災等の災害から国民の生命財産を保護するとともに、地域住民の福祉と安全を図るため、これから災害に対処できる消防体制の充実強化を実現し、流動する社会情勢に即応する人命尊重を第一義とした予防行政と災害対策の確立、救急体制の整備をはじめ、これを強力に推進する精強な消防部隊の育成と処遇改善に格段の配慮を払う必要性を痛感する次第であります。

幸い国におかれましても、消防の重要性についてのほかご理解を賜わり、経済の陰りが地方財政全般に影響を及ぼすことも懸念される昨今、格別の配慮をもって消防財政の拡充を図られ、昨年来消防法の改正作業に着手し、必要な防火対象物に対し消防設備等の適用を義務づけを行い、物的面の規制をはかり、更に消防力の基準の改正の問題、或は広域消防の推進等防災行政格段の措置について積極的な努力を払われつつありますことは、まことに心強い限りであります。

われわれ消防関係者といたしましても、今後とも国の施策に併行し、緊密な連携を保ちつつ人命安全の確保を基調とした強力かつ効果的な防災体制を確立するため、本年もまた本会の全機能をあげて一層団結を強固なものとし、連帯意識を高めて堅実な努力を積み重ねて行かなくてはならないと思います。

私も微力ではございますが、消防使命達成のため郷土身の努力を捧げ、消防予算、消防団員の処遇改善、叙勲褒賞など強化改善を国会消防議員連盟をはじめ、皆様のご協力を得て強力に推進いたしたいと存じます。

年頭にあたり消防界の発展と皆様のご健勝を心からお祈り申しあげましてごあいさつといたします。

年頭のあいさつ

消防大学校
校長　青山満夫

昭和五十年の新春にあたり、謹んで新年のおよろこびを申し上げます。

消防の皆さんが、日夜国民の生命、財産を災害から護るため、郷土愛に燃えて、日夜献身的努力を払われていることに対し、心から感謝と敬意を表するものであります。

昨年は南伊豆地震により多くの尊い人命が失われ、さらに台風、崖崩れ、タンカーの衝突事故等の災害による被害に至っては、枚挙にいとまのない有様であります。

昭和五十年度は、このような災害のない明るい年にしたいものと皆さんと共に希望する次第であります。

最近におけるわが国の経済の発展による人口の都市集中、住民の生活環境の変化、特に危険物施設、高層ビル、地下街等の激増に伴い、火災その他の災害の態様は複雑多岐化し、これに充分対処しうる防災体制の整備が強く望まれている現状であります。

これがためには、設備、機械等の充実、近代化が不可欠なことは当然であり、また、現在積極的に進められている消防の常備化、広域化も重要であります。

しかし、いかなる技術いかなる制度もこれを運用するのは人であり、しかもこのように設備が近代化し、組織が高度化し、有機体化するに伴い、それを適切に効率的に働かせるため優秀な人材の養成が特に緊要の要務となってきていることはご承知のとおりであります。

消防大学校におきましては、このような時代の要請に応じ、国民の期待と信頼にこたえる有為な人材を養成するため、かねてより教科内容の充実、教育環境としての施設の整備に努力してまいりたいところでありますが、新春を迎え心を新にしてその十全を期したいと考えております。

今後とも皆様の一層のご支援とご協力をお願いして新年のご挨拶といたします。

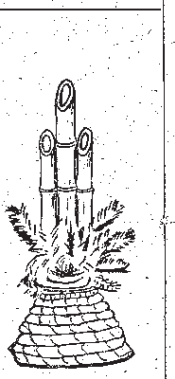

一九七五年の年頭にあたって

秋田県知事
小畑勇二郎

県民の皆さま、明けましておめでとうございます。

年頭にあたり、皆さまのご健康と、ご活躍をお祈り申し上げます。

いま内外の情勢は、世界的なエネルギー資源の不足と食糧不安などを背景に、経済不況、物価の高騰等かつてないきびしい事態に直面し、地方財政もまた、極度にきゅ迫してまいりました。

この新しい年は、あらゆる試練に耐えながら、県政に明るい進路を打ち樹てるべき重要な年であります。

したがって、ことしの県政は、県民への世話活動に徹し、『きめこまやかな愛情の県政』を進めることを基本に、自然を愛し、地場産業を守り、郷土に住む人、働く人の生きがいを培う県政ならしめるよう、次の施策の推進に全力を尽くしたいと存じます。

一、物価の安定

野菜、魚、肉類など日常食品の生産拡大につとめるとともに、生産者と消費者が直結するよう市場の整備をはかり、一方物価情報の迅速な提供、消費者教育の充実を進めるなど、きめこまやかな世話活動を通じて極力物価の安定に努めたい。

二、県民福祉の充実

社会福祉については、五十年度中に社会的に保護を要する老人、心身障害児者をすべて公的施設に収容できるよう整備するとともに、助け合いの精神に基づいた地域福祉活動を展開したい。

また、県民の健康管理については、県民皆検診事業をさらに推進するとともに、へき地医療体制の整備に努めたい。

生活環境の整備については、その根本となる下水道について、雄物、米代、子吉の三大水系別の流域下水道計画を進めることとし、まず、秋田市から八郎潟周辺に至る下水道計画に着手したい。

三、公害対策の推進

県民の健康と生活環境を守るため、テレメーターシステムによる監視網を拡大するとともに、新しく総量規制方式を取り入れ、公害の監視と規制をいっそう強化したい。

また、米の汚染問題については、休廃止鉱山等の公害防止対策に努めるとともに、汚染米の全量買い上げ、客排土、改良資材の施用など土壌改良を実施し、農家の不安解消と地域住民の健康管理に万全を期したい。

四、農林漁業の振興

米を中心とする日本の食糧基地としての地位を確立するため、土地基盤の整備にいっそう力を入れ、集落農場化を中心に、畜産、野菜、果樹、花きなどの生産拡大を図るとともに、その価格保証と流通体制の整備になおいっそう努力したい。

漁業については、漁港の修築と漁船漁業の近代化を進めるとともに、内水面漁業をさらに大きく伸長させたい。

また、林業については、一万ヘクタール造林を中心に、優良材の生産拡大と特用林産物の増産に努めたい。

五、中小企業の振興

まず、この不況に耐えぬくため、中小企業の金融対策を強化するとともに、卸売団地の強化、小売店舗の共同化に力を入れ、鉱業、木材、機械金属、酒造業など地場産業の体質改善と、勤労者の福祉施設の充実に努めたい。

六、工業開発の推進

臨海労働力の県内定着と出稼ぎを解消するため、内陸工業団地の造成を急ぐとともに、秋田湾地区の大規模工業開発構想については住民の意向を十分参酌してマスタープランを作りたい。

七、交通体系の整備

新秋田空港の建設は、五十二年度の完成をめざし、鉄道については、当面、在来線の複線電化に力を入れ、道路については、とくにバス路線を五十年度中に全面舗装したい。

八、生涯教育の推進

生涯教育のセンターの新

謹賀新年

秋田県
知事　小畑勇二郎
副知事　松橋広藤
総務部長　出口恭
民生部長　富樫光吉
民生部次長　岸金作康

消防防災課
課長　安田定惣
参事　杉館定悦
課長補佐兼参事　森田高次郎
同　足田晃
課長補佐　二長良蔵
主査　小宮二郎
同　高嶋和直
庶務係長　加賀悦郎
消防係長　井上清
防災係長　片谷吉弥
検査係長　吉田悦郎
危険物係長　大橋幸則

消防学校
学校長　小石沢正雄
学校長補佐　松田則
教務係長

消防協会
会長　中田初
副会長　佐谷純
同　佐々木賢一郎
同　佐々木兵
同　佐藤太
同　佐藤雄
同　佐藤一
同　佐藤悦
同　佐藤一
同　佐藤助
同　佐藤夫
同　佐藤八郎
同　佐藤得
同　佐藤秋
同　佐藤栄
同　佐藤佳
同　佐藤長
同　佐藤金
同　佐藤正
同　佐藤惣
同　佐藤弘
同　佐藤定
同　佐藤毅
同　佐藤雄
同　佐藤一
同　佐藤悦
同　佐藤一
同　佐藤助
理事　佐藤菊
同　佐藤文雄
同　佐藤男
同　佐藤雄
同　佐藤兵
同　佐藤雄
同　佐藤一郎
同　佐藤悦
同　佐藤二郎
同　佐藤長
同　佐藤良
同　佐藤晃
同　佐藤蔵
同　佐藤次郎
同　佐藤清
同　佐藤和
同　佐藤悦
同　佐藤二郎
同　佐藤郎
同　佐藤蔵
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
監事　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同　佐藤郎
同

年頭のあいさつ

秋田県議会
議長　原　龍一

明けましておめでとうございます。

昭和五十年の新春を迎え皆様の一層のご健康とご活躍をお祈り申し上げます。

また、日夜一二万県民の人命と財産保護のためにご努力を続けられるご労苦に対し心から感謝と敬意を表します。

近年、社会経済の急激な発展に伴ない、人口や各種産業の都市集中化が著しく、住居の密集化や高層建築物の建設が進み、そのため火災等による災害も従来にも、まして激しく、特に最近では一度に多くの尊い人命が失われる事例も多く見られることは、誠に寒感に堪えないところであります。

申すまでもなく、消防の職務は火災その他の災害に対処して人命の安全確保と財産の保全を図ることにあるのであります。それ故にこそ、消防関係の皆様によせる県民の期待と信頼は、いよいよ強く更に大きなものがあるのであります。

皆様のこれからの消防活動は極めて複雑にして困難な災害に直面することが予想されますので、市民生活の安寧と秩序保持のために、そして住み良い郷土と豊かな県民生活を築くために、一層のご努力を切望するものであります。

幸い、本県の消防は地域の実情に即した広域消防の体制整備など関係者のご努力により、次第に充実され、火災発生件数や死者の数も、逐年減少する傾向にありますことは、誠にご同慶に堪えないところであります。

どうか今後とも消防人としての誇りと自信をもって一層の研鑽、ご精進をつづけられ、先輩諸氏の築きあげられた伝統を更に輝しいものにするため、消防関係の皆様が心を合わせて県民の付託に応えられますことを念願するものであります。

おわりに消防関係の皆様と、そのご家族のご健康とご幸あらんことを衷心よりお祈り申し上げます。

年頭のごあいさつ

第二十一普通科連隊長
秋田駐とん地司令　田口喜一郎

昭和五十年の新春を迎えるにあたり、全県消防関係者の皆様には新しい年への希望と決意を新たにされたことと思います。

昨年は、わが国にとって誠に多事多難の年でありました。すなわち、石油問題から端を発した資源の不足物価の上昇、地価の暴騰、インフレの激化の様相は、われわれの生活に大きな影響を与えました。

このような情勢下にあって、近年の秋田県の産業経済の伸展はめざましいものがあり、これに伴い高層建築物や石油コンビナートその他危険物施設の増加等による火災発生の可能性、また、交通事故の頻発による救急業務も多くなり、その態様も大型複雑多様になっていることと思います。

ときに本県の消防力は関係者のご努力により、消防施設や装備の常備化、広域化によって漸次充実強化されておることは誠にご同慶に堪えません。

県民の生命と財産を守り社会公共の福祉を増進し、安寧秩序を保持する消防の業務は極めて重大であり、この使命達成のため日夜貢献されていることに対し、心から敬意を表します。

われわれ自衛隊にとっても民生安定は極めて重要な任務であり、日頃災害防止のため消防関係諸官と協力しておるところであり、特に、昨年度は地震対処のための研究等を実施しておりますが、今後とも益々協調を深め、連けいを密にして県民の信頼と期待にこたえるべく努力いたす所存であります。

新しい年を迎えて

秋田県警察本部
本部長　太田寿郎

全県の消防関係者の皆様明けましておめでとうございます。

年頭に当たり、先づもって日頃のご精進とご労苦に対し深く敬意と感謝の意を表します。

かえりみますと、昨年は石油危機に由来する物価の異常な高騰と記録的な豪雪、また、ビルの高層化に伴う大規模災害の発生等、治安上においても誠に多事多難な年でありました。

県内におきましても豪雪のさ中に、一家四人が焼死した鳥海村の火災をはじめ、出稼ぎ家庭の火災、独居老人の焼死火災、あるいは和乾燥機による火災など多様化の傾向が見られました。

今、これらの火災によって失われた県民の尊い生命や莫大な財産に思いをいたすとき、今更のように皆様の使命の重大さを考えさせられるのであります。

幸い、皆様を中心とした積極的な防火運動が功を奏し、本県に多いといわれております、いわゆる大火や多数の犠牲を伴う災害の発生を見なかったことは、皆様とともにご同慶に堪えません。

しかし、このような大きな災害が本年も発生しないという保障は何一つとしてありません。

皆様始め、各自治体では強力な防災体制の確立を重点事項として、鋭意推進に努力されていると承りますが、どうか本年も体制の確立と消防力の充実強化に一層努力され、新しい時代に対応した活動を推進されるようご期待申し上げます。

おわりに、平素の皆様の警察に対するご協力に心から感謝を申し上げますとともに、一層のご活躍とご健康をお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。

年頭のあいさつ

秋田県民生部
部長　富樫恭康

昭和五十年の新春を迎え謹んでお慶びを申し上げます。

本県の消防も関係各位のご努力により年々充実発展してまいりましたことは誠におよろこびに堪えません。

昨年一年を顧みますと、本県の風水害、豪雪等自然による被害は約二四〇億円、火災については、十一月末日まで五一一件、約十億円の損害をみております。

これを一昨年に比較いたしますと、自然災害につきましては、県下全域を襲った記録的な豪雪により被害総額が約四倍にのぼったのでありますが、一方火災については、件数で一七〇件、損害で六千万円減少をみたのであります。

これは全く消防関係各位の並々ならぬ努力の成果でありまして、その労苦に対し、心から敬意と感謝申し上げる次第であります。

しかしながら、昨今の火災その他の災害は、ますます複雑多様化しております。

これに対処するため、県においましても次の課題を重点に取り組んでまいりたいと考えております。

その第一は、防災体制の整備であります。多様化の災害の広域化、多様化の観点から防災関係機関が中心となって、大規模な災害に対する防災計画を策定し、総合防災訓練の実施、防災資機材の備蓄など、災害防止対策の推進に努めてまいりたいと存じます。

第二は、火災予防組織活動に対する指導の強化であります。

火災の予防が消防にとって最も重要であることは、今更申し上げるまでもありません。火災原因の約九五%が失火であるという現実からして、消防機関がいくら努力しても十分な成果をあげることは出来ません。

そこで、地域住民で組織されている火災予防組合の活動を通じて、一般家庭の火の取り扱い、燃焼器具の正しい認識、消火器の使い方など、地域住民の指導を強化してまいりたいと存じます。

第三は、中高層建築物の安全対策の推進であります。

一昨年の熊本市大洋デパートビル火災の教訓を無駄にすることなく、この種の事故防止のため、避難救助施設の整備及び防火管理体制の強化を促進し、安全の確保をはかりたいと存じます。

第四は、消防関係職員の研修の強化であります。

近代消防の前進をはかるためには、消防関係職員の教養訓練がきわめて重要であります。

したがいまして、県消防学校の内容充実に一層努力してまいりたいと存じます。

以上重点施策について申し上げましたが、関係者のご協力を希望してやみません。

最後になりましたが、本県消防界の益々のご発展と皆様のご健康とご多幸を心からお祈りして年頭のごあいさつといたします。

年頭にあたって

秋田県消防防災課
課長　安田惣悦

昭和五十年の輝かしい年頭にあたり謹んで新春のお慶びを申し上げます。

消防の皆さんが県民の生命、身体、財産を災害から護るため、日夜献身的な活躍をされていることに対して心から感謝申し上げます。

昨年を顧みますと、国においては一昨年の化学工場の爆発事故及びデパート火災の多発にかんがみ、人命の安全と社会福祉の増進をはかるため、消防法の改正を行う等、また、消防団員の処遇改善につきましては、殉職者または傷害者に対する賞じゅ金の引き上げと、多年の懸案であった退職報償金の支給年限の切り下げなどがはかられたのであります。

県におきましても国の施策に併行して、県民の協力を得て地域ぐるみの防火思想の普及をはかるため、県内二、七〇〇におよぶ火災予防組織を対象に、指導者講習会の開催、また、高層ビル火災による避難施設の整備を促進するための融資制度の実施、水害常襲地帯、がけ地隣接地域等にある災害危険住宅の移転事業、市町村消防施設整備に対する助成などの施策を実施してまいりました。

しかし、近年科学技術の急激な発展に伴い、産業構造を変革させ、さらには生活様式など環境の変化、特に都市部における高層建築物、危険物施設などの増加によって、多面にわたって予想しえない事象に遭遇する危険が増大しており、これに対処するため消防の科学化、近代化を一層強く推進して行かなければならないことを痛感しているところであります。

昨年の県内における火災の発生状況は、十二月十五日現在五三一件、焼失棟数五九九棟、焼失世帯数三七一世帯で、その損害は一〇億六七〇〇万円となって、これは前年に比較して、いずれも大巾な減少をみたのであります。

これは全く消防関係皆様のご活躍の成果でありまして、あらためてそのご労苦に対し敬意と感謝を申し上げる次第であります。

本年も火災については、絶無を期して予防運動等予防対策を推進してまいりたいと存じます。

自然災害については、明治二十三年に秋田地方気象台が気象観測を始めて以来といわれる昨年一月の記録的な豪雪は、全県的に大きなおわりに皆々様方のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げるとともに今後一層ご精進あらんことを祈念してご挨拶といたします。

謹賀新年

中田建設株式会社

取締役社長　山崎寛
専務取締役　中田栄喜

本社　秋田県能代市万町4の20　TEL (01855) 2—5335代表
出張所　秋田市山王新町1の1　TEL (0188) 24—3241代表
東京、仙台、岩手

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を

賀正

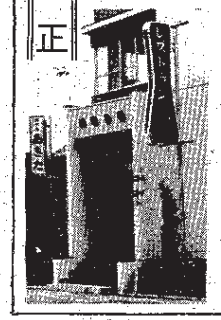

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）¥2,000（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）¥3,800（税・サービス料込み）
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）¥1,700（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）¥3,100（税・サービス料込み）
全館冷暖房完備、各室テレビ、電話あり

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

年頭にあたり

秋田県消防協会
会長　中田初雄

昭和五十年の新春を迎え全県消防職員、消防団員並びに関係者の皆様に謹んで新年のお慶びを申しあげます。

顧みますと昨年は、本県においては、かつてない大雪により年頭から雪害対策におわれ、消防にとっても多忙なスタートでありました。

しかし、その後の県内の火災、風水害等大きな災害の発生をみなかったことは、まことにご同慶の至りであります。

県消防協会の主なる諸行事などふり返ってみますと、先づ会館の運営が各位のご協力によって順調に業績をあげたことであります。

五月末には一般の利用をたかめるため、旧館二階を改造して大会議室兼休けい室を設置し、完成後の六月八日初の協会代議員会を開催致しました。

七月十七日には本県が当番県となって東北七県消防協会正副会長、日消代議員会を会館で開催し、翌十八日には能代市日本海マューランドにおいて、佐々木消防庁長官はじめ、来賓多数の臨席の下に東北地区消防連絡協議会を開催、盛大にしかも好評を得て終了することができました。

八月二日には横手市において県下消防部隊による消防大会を開催、九月二十四日県消防学校において、全県消防操法訓練大会を実施し、鹿角市十和田消防団が二年連続の優勝を得ております。

十一月一日東北地区消防大会及び県大会の決議事項を陳情のため、各理事、監事が上京し、中央関係省庁、国会等を歴訪し陳情致しております。

翌二日は全国消防操法訓練大会が行われ、本県代表十和田消防団が出場し、惜しくも入賞を逸しましたが隊員は終始よく健斗致しました。

以上が協会の主なる事項でありますが、最後に十一月十日秋の火災予防運動の初日、訓練火災現場に出動中の花輪消防団の消防車の不慮の事故により、殉職者三名、重傷負者十一名を出したことは、本県消防にとってまことに痛恨の極みであります。

本県は消防力の一層の強化をはかると共に、県消防発展と消防の使命達成のため、あらゆる努力を傾注して参りたいと存じております。

年頭にあたり皆様のご健勝を心から祈念し、ごあいさつと致します。

年頭のごあいさつ

秋田県消防長
会長　鷲谷嘉兵衛

年頭にあたり、長い伝統と数々の栄光に輝く本県消防団の日夜をわかたず、健闘されている限りない心強さに、全県の町村長を代表して心から敬意を表するものであります。

近年の社会構造の環境は著しく危険物施設と背中合わせの生活を余儀なくしているところであり、災害も複雑多様化している現状にあります。

また、県内には十五万人の老人、二万人の身体障害者、八千世帯の母子家庭の恵まれない社会の谷間にある世帯があり、われわれ町村長においても各行政区域で、それぞれ福祉政策を重点に取り組んでいるところでありますが、これら世帯を含めた一般家庭に及ぶまで徹底した防火巡回指導と、その体制は社会公共の福祉を増進し、安寧秩序を保持できる、たくましい日頃の防火活動にあることを新たに確認するものであります。

県内消防界の特段のご奮闘を心から念願し、新年のごあいさつといたします。

年頭のごあいさつ

秋田県水防連合会
会長　大野忠右エ門

新年明けましておめでとうございます。

全県消防関係者の皆様には、晴れやかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は当水防連合会の発展のために、ひとかたならぬご協力ご教導をいただきまして、ありがとうございました。

本県における昨年の自然災害の発生は、十数回を数え、その被害額は、二百四十億円に達しておりますが、とくに豪雪災害と七月下旬からの集中豪雨災害があとを絶たないほか、自然破壊の進んだ今日、過去数十年にその例を見ないところに発生していることからも、他人ごと視されない切実な問題がいつ自分にふりかかるか知れません。

災害は忘れた頃にやって来る」という諺もありますが、災害の恐ろしさを肝に銘じ、事前に必要な措置を講じていることが、災害の未然防止にも緊要な行政課題と存じます。

一方、消防界にとりましても生活環境の進展に伴い、火災事故は複雑多岐化し、消防に課せられた責務もますます重大になってきております。

これらの諸問題を克服して、豊かな県民生活を築くため、皆様と共に全力を傾注して郷土を災害から守り、県民の付託に応えたいと存じております。

どうか皆様におかれましては、新春を迎えるにあたり、その課せられた崇高な使命に思いをいたされ、今後の特段のご精進をお願い申しあげまして、年頭のごあいさつとします。

年頭にあたって

消防学校
校長　小松久

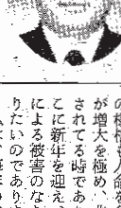

新年明けましておめでとうございます。消防学校の運営については、種々ご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。本年もよろしくお願いします。消防学校としましても伝統ある秋田県消防の後継者の育成という教育の重要性を痛感し、その内容の充実を図りつつ昨年同様初任教育三ヵ月間二回実施をはじめ、職員の専門教習並に移動消防学校などを実施する計画であります。

さて、近年社会生活の近代化、多様化によって災害の様相も人命を含めた被害が増大を極め、非常に憂慮されている時であります。ここに新年を迎え、その災害による被害のなきことを祈りたいのであります。

私は、毎年の如くなんとからないだろうか、と思うことの一つに、火災原因のトップにタバコがあげられていることであります。

ある本を見ますと、我が国にタバコが入って来たのは、天正年間（一五七三―一五九一）にポルトガルから鉄砲とともに伝えられたといわれています。そうしますと、今から四百年も前から殺われているわけであります。やはり当時からタバコの火が原因で大火となった事例が多く、徳川幕府になってからタバコ禁止令を出したこともあるという。

ある時は「くわえキセルは見つけ次第召捕えて処罰し、見逃した者はおとがめを受ける」ほどであったという。しかし、なかなか守られなかったとあります。

「酒はやめられるが、タバコはやめられない」ということもよく聞く言葉であります。昨年春の消防庁の白書にも相変わらず火災原因のトップはタバコで、今後愛煙家の増加とともに増える傾向にあると報道されております。このトップになっている火災原因を減少させることが、火災を減少することになります。結論は各自の取り扱いの徹底、即ち自覚にあることは、もち論でありましょう。この自覚を高め、防火思想の普及徹底に策がないかと痛感されるのであります。そこで、地味ではありますがお互い声をかけ合い、注意し合うことにあると思います。

その声掛け役で重要な立場にあるのは、長い歴史と業績を持つ市町村消防団であることはいうまでもありません。

昔から火事については、わが村の消防団といわれ、地域住民に密着しております。この重要な消防団員がいろいろの理由から漸次減員の一途をたどっていることであります。

統計を見ますと、ここ数年間で五千人近く減少しています。願わくば地域で貴重な立場にあり、しかも力になっている消防団員の減少傾向が喰い止められ、団員が地域防火の中心となって例年火災原因のトップを行くタバコの取り扱いを初め、子ども弄火、山火事防止等困難な問題に取り組み、地域ぐるみの活動の推進役となられますように、重ねて本年こそ災害による被害の減少を祈るものであります。

新年のごあいさつ

副会長　佐藤純兵
秋田県消防協会

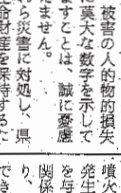

昭和五十年の新春を迎え県下二万六千人の消防職団員の皆様明けましてお目出度うございます。

昨年中は予防消防に、また、あらゆる防災に対し日夜の別なくそのご努力に対しまして深心なる謝意を表する次第であります。

最近各市町村とも消防の組織機構は整備拡充され、機械その他の設備もまた、近代化されつつありますことは、誠にご同慶にたえないところがあります。

しかしながら最近科学の進歩発達にともない、著しく社会生活の様式が変化し、それに伴って種種の災害が頻発し、加えて一般火災も年毎に増加の一途をたどり、その損害も莫大であり、また、死者の続出の傾向にあり、被害の人的物的損失は実に莫大な数字を示しておりますことは、誠に憂慮に堪えません。

これら災害に対処し、県民の生命財産を保持するためには、総合的見地にたってその対策を講じ、それをより強化しなければならないということは申すまでもありませんが、われわれ消防人は年頭にあたり、今為一そう心を新たにして防災体制の充実強化を図り、以って災害を未然に防止し、郷土愛の精神をもって全県民の生命財産を身をもって災害から守り、社会公共の福祉のため挺身し、崇高なる消防使命達成に全力を注がんことを全県二万六千人消防の皆様と共にお誓い致しまして、皆様のご健勝を祈念致しまして新年のごあいさつと致します。

年頭のことば

秋田県消防長会
会長　中山正一

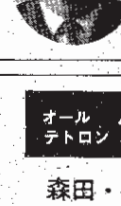

輝かしい昭和五十年の新春を迎え、県内消防関係者の皆様に心から新年のご祝詞を申しあげます。

かえりみますと昨年は、史上空前の豪雨、鳥海山の噴火活動等、異例の事態が発生し、県民に大きな不安を与えたのでありますが、関係者みなさまのご努力により、被害を最少限度に防止できたことは、誠にご同慶の至りでございます。

わが国の消防が、自治体消防として発足してから二十六年余を経過しましたが、その間、幾多の試練を克服して飛躍的な発展を遂げ、近代化、科学化されるとともに、常備化、広域化されて今日の充実をみるに至りましたことは、偏えに諸先輩のご努力によるものであり、衷心から感謝と敬意を表するものであります。

しかしながら、近年におけるわが国の驚異的な産業経済の高度成長は、市民生活を豊かなものにしてまいりましたが、反面において交通災害や公害問題をはじめとして、火災その他の災害が増大し、市民生活に新

謹賀新年

名入手拭
印半天製造元
消防被服
消防用品
前掛風呂敷
幕旗幟類
タオルのれん

寺田染工場
横手市清川町
電話②〇一六

郷かしき昭和50年の新春を迎え、皆様のご健康とご繁栄をお祈り申し上げると共に、心からご祝詞を申し上げます。

省みれば当社の創業以来27周年を迎え、無事に今日あるのも偏えに皆様のご指導ご支援の賜でありまして、今更の如く深く感激し、衷心より向後一段と奮起をいたし、本支店及び県内の協力店共々一丸となって消防活動の円滑なる達成を念願し、奉仕いたす所存でございますので、何分のご叱声をお願い申し上げます。

以上簡単でございますが、年頭のごあいさつといたします。

オールテトロン ジェットホース（消防用・消火栓用）

森田・初田（賠償責任保険付）　A・B・C粉末消火器
イシワタ式救助袋・設計施工

森田式自動車ポンプ
総代理店 株式会社 高義商会
TEL 湯沢③2588 ③2932　稲川 ②2125
日本機械自動車ポンプ　01834 ②2126
高義商事株式会社
TEL 横手②3880・②3881

田仲工業所 TEL天王53
工藤染物商店 TEL 秋田⑥3178
工藤米治商店 TEL 大館②2121
鹿角自動車整備KK TEL 花輪③2074

たな不安をもたらしていることは否定できない事実であります。

最近は、中小都市においても都市化の伸展が激しく、高層建築物が漸増し、急造する宅地造成や各種危険物の需要の増大と相まって、消防事象はますます複雑多様化してまいりましたが、とくに最近相次いで発生した石油化学コンビナート施設の爆発火災及び大阪千日ビル、熊本大洋デパート等に代表されるビル火災における煙の脅威は、地域住民を恐怖の底に突き落とし、たび重なる教訓が活かされないままに、多数の尊い人命を強奪して、大きな社会問題を提起しているのでありますが、これらの悲惨事は、天災地変による不可抗力的なものでなく、科学技術に立脚した安全対策の確立と実施及び徹底した防災意識に基づく適正な管理により防止できるものであり、いまさらながら、予防行政の重要性を痛感するものであります。

このような情勢から、自治省消防庁では、昨年大幅な消防法令の改正を行い、人命安全の確保を基調として、消防設備等の設置及び維持の規制及び自衛消防体制の充実等についての整備強化の措置がなされたので、とくに特定防火対象物のうち、災害時に惨事が多発される対象物の消防用設備等については、適及適用することとし、これに伴う関係者の経済的負担を軽減するために、融資及び減税等の措置がなされたことは、まさに画期的なことであり、関係者の意欲と努力に対し敬意を表するものであります。

われわれ消防関係者としては、さらに整備強化された法令に基づき、従来からの指導行政重視もさることながら、表示公表、違反処理の厳正な実施等、積極的な法の運用を心がけるべきであり、そのためには、消防財政の確立を基盤として、予防関係職員の増強と科学的、技術的な面での資質の向上をはじめとする消防機関そのものの充実強化と社会的にも魅力のある、親しみ、愛される職場の醸成が不可欠な要件であると存じます。

種々の問題をかかえ、政治的にも経済的にも激しく変動する社会情勢に対応しながら、消防の使命を追及し、開眼することは容易ならざるものがあると存じますが、防災は繁栄の基礎であることを念頭に、関係者が一致協力して精進を重ねることにより、県民の負託に応えてまいりたいと存じます。

おわりに、消防界の一層の隆盛発展と皆様の ご多幸を祈念して年頭のごあいさつといたします。

年頭のごあいさつ

秋田県消防協会
副会長　銭谷小太郎

希望に輝く昭和五十年の新春を迎えるに当たり、全県の消防関係の皆さんに、謹んでお慶び申し上げます。

さて、社会の情勢に目を転じますと、国内外の政治経済情勢は、日に日に目まぐるしく変転し、極めて複雑多岐の様相を呈しております。この間皆様はあらゆる困苦と闘いながら、よくわが秋田県消防の伝統を継承して、その成果を挙げつつあることは、まことに同慶に堪えます。

しかしながら、火災その他の災害は今後いろいろな形をとって県民の身近に迫りくることでありましょう。われら消防人は消防人たるの本分を弁まえ、地域住民の福祉増進のために災害の予防警戒、鎮圧にあたると共に、日夜訓練にご精進されますことを祈念して年頭のごあいさつといたします。

新春に輝く知事表彰

県消防防災課では、消防功労者を恒例により、元日の焼き日に表彰すべく昨秋来、市町村の消防施設の改善や消防技術の向上に努め著しい功労のあった者や、永年勤続し勤務成績の優れている者を調査していたが、このほど受賞の栄誉に浴する者を発表するとともに知事名で各市町村の出初式当日厳粛に伝達して欲しいと各市長や福祉事務所長あて依頼状を発送した。

なお受賞者は次のとおりであるが、施設の改善や技術の向上に功労のあったものに有功章、三十年以上勤続して勤務成績優秀なものに金色勤続章、二十五年以上勤続し勤務成績優秀なものに銀色勤続章、二十年以上勤続して勤務成績優秀なものに銅色勤続章をそれぞれ贈った。

◎有功章

消防司令長　工藤　兼司
同　高橋　辰治
消防司令　保坂徳五郎
消防分団長　菅原三太郎
同　納屋久一郎
副分団長　鈴木　長治
同　原田　博
同　椎原　新一
部長　加賀屋長平郎
（以上秋田市）
副団長　鈴木　岩安
副分団長　小栗　正美
部長　信太　時成
同　佐藤　金蔵
（以上能代市）
消防司令長　加藤　康治
消防士長　佐藤鉄之助
分団長　田畑鐵五郎
同　高山　信作
（以上横手市）
分団長　村上　金一
同　藤原冨司郎
副分団長　高橋水次一
同　本多慶一郎
同　近藤　忠
消防司令　
（以上大館市）

消防司令　嶮嶮　音造
同　門川　正信
同　熊谷　一雄
分団長　遊部　孫二
副分団長　佐藤　重男
同　尾留川慶三郎
（以上本荘市）
部長　武田　泰治
部長　加藤　吉雄
司令長　笹渕金一郎
司令　小玉　銀一
（以上男鹿市）
部長　小形　武蔵
同　梁田　武蔵
同　柿崎　新一
同　藤原　誠二
消防司令長　伊藤　正一
（以上湯沢市）
部長　佐藤勇治郎
同　伊藤　孝徳
消防司令　遊部　長一
同　伊藤和西郎
（以上大曲市）
分団長　米村　徳治
同　佐藤　正
同　成田　広吉
部長　賀川　良吉
副分団長　佐藤　一徳
分団長　富山　幸祐
同　阿部哲代治
（以上鹿角市）
部長　摺鉢谷金之助
（以上小坂町）
分団長　小塚　信一
同　長戸　喜徳
同　成田　正直
同　片岡　広治
副分団長　松橋　久一
同　土藏家吉治郎
分団長　高橋与一郎
同　鈴木兼太郎
副分団長　長谷部　勲
同　小林　角蔵
（以上北秋田）
分団長　飯塚　雄盛
副分団長　鎌内新太郎
分団長　菊地　勝治
同　高橋水次郎
副分団長　菊地　鉄雄
同　村岡　茂市
同　三浦　繁

副分団長　高田　善治
同　高橋儀兵衛
分団長　土田　修治
部長　小川　敏雄
同　伊藤　一
（以上平鹿福祉）
分団長　高橋　利雄
副分団長　佐藤　三郎
同　菅　一二
分団長　佐々木仙一郎
同　田口　欽哉
部長　加藤　菊治
分団長　小玉　悦郎
副分団長　菅原　倉治
同　畠山　伝市
（以上秋田福祉）
部長　木内利一郎
副分団長　池田四二郎
部長　横山　武男
同　佐藤　修市
副分団長　坂巻　金男
分団長　小番　新一
副分団長　堀井　憲二
分団長　小野寺五一郎
副分団長　菊地　藤悦
同　伊藤　義一
同　小松　正幸
部長　鈴木　卯一
分団長　土田　居男
同　三浦甚十郎
同　真坂　光二
同　佐藤伝左衛門
（以上田利福祉）
副分団長　須川　進
分団長　斎藤　福蔵
同　加藤　信一
同　小木田市太郎
部長　信田庄一郎
副分団長　黒沢　幸吉
分団長　小玉　儀一
同　高橋幸一郎
分団長　今野　千里
副分団長　小松　政雄
分団長　谷口　昇
同　伊藤　直栄
副団長　平岡　城
副分団長　今野　泰
副団長　岡崎　明男
副分団長　高階　藤藏
副分団長　高橋　謙一
分団長　佐藤源之助
（以上仙北福祉）
部長　佐藤　一夫
同　高橋　隆治
班長　見田　秀雄
部長　真田　義一
同　斎藤　勇
班長　佐藤　順一
部長　佐々木一男
同　佐藤　喜一
副分団長　小松田良太郎
部長　柿崎　三郎

副分団長　高田　一二
同　佐々木仙一郎
分団長　伊藤市太郎
同　菅　一二
（以上平鹿福祉）
分団長　高橋　利雄
副分団長　佐藤　三郎
分団長　菅　一二
同　佐々木仙一郎
分団長　伊藤市太郎
副分団長　高橋徳左衛門
部長　藤原藤二郎
班長　仙道運之助
副分団長　佐藤辰太郎
班長　武田　憲一
分団長　有原　忠助
副分団長　佐々木芳雄
分団長　藤原　賢三
（以上雄勝福祉）

◎二十年勤続表彰
大曲仙北広域市町村圏
組合消防本部
消防司令佐々木徳五郎
以下七一五名

◎消防施設整備協力団体
本荘市船風部落
以下七団体

◎消防施設整備協力個人
鹿角郡小坂町字細越
本田　隆爾
以下十九名

◎火災予防運動協力団体
横手市安本字安本
安本火災予防組合
以下二〇団体

◎火災予防運動協力個人
八竜町芦崎
門間　正一
以下八名

◎消火活動協力団体
雄和村椿川字鹿野戸
鹿野戸火災予防組合
以下三団体

象潟町
森　春造

◎優良少年消防クラブ
鳥海村上笹子
新町少年消防クラブ
以下十七団体

消防協会表彰

県消防協会では恒例により元日のめでたい日に、十五年以上と十年以上勤続して勤務成績の優秀な消防職員と消防団員を表彰することになり、このほど各支部長へその伝達方を依頼し、各支部長は市町村の出初式当日伝達した。

◎鹿角支部
十五年勤続表彰
鹿角市八幡平消防団
分団長　田中　三三
分団長　外十九名
十年勤続表彰
小坂町消防団
分団長　成田仁次郎
外三九名

◎大館北秋田支部
十五年勤続表彰
舎川町消防団
副分団長　関喜英二
分団長　外四六名
十年勤続表彰
大館市消防団
班　長　奈良善次郎
外六一名

◎二十年勤続表彰
大曲仙北広域市町村圏
組合消防本部
消防司令佐々木徳五郎
以下七一五名

◎消防施設整備協力団体
本荘市船風部落
以下七団体

◎消防施設整備協力個人
鹿角郡小坂町字細越
本田　隆爾
以下十九名

◎火災予防運動協力団体
横手市安本字安本
安本火災予防組合
以下二〇団体

◎火災予防運動協力個人
八竜町芦崎
門間　正一
以下八名

◎消火活動協力団体
雄和村椿川字鹿野戸
鹿野戸火災予防組合
以下三団体

象潟町
森　春造

◎優良少年消防クラブ
鳥海村上笹子
新町少年消防クラブ
以下十七団体

◎能代市山本郡支部
十五年勤続表彰
八森町消防団
副分団長佐々木秋三
外五二名
十年勤続表彰
峰浜村消防団
分団長　神馬正夫
外三九名

◎男鹿南秋支部
十五年勤続表彰
五城目町消防団
班　長　鳥井猪一郎
外三四名
十年勤続表彰
小坂町消防団
分団長　成田仁次郎
外三九名

◎秋田市支部
十五年勤続表彰
秋田市消防本部
消防士長越後雲達夫
外三六名
十年勤続表彰
秋田市消防本部
分団長　吉川周次郎
外三二名

◎河辺支部
十五年勤続表彰
雄和町消防団
団　員　岡部　昭男
外十八名
十年勤続表彰
雄和町消防団
班　長　伊藤　敏
外十二名

◎本荘市由利郡支部
十五年勤続表彰
矢島町消防団
分団長　大鍋　重夫
外一二九名
十年勤続表彰
由利町消防団
副分団長大場征支郎
外八八名

◎大曲市仙北郡支部
十五年勤続表彰
西仙北町消防団
副分団長　斎藤義雄
外九六名
十年勤続表彰
大曲市消防団
部　長　竹内初五郎
外一〇五名

◎横手市平鹿郡支部
十五年勤続表彰
山内村消防団
分団長　照井清市郎
外一〇六名
十年勤続表彰
平鹿町消防団
部　長　渡辺　長助
外一三四名

◎湯沢市雄勝郡支部
十五年勤続表彰
稲川町消防団
副団長　阿部甲子郎
外四二名
湯沢市消防団
部　長　花立　清一
外五五名
十年勤続表彰
稲川町消防団
副団長　阿部甲子郎
外四二名

昭和四十九年度消防団員指導員研修実施について

一、目的
この研修は消防団員の任務の重要性に鑑み、これら消防団員の火災防ぎょ技術の向上を図るため消防庁で示された実施要綱に基づき消防団員に対する教養訓練の指導にある者を研修するものとする。

二、実施要領
本会は、日本消防協会の委託を受け、県の消防防災課と消防学校の協力を得て実施し、これに要する費用の大部分は日本消防協会から交付される。

三、研修の対象
消防団員であって、指導力のある者のうちから消防団長の推せんするものとし、一消防団一名を原則とする。

四、研修の場所
秋田市新屋町字下川原二六八秋田県消防学校

五、研修の時期及び期間
昭和50年1月28日（火）～1月30日（木）　三日間

六、研修内容
次に掲げる教科及び単位時間（一単位時間五十分）を基準として実施するものとし、教科の内容としては指導能力の養成に重点をおき、地域の実情に即するよう配慮し、必要に応じては討議方式を採るものとする。

(1)消防団員指導者としての心構え　一単位時間以上
(2)火災防ぎょ概況　一単位時間以上
(3)消火活動の法的根拠　一単位時間以上
(4)消防力　一単位時間以上
(5)火災防ぎょ活動の根本　一単位時間以上
(6)火災防ぎょ行動の実務　五単位時間以上
(7)建物火災の防ぎょ等　四単位時間以上
(8)その他、適宜

七、研修生に対する経費
(1)旅費　往復の鉄道普通運賃実費
(2)食費　一食一〇〇円以内とし総額一人八〇〇円以内
(3)日当　一日当たり五〇〇円とし総額一人一五〇〇円以内

以上は日本消防協会から交付される金額である。

八、教材
日本消防協会編、消防団員指導研修テキスト（火災防ぎょ法）を無償で交付。

賀正

森田ポンプ　ラビットポンプ
桜ホース・ソフト吸管　赤尾消防被服
各種消火器　ガス水道工事一般

株式会社 協立製作所
能代市栄町12の3　〒016
TEL（01855）2－6361代表

消防秋田

定価　1部　20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂・吉之助
印刷所　能代市大手町7の8
㈱　北羽新報社
電話　②代5353

晴天に恵まれた 1975年の消防出初式

県内の消防出初式は、三日鹿角市を皮切りに、一月六日は八市十六町村が一斉に行われた。

◎秋田市

午前十時消防本部前大通りに、消防車、はしご車、工作車など二十台が勢ぞろい、消防職団員千名が滝田市長の観閲を受け、分列行進のあと、はしご車、屈折車が伸梯されて、祝出初式の幕が垂れ下がり、一方、タンク車による七色の一斉放水が市民から盛んに拍手を受けた。

続いて市正庁で表彰伝達を行い正午式を終了した。

◎能代市

能代地区消防署員、団員五〇〇名が、屈折車、消防車十台のポンプ車が市内をパレードして中央公民館に到着、午前十時から表彰伝達を行い式を終了した。

◎大館市

大館市では、今冬一番厳しい寒気の中で、消防団のまとい振りが「木やり音頭」に合わせて演技を披露し、市民から拍手を受けた。

午前九時から出初式、大館広域消防署員、市内二十六分団、消防団員七〇〇名が神明社に参集、無火災祈願ののち市内行進を行い、市民体育館で表彰伝達を行い、式を終了した。

◎大曲市

午前八時四十分から指令車を先頭に二十二台のポンプ車で市内をパレードし、次いで文化会館において表彰伝達を行い式を終了した。

◎横手市

午前九時四十分から広域消防署員、三十三ヵ分団員五七〇名が市民会館までパレードを行い、市民会館で表彰伝達を行って式を終了した。

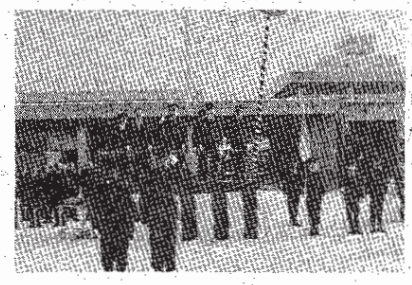

人員報告

観閲

整列

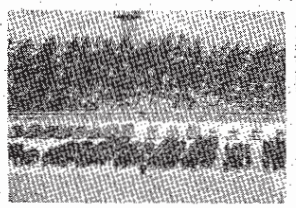

本荘市整列

大曲市表彰式場

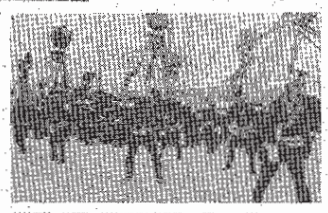

大館市練振り

能代市分列行進

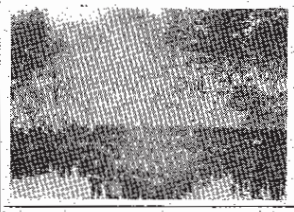

本荘市表彰伝達

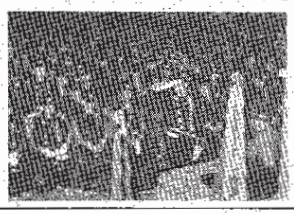

大曲市表彰伝達

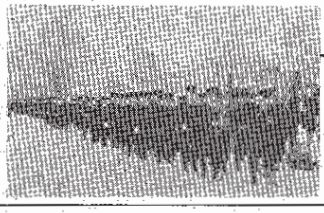

大館市市内行進

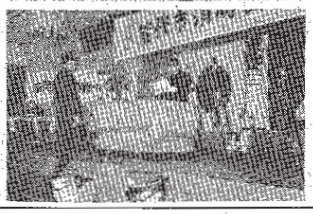

能代市表彰伝達

防火教育資料『火災と煙と死』

現代火災の恐怖は、炎から煙へと大きく変わりました。火災による死者の大部分は煙によるものです。

目に見える煙、目に見えない煙（有毒ガス）の危険をいつも心の奥にとどめておくことです。

煙をみたら死神と思え（なぜ煙は恐ろしいのか）

事務室、部屋を改めて、ながめなおしてください。

合成樹脂（プラスチック）製品、化学繊維、化学塗料、接着剤を使ったインテリヤなどが、なんと多いことでしょう。とくに鉄筋コンクリートづくりの建物や地階では、火災で発生した煙や有毒ガスが内部にこもり、排煙や排気がスムーズにいかないので非常に危険です。ここにハツカネズミを使って得た煙のおそろしさの実験データがあります。それによると、一酸化炭素にネズミがやられるまでの時間経過は、四分半で脈がややおそくなり、五分半で脈の乱れがひどくなり、六分半で心筋こうそくに似た状態になります。

◎煙の性質

煙はあなたより速い

1、煙の重さは、空気とほぼ同じだが、あたたまっているので上昇する。

2、火災のとき、煙が上昇する速さは、毎秒三～五メートル、横への広がりは〇・五～一メートル。

3、煙は逃げ道がないと天井などに一時的にたまり、そこから飽和状態になるに従って次第に下りてくる。

4、煙は気体でなく粒子であるから、見通しが著しく悪くなる（恐怖感を与える）

5、煙は有毒ガス（一酸化炭素など）を含んでいる。

◎これだけは知っておこう。

1、煙から逃げるとき

できるだけ姿勢を低くする。

2、ハンカチやタオル（ぬらした方が効果的）を口にあてるなどして、できるだけ煙をすわない。

3、避難のとき、かけ出したり、さわいだりすると転倒したり、深い呼吸をしたりして煙を多くすい込むことになる。

4、煙の中に含まれている炭素粒子をなるべくすい込まないために、呼吸はなるべく小きく、鼻からして煙を肺いっぱいにすい込まない。

◎窒息危険

1、物の燃焼にともなって空気中の酸素が失われる。ふつう空気中には二一％の酸素が含まれているが、これが一五％になると、呼吸困難となる。建物構造などの条件によって異なるが、ガストーブなどを盛んに燃焼させていると、たちまち酸素は一五％を下ることがある。

2、煙中に数多く含まれている炭素粒子（スス）によって窒息するという危険もでてくる。黒煙には微粒の炭素粒子が含まれており、これを吸いこむと気管から肺細胞にまで侵入して詰まり窒息する。

◎燃焼生成ガスの中毒危険

1、燃焼生成ガスは、燃える物や温度によって異なるが、この中で一番おそろしいのは一酸化炭素である。空気中に一％含まれているものを三～四分吸うと死亡するといわれている。火災の場合には初期の段階で一％をこえることがあるから、すでにその時から生命の危険があるといえる。

2、物が完全に燃焼しても炭酸ガスが発生して中毒のおそれが出る。炭酸ガスは空気中に四％で、頭痛や耳鳴りなどの影響が現われるが、火災の初期において、すぐに五％近く発生することが知られている。

3、プラスチック製品の燃焼にともなって発生する煙の中には青酸塩化水素、ホスゲンなどの毒性ガスが含まれていることがあり、このようなガスは、ごく微量でも呼吸困難や、しびれなどの中毒を起こし死を招く。

◎有毒ガスによる一般的な症状

1、一酸化炭素

頭痛、めまい、はき気、けいれんをおこし、昏睡状態となる。血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の供給を絶つ。

一般木材、紙、天然繊維などが燃えたとき発生する。閉めきった部屋などではとくに多く発生する。

2、塩化水素

皮膚粘膜を腐食し、はげしいやけどなどをおこす。床や壁材などに使われている塩化ビニール系の製品がもえると発生する。

3、シアン化水素

頭痛、めまい、はき気がしのどや目がチカチカして舌がやけ、呼吸が苦しくなる。

マットレスのポリウタンなどがもえると発生する。

4、ベンゼンガス

足の筋肉が固くなり、めまい、息ぎれがして、こうふんする。

5、アンモニアガス

目、鼻、ひふを刺激し、濃いガス中では失明する。

火災に遭遇した場合避難上の注意

1、先づ落ち着きが肝心。「火事だ」という声、或は観覧席に焔が出たのを見て、無我夢中になってはならぬ。あわててつまづいて転ばぬことだ。

2、観覧場や旅館やデパートに入るとき、非常口はあそこと、あそこという風に知って置くこと。

人が出口に殺到するのを冷静に見守る位のおちつきがあって、自己の出る隙を見い出す。

前後左右の非常口に注意する。

3、少し位熱くても恐れることなく、焔のある方の非常口に出る方が却って安全なこともある。然し扉が閉っていても押してみる位の余裕が必要だ。正面の方へ殺到して倒れると大変だ。

4、人が順序よく出ておればその後について出る。

5、人に巻きこまれ、後から押されて危険を感じたならば、履物を脱ぎすてハダシになる。子供は片方へ高目に抱く。

6、背後から燃え出した時は、姿勢を低くしてハンカチか手拭、着物のハシを鼻、口に当てる。

7、出口に人が倒れて塞がり、出口から出られなくなった場合、窓を破るか焔のない方へ移るかして冷静に頭を働かせる。

8、二階におる場合は、周囲の窓口から屋根に出ることを考える方がよい。屋根がなければ、窓口から飛び降りる用意を堅めて、しばらく坐って出口の様子を見透し、最後に飛び降りる。早くあわてて飛び降りて、その上に人が飛び降りられては危険である。

飛び降りは、足や腰を伸ばす出来るだけ腰、足をちぢめて足首に力を入れ、歯を堅く結んで飛ぶ。

9、階段の降りたり、昇ったりはどこの場合でも着物の裾を持ち上げて、踏まぬことが肝心である。

三段、四段と一度に飛び降りず、一段一段を正確に踏みしめる方が事故をおこさずに済む。

昭和四十九年度 男鹿地区連絡協議会 油火災訓練

一、目的

この訓練は、平面形態の石油火災を造成してその消火訓練を行い、消化の方法

秋田へお越しの節のお泊りに、ぜひご利用を

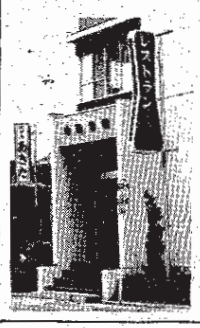

▶一般のお客様
1人室（洗面所、トイレ付）¥2,000（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）¥3,800（税・サービス料込み）
▶会員の方
1人室（洗面所、トイレ付）¥1,700（税・サービス料込み）
2人室（バス、トイレ付）¥3,100（税・サービス料込み）
全館冷暖房完備、各室テレビ、電話あり

ホテルあきた
秋田市中通4丁目3の23
（秋田消防会館内）電話32局4111

を実際に経験し、油火災に対処するとともに消防機関の緊密を図ることを目的とする。

二、実施日時
昭和四十九年
十一月十二日午前七時

三、実施場所
大潟村役場前空地

四、主催
秋田県消防協会
男鹿地区連絡協議会

五、後援
大潟村
日本鉱業株式会社
船川製油所
秋田県危険物安全協会
男鹿支部

六、参加機関
男鹿地区消防本部
男鹿地区消防警
男鹿地区消防団
天王町消防団
若美町消防団
大潟村消防団

火面

消火

日鉱特設消防団

七、訓練実施種目
○油火災の消火方法と延焼並びに飛火発生に対する防ぎょ訓練
○応援消防隊に対する水利部署誘導訓練
○消火栓部署の水利統制並びに消火訓練
○防火思想の高揚と村内パレード

八、訓練想定
○油量　一回四〇〇立
○火災の形態　平地油面の燃焼
○ピット寸法　直径五m　平積　二〇m　油層　二〇m
○消火薬液　エアーフォーム三%消火原液
○使用水利　消火栓

第二回 男鹿地区中学校 防火弁論大会開催

十月二十五日木の香も新しい竣工まもない男鹿市立南中学校において、各校代表弁士の熱心な発表があり、防火意識の高揚をはかることができた。

それでは第一位入賞の弁論を紹介します。

一人、一人の自覚から

男鹿市立船川中学校　二年　夏井　正広

寒さが訪れると、火災の季節に入ります。それは寒さが到来するにしたがい、火の取り扱いが多くなるからです。火事、けたたましい消防車のサイレンの音、人々の心をせせら笑うごとく燃え広がる。炎のキバ、逃げまどう人々、野次馬、こんな情景が思い浮びます。

人間は古代から火を使ってきました。火なしには生活が出来ません。しかし、ほんの少しの油断から火災となって築いた財産、時には人間の生命まで奪ってしまうのです。昨年の消防白書によると、わが国の火災件数七万二千四百六十一件、損害額八百十億円、死者千八百五十八人、この統計によると七分ごとに国内のどこかに火事があり、一日約二億五千万円の財産が一瞬の内に灰になっているのです。

次に本県の火災原因を見てみましょう。その第一は油関係器具類の不始末、次ぎに、たばこの不始末、たき火の不始末の順になっています。これらのいずれもささいな気のゆるみ、油断から大事に至っているのです。

『まさか私の家だけは』という考えが恐ろしい火事を招くのです。火に慣れてることが火に対する恐怖心をなくし、それが不注意、気のゆるみを生んで、火災につながっているのが現実ではないでしょうか。火事に乏しい私の経験から話を進めて参りたいと思います。

それは、私の小学校一年の秋のことです。空には星が二つ三つまばたき、風は葉のない樹木を鳴らしていました。普段の静けさとはうって変った物音に、床をけって起きた時には、私の親戚から六十㍍も離れていない部落の一隅からすさまじい勢いで火が舞っていました。サイレンをうならし消防車が現場に駆け付ける。暗い闇夜に真赤な火のかたまりが、無気味はシルエットを作り、火の粉が狂ったように天高く吸い込げられていき、気のせいか、熱風が私のほほの片面をなでていきました。『雑かきんの方だ』『詩々の家が火源だとや』私を追い越して行った若者が興奮をかくしきれない、態度をあからさまに見せて走っていきます。『あいしがだねでや、なんとよ』一近所のおばさんたちが叫ぶ声も心なしかふるええいました。

そのうちパチパチ、ズシーンと大きな音が聞え、一瞬オレンジ色の炎がものすごいエネルギーとなって爆発したのです。小さい私でありましたが、今から五分前に父と共に私も……気ずいた時は、人びとの中にありました。現場は自家用車、自転車、人、人でいっぱい野次馬で押すな押すなの状態で、消火活動はこうマヒ状態でありました。その上、火災現場は道路や公の場を私物化して、消防車の出入口、消火活動の不自由さ、このうえない状態にあることに驚きました。私はこの場で幼いながらも、人間だれしも持っている野次馬根性のみにくさと、日々の整理整頓の欠けていることが大火を招くことだと思い知らされました。

『災害は忘れた頃にやってくる』ということわざどおりに、火災はいつどこで発生するか予測されない。また『備えあれば憂いなし』ということばく、十分に消火活動が出来るような整理整頓が日頃大切なことがあらためといえばしたい。火災後の恐ろしさにおのきながら、よく『もう少し早く消防車が来てくれたらよかったのに』と自分の不注意、自分の怠慢をたなにあげ、しゃべりちらす光景が見受けられます。

防火活動の手順、消火体制等は万全ではないことはみとめます。しかし、出火するまでの不注意、出火後の処置、日常生活の整理整頓は、どうなるものでしょうか。ここにも火災に対する自覚のたりなさ、未熟な考えがひそんでいるのです。

今の新築ブームが下火だとはいえ、新建材というものがさかんに使われています。耐火に強いという宣伝のもとに、いざ火がついてみるとおどろくべき裸とにおいで凶がやられ、のどがいたみ、その場で気を失ってしまうのです。そんなことがおこらないように、一人一人の心の中には安心感とというものがあって、ならないのです。私はこの壇上から皆さんにさけびたい『火の便利さに、おぼれる前に火によってもだされた不便より一人一人の自覚で防火につとめ、火事のない郷土、火災のない国土にしようではありませんか。

消防放談 (81)

放水生

◎秋田消防攻防冬の陣

秋田市では『秋の火災予防運動』にさきがけ、11月7日午前10時から正午まで大規模な防災訓練を実施した。

この訓練は大阪千日ビル、熊本の太洋デパート、済生会八幡病院の惨事を二度と繰り返すことのないようにと、ステーションデパート、秋田駅、なかよしビル、長崎屋ビル、秋田ビル、協働社ビルの高層建物と市立総合病院に単独火災発生の想定のもとに実施したものである。

高田市長が統監となり、秋田市消防本部、秋田警察署の精鋭と、秋田駅、東北電力、ステーションデパート、なかよし、長崎屋、秋田ビル、協働社、市立病院の各自衛消防隊と従業員が協力、出動人員一八〇〇名が参加した。

この訓練には32台のはしご車、スノケール車、それに救助工作車、消防ポンプ自動車5台、救急車2台が参加して、発煙筒の煙が一面たちこめる中に、救助活動や消火活動、避難訓練等を行った。

さて、この攻防戦を観て感じたことは、交通規制が素敵に即応し、まことに良好であったことである。

いままでの訓練を見ると交通規制は訓練前から行われている点である。

昨年9月大曲市で行われた秋田県総合防災訓練の交通規制は、初めて実戦に即応するように行った。今回の秋田市の場合、秋田駅と位小路が舞台であるため、時間前の規制は出来ない。

進入する消防車が通ると規制を行い、その他は平常通り各車両、各バス等は運行していた。

このような中での訓練で事故もなくスムースに行われた事は、平素の訓練の積み重ねの賜といえよう。

次に高層建物八階屋上からの梯子車による救出訓練には、伸梯の邪魔になる動力線は東北電力の協力で消防隊との緊密な連けいで、あざやかに行われた。

過去秋田市では毎年一回防災訓練を行い、防火技術の銀磨向上、自主防火の意識高揚と組織普及をはかるとともに秋田市防災計画の変更を行っている。

今回の攻防冬の陣は大成功裡に終わりを告げた。

◎無火災達成ならず

『生活の一部にしよう火の点検』の統一標語をかかげて秋の全国火災予防運動に魁て、十一月十日（日）から十六日（土）まで実施した本県の秋の火災予防運動も終わりを告げたが、この週間中発生した火災件数は十三件（建物火災十二件、その他の火災一件）、焼失棟数十五棟（全焼十棟半焼一棟、部分焼四棟）、一日平均二棟となる。

また、焼失面積八四六㎡、一日平均一二一㎡焼失となる。損害額千九百八十五万八千円、一日平均二百八十三万七千円、一時間平均損害額一万八千二百十円となっている。

その出火原因を見ると、火遊びニ件、薪ストーブ二件、風呂、かまど、石油ストーブ、営業用炉、煙突の不始末等各一件ずつ、調査中一件となっている。

どこの家庭でも火気を取り扱う場所には、火の用心の札を貼って火災予防につとめたが、今では火の用心の札はまれである。

てはならない気持ちと、起きたら大変だと考えている。そして自分は自分なりの注意をしているから起きないと考えている。人間という者は、自分の考え方が自分の部合のよい考え方に変えることがある。ここに一寸した不注意、これ位なら大丈夫という過信から火災が発生している。

火の用心は毎日の心掛けと、積み重ねなければ効果が挙らない。これは簡単であるが、むづかしさがある。

なんとか予防週間だけでも全県無火災達成が出来るようにしたいものである。

◎罹災互助会発足21周年

11月27日発足以来、昭和28年11月27日で満21年を迎えた。この間いろいろな苦難の道もあったが、和を乗り越え順調に成長している。

設立から昭和48年度までの積立金の総額は一億六千二百七十七万八千二百一円也で、見舞金給付額は八千百三十五万三千二百円で、積立金の約五割となっている。

その見舞金の各市町村への給付額は、次の番付けとなる。

蒙御免

罹災互助会見舞金贈呈番付

秋田県消防協会

自昭和三十八年度
至昭和四十八年度

東

横綱		金額
大関	能代市	七、二三九、七〇〇円
関脇	仁賀保地区	四、五五三、五〇〇
小結	秋田市	四、〇六四、〇〇〇
前頭	鹿角市	三、〇九九、〇〇〇
同	男鹿市	二、七九五、五〇〇
同	吉田町	一、九一五、〇〇〇
同	森吉町	一、八九〇、〇〇〇
同	阿仁町	一、六一三、〇〇〇
同	本荘市	一、五六五、〇〇〇
同	峰浜村	一、四六二、〇〇〇
同	田代町	一、三三二、〇〇〇
同	雄勝町	一、二三九、〇〇〇
同	鳥海村	一、〇六四、〇〇〇
同	大内町	九八三、〇〇〇
同	河辺町	八〇八、〇〇〇
同	角館町	七九六、〇〇〇
前頭	大森町	六九〇、〇〇〇円
同	羽後町	六二二、〇〇〇
同	十文字町	六〇五、〇〇〇
同	東成瀬村	五八〇、〇〇〇
同	中仙町	五一五、〇〇〇
同	小坂町	四八一、〇〇〇
同	琴丘町	四六八、〇〇〇
同	昭和町	四四五、〇〇〇
同	雄物川町	四〇六、〇〇〇
同	八郎潟町	三四七、〇〇〇
同	横手市	三〇三、〇〇〇
同	八竜町	二八〇、〇〇〇
同	飯田川町	二三五、〇〇〇
同	天王町	一三〇、〇〇〇
同	山内村	一二五、〇〇〇
同	神岡町	七五、〇〇〇

西

横綱		金額
大関	大館市	五、四一九、五〇〇円
関脇	東由利町	四、一一〇、〇〇〇
小結	合川町	三、八七〇、〇〇〇
前頭	鷹巣町	二、九三二、五〇〇
同	二ツ井町	一、九四七、五〇〇
同	上小阿仁村	一、九一五、〇〇〇
同	五城目町	一、六三九、五〇〇
同	協山本町	一、五六九、〇〇〇
同	比内町	一、四七〇、〇〇〇
同	和町	一、三四三、五〇〇
同	田沢湖町	一、二七九、〇〇〇
同	天王町	一、〇九〇、〇〇〇
同	皆瀬村	一、〇〇〇、〇〇〇
前頭	藤里町	九八五、〇〇〇
同	雄和町	八〇〇、〇〇〇
同	稲川町	六九一、〇〇〇
前頭	湯沢市	六二八、〇〇〇円
同	大曲市	六一七、〇〇〇
同	増田町	五八五、〇〇〇
同	由利町	五五七、〇〇〇
同	八森町	五一三、〇〇〇
同	仙北町	四七〇、〇〇〇
同	太田町	四六六、〇〇〇
同	岩城町	四〇九、〇〇〇
同	西仙北町	三八三、〇〇〇
同	西目村	三五五、〇〇〇
同	若美町	三二〇、〇〇〇
同	平鹿町	二九五、〇〇〇
同	南外村	二四九、〇〇〇
同	千畑村	一三〇、〇〇〇
同	西木村	一一三、〇〇〇
同	六郷町	九五、〇〇〇
同	仙南村	六五、〇〇〇

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

消防秋田
定価　1部 20円
秋田市中通4丁目3の23
発行所　秋田県消防協会
郵便番号010
発行編集人　保坂　吉之助
印刷所　能代市大手町7の8
(株)北羽新報社
電話　②代5353

昭和49年度 消防功労者表彰

自治省消防庁では、恒例の消防功労者表彰を三月四日午前十時から日消ホールで挙行した。

この晴れの表彰に浴した消防関係者の伝達式が三月十二日午前十時三十分から県庁で、県知事表彰と共に挙行された。

また、日本消防協会長表彰も伝達された。

◎藍綬褒章

皆瀬村消防団
団　長　藤原　賓一

◎消防庁長官功労章

鹿角市尾去沢消防団
団　長　高杉　正巳

◎消防庁長官
永年勤続功労章

秋田市消防本部
消防司令補　佐藤喜一郎
副団長　佐々木義太郎
分団長　鈴木清一郎
〃　橋本　金一
能代市消防団
副団長　武田　哲郎
副分団長　山田　福治
〃　原田　広司
横手市消防団
副分団長　高橋勝太郎
部　長　粕加屋健之助
大館市消防団
団　長　伊藤　菊男
副団長　成田　治
分団長　片岡　久一
本荘市消防団
副分団長　渋谷　徳助
男鹿市消防団
部　長　明石　喜七
班　長　泉田　宗市
湯沢市消防団
班　長　渡部　忠一
大曲市消防団
班　長　福田繁太郎
鹿角市八幡平消防団
団　長　成田　元一
鹿角市花輪消防団
分団長　中西　政一
鹿角市十和田消防団
分団長　菊地勇次郎
鹿角市花輪消防団
副分団長　木村忠一郎
上小阿仁村消防団
副団長　高田長五郎
五城目町消防団
班　長　石井柘太郎
八郎潟町消防団
副分団長　小玉　藤市
〃　渡部　久保
井川町消防団
団　長　藤田　豊治
雄和町消防団
団　長　佐藤茂一郎
仁賀保地区消防団
副団長　佐々木鶴一
鳥海村消防団
分団長　高橋弥之助
東由利町消防団
副団長　太田千代三
西仙北町消防団
団　長　若松　察治
副団長　田口　秀美
分団長　加藤　信一
協和町消防団
副団長　石川　三郎
西木村消防団
団　長　上藤　継司
千畑村消防団
副分団長　巻元　正一
増田町消防団
部　長　石川正太郎
〃　奥山　岩松
平鹿町消防団
副分団長　柿崎大三郎
〃　佐藤雄太郎
大森町消防団
副団長　山下亀太郎
十文字町消防団
団　長　小松信一郎
雄物川町消防団
副分団長　遠藤寿之助
大雄村消防団
団　長　安藤治右エ門
雄勝町消防団
副団長　佐藤栄太郎
分団長　中田　初雄
五城目町消防団
団　長　渡辺　時治
森吉町消防団
団　長　柴田　直松
平鹿町消防団
副団長　井上　久昌
由利町消防団
副団長　千葉正一
〃　沼倉　広英
分団長　伊藤市太郎
羽後町消防団
部　長　村上吉太郎
副分団長　藤原金太郎
東成瀬村消防団
団　長　佐々木忠治

◎消防庁長官優良消防機関表彰旗

平鹿町消防団
笠頭綬
鳥海村消防団
森吉町消防団

◎秋田県知事表彰
表彰旗

六郷町消防団
笠頭綬
大潟村消防団
岩城町消防団
無火災町村表彰
合川町
飯田川町
金浦町
十文字町
稲川町
皆瀬村

◎日本消防協会長表彰
栄光の表彰旗は

八竜町消防団へ

日本消防協会は優良消防団と優良消防職団員の表彰を三月二十五日日本消防会館ホールで挙行した。

◎表彰旗

八竜町消防団
団長　清水正太郎

◎笠頭綬

太田町消防団
団長　長沢　虎治
峰浜村消防団
団長　高田与三郎
田代町消防団
団長　工藤　仙吉

◎功績章

稲川町消防団
副団長　近野　又治
八郎潟町消防団
副団長　渡部俊一郎
協和町消防団
副団長　菊地　明
鹿角市十和田消防団
副団長　大里　克三
男鹿市消防団
副団長　蓬田　一男
仙南村消防団
副団長　菊地銀右エ門
大館市消防団
分団長　木村未雪治
本荘市消防団
分団長　田中　吉治
秋田市消防団
分団長　佐藤　茂治
由利町消防団
副団長　池田　義一
昭和町消防団
副団長　昌山吉太郎
山本町消防団
副団長　小山内七五郎
雄和町消防団
副団長　酒井　一雄
稲川町消防団
副団長　井上　平吉
鹿角市八幡平消防団
副団長　阿部和三郎
秋田市消防団
分団長　渡辺　清助
〃　金沢　英治
大曲仙北広域市町村圏組合消防本部
消防監高橋　信吉
大館周辺市町村圏組合消防本部
消防司令長秋元五郎
大曲仙北広域市町村圏組合消防本部
消防監　佐藤　了
神岡町消防団
団長　佐々木敬久
上小阿仁村消防団
団長　田中　元俊
南外村消防団
団長　今野　真雄
合川町消防団
団長　斎藤　孝蔵
鹿角市花輪消防団
副団長　柴沢　末吉
鳥海村消防団
副団長　鈴木　元蔵
天王町消防団
副団長　桜庭藤八郎
小坂町消防団
副団長　葛西健次郎
八森町消防団
副団長　日沼六左エ門
能代市消防団
団長　中田　初雄
五城目町消防団
団長　渡辺　時治
森吉町消防団
団長　柴田　直松
平鹿町消防団
副団長　井上　久昌
由利町消防団
副団長　千葉正一
〃　沼倉　広英
分団長　伊藤市太郎
羽後町消防団
部　長　村上吉太郎
副分団長　藤原金太郎
東成瀬村消防団
団　長　佐々木忠治

◎消防庁長官優良消防機関表彰旗

平鹿町消防団
笠頭綬
鳥海村消防団
森吉町消防団

◎秋田県知事表彰
表彰旗

六郷町消防団
笠頭綬
大潟村消防団
岩城町消防団
無火災町村表彰
合川町
飯田川町
金浦町
十文字町
稲川町
皆瀬村

◎日本消防協会長表彰
栄光の表彰旗は

八竜町消防団へ

日本消防協会は優良消防団と優良消防職団員の表彰を三月二十五日日本消防会館ホールで挙行した。

◎表彰旗

八竜町消防団
団長　清水正太郎

◎笠頭綬

太田町消防団
団長　長沢　虎治
峰浜村消防団
団長　高田与三郎
田代町消防団
団長　工藤　仙吉

◎功績章

稲川町消防団
副団長　近野　又治
八郎潟町消防団
副団長　渡部俊一郎
協和町消防団
副団長　菊地　明
鹿角市十和田消防団
副団長　大里　克三
男鹿市消防団
副団長　蓬田　一男
仙南村消防団
副団長　菊地銀右エ門
大館市消防団
分団長　木村未雪治
本荘市消防団
分団長　田中　吉治
秋田市消防団
分団長　佐藤　茂治
〃　池田　義一
二ツ井町消防団
分団長　工藤　正孝
羽後町消防団
副団長　藤原　省造
大森町消防団
分団長　渡辺金之助
横手市消防団
分団長　鈴田新三郎
本荘市消防団
副分団長　仁部五平
雄物川町消防団
副分団長　佐藤伊一郎
溜沢市消防団
部長　安達吉太郎
大曲仙北広域市町村圏組合消防本部
消防監高橋　信吉
消防監書橋　友治
横手平鹿広域市町村圏組合消防本部
消防監　秋元
消防監　外一九七名

◎表彰旗及び笠頭綬を受けた消防団の横顔

八竜町消防団
団長　清水正太郎
昭和三十年四月一日浜口村と鶴川村が合併し、八竜村誕生に伴い、旧村の消防団が統合し八竜村消防団として発足し、昭和四十年九月一日町制施行により八竜町消防団となり現在に至る。
分団数九カ分団、団長以下一六五名、自動車ポンプ四台、小型動力積載車一台、防火水そう40㎥十七、20㎥二五、その他の水利十三、消火栓三九、打込式消火栓九の設備をもって警備にあたり、また、町の防災計画に基づき、予防九八人、警防六〇人、総務七人の業務分担を行い、幹部研修、隊員講習、防火訓練を年二回づつ実施し、過去五ヵ年に火災発生件数十三件、焼失建物全焼七、半焼六の成績を挙げている。昭和三十五年二月十一日日本消防協会長から笠頭綬を授与されている。

◎笠頭綬

太田町消防団
団長　長沢虎治

昭和三十年三月三十一日長信田村と横沢村の合併により太田町誕生に伴い、消防団を統合して太田町消防団として発足し現在に至る。
分団数六カ分団、分団長以下二二〇名、小型動力ポンプ三五台、防火水そう一五、自然水利一の設備で警備し、毎月十日を防火の日と定め火災予防と機点検整備を行う外、幹部研修、団員教養、消防訓練、規律礼式訓練を年間二回実施し、過去五ヵ年間に発生した火災件数十四件の好成績を挙げている。

峰浜村消防団
団長　高田与三郎

昭和三十年三月三十一日境川、沢目の両村が合併し峰浜村の誕生に伴い、消防団も統合し峰浜消防団が発足して現在に至る。
分団数十二カ分団、団長以下一八五名、ポンプ自動車一台、小型動力ポンプ十六台、消火栓一〇、打込井戸二、防火水そう五六、自然水利二五の設備をもって警備にあたり、幹部研修、規律礼式訓練、ポンプ操法等年間一回実施する外、新任団員の消防学校に入校せしめている。
過去五ヵ年間の火災二一件、全半焼十六棟で、火災予防に力を入れている。

田代町消防団
団長　工藤　仙吉

昭和三十一年九月三十日早口町と山瀬村が合併し田代町誕生し、消防も統合し田代町消防団として発足現在に至る。
分団数八カ分団、団長以下一八八名、消防ポンプ自動車四台、小型動力積載車四台、小型動力ポンプ九台、消火栓五六、自然水利一〇、貯水そう二九をもって警備にあたっている。
消防幹部研修、団員講習を年間三回、規律礼式訓練年間一回、消防訓練年二回を行っている。
また、毎月十日を防火の日と定め、火災予防に重点をおき、機械の整備点検を実施している。

分団長　佐藤甚之助
井川町消防団
分団長　遠藤　栄作
能代市消防団
班　長　小川　善治
二ツ井町消防団
分団長　工藤　正孝
八竜町消防団
分団長　伊藤由一郎
峰浜村消防団
班　長　鶴井　堅逸
〃　薩摩　勝義
副班長　米森　万吉
平鹿町消防団
分団長　藤原　五郎
〃　奥　周助
〃　佐藤　敬作
山内村消防団
分団長　下夕村　勇
湯沢市消防団
部　長　栗田　武蔵
皆瀬村消防団
分団長　阿部　一雄
本荘市消防団
副分団長　武田　勉
由利町消防団
分団長　三浦　繁忠
島海村消防団
分団長　三浦　荘市
〃　佐藤　正吉
東由利町消防団
副団長　太田千代三
西目村消防団
分団長　柳橋　定雄
五城目町消防団
分団長　大柳新之助
〃　原田　鶴治
〃　佐藤金一郎
飯田川町消防団
副団長　十肌　登
若美町消防団
部　長　鈴木　八郎
八郎潟町消防団
分団長　北嶋　武
〃　村井忠一郎
副分団長　畠山伝市
〃　石井　孝一
〃　金　一夫
〃　谷村　謙一
班　長　吉田　由美
河辺町消防団
部　長　関　清秋
西仙北町消防団
副団長　小笠原新吉
協和町消防団
副団長　恵島　明
分団長　遠藤　広雄
阿仁町消防団
分団長　鈴木　富蔵
中仙町消防団
副分団長　工藤公一
副分団長　小松政雄
部　長　佐藤　武蔵

消防被服
名入染物専門
寺田染工場
横手市清川町
電話②〇四一六

日本消防協会委託 事業研修会開催!!

秋田県消防協会では、昭和49年度日本消防協会の委託事業の火災防ぎょ戦術の講習会を一月28日(火)から30日(木)までの3日間秋田県消防学校で開催した。
日程と講師及び受講者氏名次のとおり。
1月28日(火)
▽10時～11時入校
▽1時30分～2時30分指導者としての心構え　小松消防学校長
▽2時30分～3時30分火災防ぎょ概説　工藤消防学校主任
▽3時30分～4時30分火災と気象　森田消防災課参事
▽5時30分～6時30分火災と煙とガス　大石消防学校教務課長
1月29日(水)
▽9時～10時消防活動の法的根拠　相沢消防学校長補佐
▽10時～11時火災防ぎょの根本　郷井秋田消防署長
▽11時～12時防ぎょ行動の実際　郷井秋田消防署長
▽1時30分～4時30分防ぎょ行動の実際　高橋十崎消防署長
1月30日(木)
▽9時～12時防ぎょ行動の実際　工藤秋田消防警備係長
▽1時～2時消防力の基準　井上消防災課消防係長
▽2時　閉講式
▽受講者
横手市消防団
分団長　寺田　博寿
仁賀保地区消防団
副団長　土門　弥一
分団長　阿部　喜一

昭和50年秋田県春季火災予防運動実施要綱

1. 目　的　この運動は火災が発生しやすく、また季節風等により大火になりやすい時期を迎えるにあたり県民の火災予防思想の高揚をはかり、火災発生の防止と火災による死傷者の発生防止することを目的とする。
2. 統一標語　『生活の一部にしよう火の点検』
3. 実施期間　昭和50年4月6日(日)から4月12日(土)まで。
4. 実施区域　秋田県一円。
5. 主　唱　秋田県、市町村、秋田県消防協会
6. 重点推進事項　(1)わが家の防火総点検　(2)百貨店、病院、複合ビル、旅館、ホテル等特殊建物の消防設備の整備と安全避難　(3)山火事予防思想の普及。

年金（障害・遺族）が増額

昨年11月1日にさかのぼり

非常勤消防団員等に係る損害補償の基礎を定める政令等の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三六五号）が昨年の十一月二十一日公布施行され、十一月一日にさかのぼって適用されることになった。

この改正の趣旨は、最近における社会経済情勢にかんがみ、非常勤消防団員等及びその遺族に対する損害補償の充実を図るため、障害補償一時金及び遺族補償年金の補償水準の引き上げ並びに遺族補償年金の前払一時金（以下「前払一時金」という）に係る制度の改善等を行う必要があるため改正されたものである。

なお、この改正に伴ない市町村消防員団等公務災害補償条例準則の一部も改正となった。

改正の内容

1、障害補償年金及び障害補償一時金の改善

障害補償年金及び障害補償一時金の額が、障害等級に応じてそれぞれ次の通り改善された。（政令別表第二）

【註】数字は補償基礎額の何倍に相当する額かを表し、かっこ内は改正前の倍数を示す。

障害補償年金

第1級　三一三（二八〇）
第2級　二七七（二四八）
第3級　二四五（二一九）
第4級　二一三（一九一）
第5級　一八四（一六五）
第6級　一五六（一四〇）
第7級　一三一（一一七）

障害補償一時金

第8級　五〇三（四五〇）
第9級　三九一（三五〇）
第10級　三〇二（二七〇）
第11級　二三六（二一〇）
第12級　一〇一（九〇）
第13級　七六（五〇）
第14級　五六（五〇）

右記の改正規定は、昭和四十九年十一月一日以後の期間に係る障害補償年金及び同日以後に支給すべき事由が生じた障害補償一時金について適用し、同日前の期間に係る障害補償年金及び同日前に支給すべき事由が生じた障害補償一時金については、なお従前の例によるものであること。（改正政令附則第二項）

2、遺族補償年金の改善

遺族補償年金の額が、遺族の人数の区分に応じて、それぞれ次の通り改善された。（政令第八条の2）

【註】人数は年令の算定基礎となる遺族数を示す。うち一人について(イ)は(ロ)及び(ハ)以外の場合、(ロ)は五十五歳以上五十五歳未満の妻である場合、(ハ)は五十五歳以上又は廃疾の状態にある妻をある場合を表し、また、支給額のうちの%は補償基礎額の年額のパーセントを示し、かっこ内は改正前の%である。

遺族数

一人(イ)　三五%（三〇%）
〃(ロ)　四〇%（三五%）
〃(ハ)　四五%（四〇%）
二人　五〇%（四五%）
三人　五六%（五〇%）
四人　六二%（五五%）
五人以上六七%（六〇%）

遺族補償年金の前払一時金制度について、次のような改善が行われた。（昭和四十一年一部改正政令（政令第一〇八号）附則第四条）

ア、前払一時金制度の存続期間の延長

前払一時制度は、昭和五十一年三月三十一日まで暫定措置となっているが、その運用の実態にかんがみ、更に十年間延長したこと。（同条第一項）

ただし、既に遺族補償年金の支給を受けた場合であっても、当該遺族補償年金の支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該前払一時金の額に達するまでその支給を停止するものであること。（同条第二項）

イ、前払一時金の支給に係る申出手続の整備

(イ)遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が二人以上ある場合には前払一時金の申出は、これらの遺族がそのうち一人を代表者に選任し、その代表者がするものであること。（同条第三項）

(ロ)前払一時金の支給に係る申出は、同一の事由につき二回以上することができないものであること。（同条第四項）

ウ、前払一時金の額

前払一時金の額は、補償基礎額の一、〇〇〇倍、八〇〇倍、六〇〇倍、四〇〇倍又は二〇〇倍に相当する額のうちから前払一時金に係る申出をする者が、その申出において選択した額とすること。

ただし、遺族補償年金の支給を受けた後に申出がされたときは、補償基礎額の一、〇〇〇倍に相当する額から当該申出がされる日の属する月までの期間に係る遺族補償年金の額の合算額を控除した額を超えること、ができないこと。（同条第五項）

エ、前払一時金の支給に伴う遺族補償年金の支給停止の期間

前払一時金が支給される場合における当該非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌日（前払一時金の申出が遺族補償年金の支給を受けた後にされたときは、当該申出がされた日の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額（前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期日から一年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金については、その額を一に当該最初の遺族補償年金の支給期月から当該各月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）一年につき一〇〇分の五を加算して得た数で除して得た額の合算額が当該前払一時金の額に達する月までのその支給を停止するものであること。（同条第六項）

オ、適用日

上記1の改正規定は、昭和四十九年十一月一日以後の期間に係る遺族補償年金について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金については、なお従前の例によるものであること。（改正政令附則第四項）

3、葬祭補償の額の改正

(1)葬祭補償の額を、現行の補償基礎額の六〇倍に相当する金額から九万円に補償基礎額の三〇倍に相当する金額を加えた金額に改めたこと。

ただし、改正後の葬祭補償の額が、補償基礎額の六〇倍に相当する金額に満たないときは、当分の間、当該六〇倍に相当する金額を葬祭補償の額とすること。（政令第十一条及び改正政令附則第三項）

(2)上記(1)の改正規定は昭和四十九年十一月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例によるものであること。（改正政令附則第二項）

防火ポスターと標語の審査結果について

昨年秋の火災予防運動の行事として全県高等学校、中学校、小学校から募集したポスター一七三点、標語二五六点について二月三日（月）午後一時三十分から消防会館で、次の審査員から慎重に審査され、入選を決定した。

審査員は

秋田県教育委員会
八鳥指導主事
秋田魁新報社文化部
能家谷　次長
秋田県消防防災課
足　田　参事
秋田県消防協会
保　坂　局長

◎ポスターの部

◇一位
能代市能代第二中学校
三年　川越　豊彦

◇二位
能代市能代第二中学校
三年　竹島　和広
大潟村大潟中学校
二年　合田　徹

◇三位
西木村西明寺中学校
三年　門脇　里美
大潟村大潟中学校
二年　渡辺　信子
合川町合川北小学校
六年　佐藤　純子

◇佳作
能代市東雲中学校
一年　荒木　笑子
三年　佐々木利光
大潟村大潟中学校
二年　佐藤千恵子
西仙北町刈和野中学校
二年　太田　若菊
小坂町川上小学校
五年　餞盛　郁子
六年　中村　公司
六年　秋本千賀子
鹿角市八幡平小学校
六年　阿部　明雄
六年　似鳥江里子
六年　浅石　斉

◎標語の部

◇一位
あぶないよ、小さなすいがら大きなそんがい
毛馬内小学校
五年　斎藤　駒之

◇二位
家に消火器心に防火
毛馬内小学校
五年　和田寅田美

火の用心　かけ声より
もまず点検
大潟村大潟中学校
一年　吉原　茂子
おかあさんガスの点検
おとうさんタバコの点検
大館桂高等学校
一年　和田美智子
一に注意二にも注意三にやっぱり注意
六年　阿部　幸子
もう一度思わぬ場所も再点検
湯城第一小学校
六年　後藤　秀則
安心な住まいみんなの火のしまつ
亭城第一小学校
六年　中嶋　聡美
火のしまつ
大館桂高等学校
一年　斎藤　郁子
小坂町川上小学校
三年　栗山加奈子
亭城第一小学校
六年　加賀谷健吾
炎でくずれるあなたの生活わずかの注意でそれる幸福
大館桂高等学校
一年　相馬　哲子

◇佳作
生活の中に入れよう火のあとしまつ
八幡平小学校
六年　阿部　幸子
一度思わぬ場所も再点検
湯城第一小学校
六年　後藤　秀則
安心な住まいみんなの火のしまつ
亭城第一小学校
六年　中嶋　聡美
火のしまつ
大館桂高等学校
一年　斎藤　郁子

◇三位
出かけさきのるす居はほくらで火の用心
小坂町川上小学校
三年　中村　正孝
一度つけたら二度消す心
亭城第一小学校
六年　加賀谷健吾
炎でくずれるあなたの生活わずかの注意でそれる幸福
大館桂高等学校
一年　相馬　哲子
燃えてからでは遅もおそいあなたがやろうよ火の用心
協和町立雄小学校
六年　畠山　義勝
火の点検どんなときでも忘れるな
大館桂高等学校
一年　近藤美美子
寝タバコはあなたの夢まで焼き殺す
大館桂高等学校
一年　吉原　茂子
おかあさんガスの点検
おとうさんタバコの点検
大館桂高等学校
一年　和田美智子
一に注意二にも注意三にやっぱり注意
大館桂高等学校
一年　千葉まり子
君の手で私の手で防ごう火の用心
湯城第一小学校
六年　後藤　秀則
安心な住まいみんなの火のしまつ
亭城第一小学校
六年　中嶋　聡美
火のしまつ
大館桂高等学校
一年　斎藤　郁子

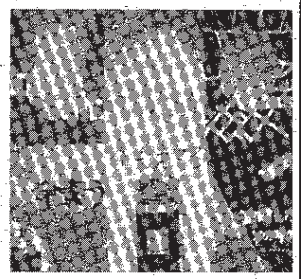

◇ポスターの部
上段右より一位、二位
下段三位

消防放談 (82)

放水生

◎火災予防心得

昔から怖いものは地震、雷、火事、親父といわれていますが、地震と雷は天災であり、火事に比較してその度数も少ない。親父が怖いのはドラ息子の場合のみであり、現在では親父を怖いと思う子供はおりません。

そうなると世間で一番怖いものは火事という事になる。

火事は一寸した不注意から起きている。

ことに、わが国の建物は木と紙でつくられているといわれ、これに居住している住民は火災予防には余りにも冷淡である。

災害が起こり損害が生じてから周章狼狽し、その尻ぬぐいに日夜寧日なきありさまである。

大自然の中でわれわれともっとも密接な関係を持ち、かつ、それを利用することによって、われわれの生活を豊かにするもの、それは火である。しかし、一度その使用を誤れば、この有益な火が火災となり、災禍を与えることになる。

この恐ろしい火事を防ぐ消防は一番優れてなければならないが、残念ながら、安心する段階には設備されておりません。

そこで、住民はわが家を守るために、火災予防に充分注意しなければなりません。

文化的な生活に慣れきっている現在、必ず危険がつきまとうものと覚悟しなければなりません。そこで、例を電気設備にとって見ますと、「消し忘れ」「切り忘れ」による火災が非常に多いのです。使利だからという目的以外の使い方をしたり、故障したのに、めんどうくさいからそのまま使ってしまうなどといった事は絶対に避けて下さい。

先づ使い終ったらスイッチを切るだけでなく、必ずコンセントからコードを抜き、きめられた保管場所に片づける習慣をつける。

テレビは、内部にほこり、大館桂高等学校

一一年、千葉まり子

碧の手で私の手で防ごう火の用心

湯城第一小学校

六年　後藤　秀則

安心な住まいみんなの火のしまつ

亭城第一小学校

六年　中嶋　聡美

火のしまつ

大館桂高等学校

一年　斎藤　郁子

おかあさんガスの点検

おとうさんタバコの点検

大館桂高等学校

一年　和田美智子

一に注意二にも注意三にやっぱり注意

大館桂高等学校

一年　